



工事特記仕様書（改修）	
I. 工事名称	三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事
II. 工事概要	
1 工事場所	津市 一身田中野 地内
2 敷地面積	24,871㎡
3 工事内容	
棟名称	渡り廊下
構造	鉄筋コンクリ造 2階建
建築面積	
延べ面積	
工事項目	耐震補強、外壁改修、防水改修、建具改修
III. 建築改修工事仕様	
1 共通仕様	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「三重県公共工事共通仕様書」及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成28年版（以下「改修標準仕様書」という。）による。
2 特記仕様	(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 (3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は改標仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																				
① 一般共通事項	① 適用基準等	1) 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版） 2) 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（平成28年版）																				
	② 施工条件	<p>施工方法及び検査に関する事項</p> <p>※ 工事契約後、速やかに調査及び施工計画書等を作成し、現場着手までに市監督員の承諾を得ること。</p> <p>※ 工事中の安全計画・消防計画等は、市監督員と十分協議し災害防止に努めること。</p> <p>※ 本工事における諸官庁への届出、手続き及び書類等は、速やかに提出し工事の遂行に影響の無いよう努めること。</p> <p>※ 特定作業に伴って発生する騒音は、低騒音・低騒音に努め騒音規制法に基づき関係機関への届出・打合せの上、作業に着手する事とし、周辺住民からの苦情があった時は、工事を一時中断し、誠意をもって地元調整を行い、工事の再開は市監督員の承認を得てから行うこと。</p> <p>※ 工事期間中、近隣関係者等へ危害を与えないよう注意し、かつ周道路等に資材を落下させたり、ほこり等を飛散させないよう万全の注意を払うこと。</p> <p>※ 場外退出時、車両足廻りの洗浄等を行い、汚損等しないようにすること。</p> <p>※ 工事車両の出入りについては、安全確保に十分配慮すること。</p> <p>※ 大型車両通行時には誘導員を配置し、通行人及び敷地周辺の安全に十分配慮すること。</p> <p>※ 工事車両及び工事関係車両は、周道路路に駐車しないこと。</p> <p>※ 工事期間中、工事に起因し既存施設破損等を与えた場合は、工事請負者の責任において速やかに現状復旧するとともに市監督員に報告書を提出すること。</p> <p>※ 工事着手前には、現状状況把握の為に破損箇所等があれば、市監督員立会いのもと写真に記録しておくこと。また、工事過程に於いて、既設施設に破損等を与えた場合は、請負者の負担において速やかに復旧すると共に、市監督員に報告すること。</p> <p>※ 設計図書に明記なくとも機能上及び構造上当然必要と認められるもの並びに、取り合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。</p> <p>※ 9月27日より後期の講義が開始されるため、騒音及び振動が生じる作業は、それ以前に終えること。</p> <p>※ 8月8日から10日までオープンキャンパスが行われる為、作業内容は短大関係者及び市監督員と協議すること。</p> <p>※ 8月17、18、21日は、試験が行われるため、騒音振動が生じる作業は行わないこと。</p>																				
	③ 発生材の処理等 (1.3.12)	<p>本工事は、その施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。</p> <p>工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p>分別解体等の方法</p> <table border="1"> <tr> <th>工程</th> <th>作業の有無</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> <tr> <td>造成等</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>基礎・基礎ぐい</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>上部構造部分・外装</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>・有 ○無</td> <td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>建築設備・内装等</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>その他 ( 防水改修 )</td> <td>○有 ・無</td> <td>・手作業 ○手作業、機械作業の併用</td> </tr> </table> <p>・ 引き渡しを要するもの（ ・ 無 ・ ）</p> <p>・ 特別管理産業廃棄物 ・ 有（ ） 処理方法（ ）</p> <p>○ アスベスト成形板等解体時の留意点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。</li> <li>可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。</li> <li>飛散されない様にする。</li> <li>保護具及び作業着を着用すること。</li> <li>解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。</li> <li>事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。</li> </ol> <p>・ 現場において再利用を図るもの（ ）</p> <p>○ 再資源化を図るもの ○コンクリート塊 ○アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材</p> <p>引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。</p> <p>引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。</p>	工程	作業の有無	分別解体等の方法	造成等	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	上部構造部分・外装	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	屋根	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用	建築設備・内装等	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用	その他 ( 防水改修 )	○有 ・無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																				
造成等	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
基礎・基礎ぐい	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																				
上部構造部分・外装	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																				
屋根	・有 ○無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																				
建築設備・内装等	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																				
その他 ( 防水改修 )	○有 ・無	・手作業 ○手作業、機械作業の併用																				

4 建設副産物情報交換システムの利用	再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は受注時において工事請負代金額が1億円以上の工事については、工事着手前及び工事完了後に「再生資源利用計画書（実施書）」及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を監督員に提出すること。 また、工事着手前にはJACICが運営する「建設副産物情報交換システム」へデータを入力し、工事完了時にはシステムへ実績報告を行うこと。																																
⑤ 三重県産業廃棄物税	本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。																																
6 電気保安技術者 (1.3.3)	適用する																																
7 技能士 (1.6.2)	職種別に可能なものについては、積極的に活用すること。																																
⑧ 施工数量調査 (1.5.2)	調査範囲及び調査方法 ○ 工種別の特記による																																
9 調査のための破壊部分の補修 (1.5.3)	補修方法 ・ 図示（図面番号： ） ・（ ）																																
① 建築材料等	1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。																																
1 1 化学物質の濃度測定 (1.6.9)	<p>測定対象化学物質（●で示したものととする。）</p> <table border="1"> <tr> <th>適用</th> <th>施設用途</th> <th>ホルムアルデヒド</th> <th>トルエン</th> <th>キシレン</th> <th>エチルベンゼン</th> <th>スチレン</th> <th>パラジロロベンゼン</th> </tr> <tr> <td></td> <td>学校、教育施設</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> </tr> <tr> <td></td> <td>住宅</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td>●</td> <td></td> </tr> </table> <p>測定対象室及び測定箇所数 ○ 図示（図面番号： ） ・（ ）</p> <p>測定方法（ ・ バッシブ法 ・ アクティブ法）</p> <p>報告書提出部数 2部</p> <p>改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。</p> <p>営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（平成28年版））に従い撮影する。 提出部数 1部 用紙は上質紙とする。</p> <p>作成する（ ○ 完成図 ・ 保全に関する資料 ・（ ））</p> <p>完成図作図範囲（ 設計図を訂正 ）</p> <p>完成図はCADにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用权は発注者に移譲するものとする。また、製本2部により提出すること。</p> <p>○ デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 （A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多くなる場合には、監督員と協議すること。写真は、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なして撮影すること。</p> <p>施工範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強</li> <li>図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強</li> <li>自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強</li> <li>駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び 操作スイッチ</li> </ul> <p>施工図</p> <p>○ 設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。</p> <p>工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて現状に準じて補修する。</p> <p>工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p> <p>1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事（ ・ 建築工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事） ・ 別途工事</p> <p>2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。</p> <p>労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。</p> <p>1) 一般事項 市工事の施工にあたり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。</p> <p>2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。</p> <p>屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告物の登録事業者であること。</p>	適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジロロベンゼン		学校、教育施設	●	●	●	●	●	●		住宅	●	●	●	●	●			その他	●	●	●	●	●	
適用	施設用途	ホルムアルデヒド	トルエン	キシレン	エチルベンゼン	スチレン	パラジロロベンゼン																										
	学校、教育施設	●	●	●	●	●	●																										
	住宅	●	●	●	●	●																											
	その他	●	●	●	●	●																											
② 特別な材料の工法																																	
③ 騒音・振動の防止																																	
④ 工事写真																																	
⑤ 完成図 (1.8.2)																																	
⑥ 完成写真																																	
⑦ 設備工事との取合い																																	
⑧ 既存部分等への処置 (1.3.13)																																	
⑨ 事故報告																																	
2 0 消防提出書類																																	
② 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置																																	
② 不正軽油の使用の禁止																																	
② 屋外広告物																																	

## 2 仮設工事

① 足場 (2.2.1) (表2.2.1)	<p>設置する足場について、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き型式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>内部足場の種別 ○ 脚立 ・ 足場板 ・（ ） 外部足場の種別 ○（ 枠組み本足場（手摺先行据置型） ） 防護シート等による養生 ○ 適用する ・ 適用しない</p>																																				
② 既存部分の養生 (2.3.1)	<p>既存部分の養生 ○ 図示（図面番号： A-22 ） 既存ブラインド・カーテンの養生 養生方法（ ） 保管場所 ・ 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 ・ 行う ・ 行わない</p>																																				
③ 仮設間仕切り (2.3.2) (表2.3.1)	<p>屋内の仮設間仕切り ・ A種 ○ B種 ・ C種 合板 厚さ ・ 9mm ・（ ） せっこうボード 厚さ ○9.5mm ・（ ） 合板又は石こうボードの産装 ・ 行う ○ 行わない</p> <p>仮設扉 設置箇所 ・ 図示（図面番号： ） 種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p>																																				
4 監督員事務所 (2.4.1)	<p>・ 構内建物内の一部を使用する。 ・ 設置する ・ 設置しない</p> <p>監督員事務所の規模(単位:㎡)</p> <table border="1"> <tr> <th>通用規模</th> <th>10程度</th> <th>20程度</th> <th>35程度</th> <th>65程度</th> <th>100程度</th> </tr> </table> <p>監督員事務所の仕上げ</p> <table border="1"> <tr> <th>部 位 等</th> <th>仕 上 げ</th> </tr> <tr> <td>床</td> <td>合板張り又はビニール床シート張り</td> </tr> <tr> <td>内壁・天井</td> <td>合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗</td> </tr> <tr> <td>屋根</td> <td>装溶融垂れ止め鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td> </tr> </table>	通用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	部 位 等	仕 上 げ	床	合板張り又はビニール床シート張り	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗	屋根	装溶融垂れ止め鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																						
通用規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																
部 位 等	仕 上 げ																																				
床	合板張り又はビニール床シート張り																																				
内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルジョン塗																																				
屋根	装溶融垂れ止め鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																				
5 監督員事務所の備品等 (2.4.1)(b)	<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>机・いす</th> <th>書棚</th> <th>黒板・白板</th> <th>掛時計</th> <th>温度計</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>組</td> <td>台</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>個</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>長靴</th> <th>雨合羽</th> <th>保護帽</th> <th>懐中電灯</th> <th>衣類ロッカー</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>足</td> <td>着</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>消火器</th> <th>掃除具</th> <th>受注者加入電話 FAX</th> <th>冷暖房機器</th> <th>インターネット</th> </tr> <tr> <td>数量</td> <td>個</td> <td>個</td> <td>台</td> <td>台</td> <td>台</td> </tr> </table>	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット	数量	個	個	台	台	台
種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																
数量	組	台	個	個	個																																
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																
数量	足	着	個	個	台																																
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話 FAX	冷暖房機器	インターネット																																
数量	個	個	台	台	台																																
⑥ 仮設便所	<p>構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない</p>																																				
⑦ 工事用水	<p>構内既存の施設 ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない</p>																																				
⑧ 工事用電力	<p>構内既存の施設 ○ 利用できる（ ・ 有償 ○ 無償） ・ 利用できない</p> <p>有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。</p>																																				
⑨ 交通誘導警備員	<p>配置 ○ 図示（図面番号： A-21 ）</p>																																				

特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 改修特記仕様書 1	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号
			縮尺	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森 幸 路	A-01 原因：A 2
				事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号	

③ 防水改修工事

- 1 アスファルト防水 (3.1.4) (3.3.3) (表3.3.3)~ (表3.3.10)
改質アスファルトルーフィングシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( )
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( )
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( )
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.3.3)~(表3.3.9)による ・ ( )
(3.3.2) 断熱工法の断熱材 (PIB1, P2A1, T1B1, POD1, M3D1, M4D1)
材質 ・ ( )
・ A種押出法ポリスチレンフォーム保温材の保温板3種b(スキンあり)
・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種1号
・ A種硬質ウレタンフォーム保温材の保温板2種2号
厚さ ・ ( )
ルーフトレン回り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置 ・ 図示(図面番号: )
(3.3.3)(b)(2) 脱気装置 (M3D, POD, POD1, M3D1, M4D1)
・ 設ける(設置数量 ・ 図示(図面番号: ), 材質( ))
・ 設けない
・ 仕上塗料 種類( ) 使用量( )
(3.3.5) 保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ ・ 水下80mm以上 ・ ( )
床タイル張り ・ 水下60mm以上 ・ ( )
保護層 ・ 設ける ・ 設けない
屋上排水溝の適用 ・ 適用する
立上り保護 ・ 乾式保護材( )
・ れんが(材質 ・ JIS R1250)
2 改質アスファルトシート防水 (3.4.2)
改質アスファルトシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)~(表3.4.3)による ・ ( )
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)~(表3.4.3)による ・ ( )
粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)~(表3.4.3)による ・ ( )
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.4.1)~(表3.4.3)による ・ ( )
断熱工法の断熱材 (M3AS1, M4AS1, POAS1)
材質、厚さ( )
図示( )
(3.4.3) (表3.4.1)~ (表3.4.3)
工法 種類 種別 施工箇所 仕上塗料
・ M4AS ・ AS-T1 ・ AS-T2 ・ AS-J2
脱気装置
・ 設ける(設置数量 ・ 図示(図面番号: ), 材質( ))
・ 設けない
ルーフィングシート
種類 ・ 改修標準仕様書(表3.5.1)及び(表3.5.2)による ・ ( )
厚さ ・ 改修標準仕様書(表3.5.1)及び(表3.5.2)による ・ ( )
絶縁用シート ・ 発泡ポリエチレンシート
固定金具の材質及び寸法形状 ・ 図示( )
断熱工法の断熱材 (POS1, S4S1, S3S1, M4S1)
材質、厚さ( )
・ 図示( )
(3.5.3) (表3.5.1)~ (表3.5.3)
工法 種類 種別 施工箇所 仕上塗料
・ S3S ・ S-F1(S1-F1)
・ S3S1 ・ S-F2(S1-F2)
(3.5.3) 脱気装置
・ 設ける(設置数量 ・ 図示(図面番号: ), 材質( ))
・ 設けない
(3.5.4) 既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合
目地処理 ・ 図示(図面番号: )
増張り ・ 図示(図面番号: )
保護層の施工 ・ 図示(図面番号: )
④ 塗膜防水 (3.6.3) (表3.6.1) (3.6.3)(a)
(3.6.3)(b)
工法 種類 種別 施工箇所
・ POX ・ X-1 ○ X-2
図面参照
脱気装置
・ 設ける(設置数量 ・ 図示(図面番号: ), 材質( ))
○ 設けない
(3.6.3)(b)
工法 種類 種別 施工箇所
・ PIY ・ Y-2
・ P2Y
保護層 ・ 図示(図面番号: )
防水工事の保証書の提出及び保証年限
○ 保証年限10年 ・ その他( )
<保証書(請負人、材料製造所、防水施工者の連帯保証)は各2通提出する。
防水施工者は、防水材料製造所の施工者とし、監督員の承諾を受ける>
5 既存防水層表面の仕上塗装の除去 (3.2.6)(c)(2) (3.2.6)(c)(6)
(M4AS, M4AS1, M4C, M4D1) ・ 行う ・ 行わない
(L4X) ・ 行う ・ 行わない

Table with columns for work type, material, and construction details for waterproofing and insulation.

④ 外壁改修工事

- ⑥ シーリング (3.7.2) (表3.7.1)
(3.7.4~7)
(3.7.8)
(3.8.2) (表3.8.1)
⑦ アルミニウム製 笠木 (3.9.2)(e) (表3.9.1)
(3.9.3)(b)
(3.9.2)(d) (3.9.3)
① 施工数量調査
調査範囲 ○ 全面 ・ ( )
調査項目 ○ ひび割れ部(幅0.2mm ○ 0.2mm~1.0mm ○ 1.0mm以上)
○ はがれ及びはく落部分
○ 浮き部
調査方法 ○ 打診、目視及びクラックスケール等(○ 足場 ・ ゴンドラ)
報告書 2部(立面図等に記載、必要に応じて写真添付)
② 改修工法の種類 (4.1.4) (4.1.5)
外壁 種類 改修工法
○ コンクリート打直し 仕上げ外壁 ひび割れ部 ○ 樹脂注入工法 ○ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
欠損部 ○ 充填工法
ひび割れ部 ○ 樹脂注入工法 ○ Uカットシール材充填工法 ・ シール工法
欠損部 ○ 充填工法
○ モルタル塗り仕上げ外壁 浮き部 ○ アンカーピンニング
○ 部分エポキシ樹脂注入工法
・ 全面エポキシ樹脂注入工法
・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング
・ 部分エポキシ樹脂注入工法
・ 全面エポキシ樹脂注入工法
・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ 充填工法
・ モルタル塗替え工法
ひび割れ部 ・ 樹脂注入工法
・ Uカットシール材充填工法
欠損部 ・ タイル部分張替え工法
・ タイル張替え工法
・ アンカーピンニング
・ 部分エポキシ樹脂注入工法
・ 全面エポキシ樹脂注入工法
・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ 注入口付アンカーピンニング
・ 部分エポキシ樹脂注入工法
・ 全面エポキシ樹脂注入工法
・ 全面ポリマーセメントスラリー注入工法
・ エポキシ樹脂注入工法
・ タイル部分張替え工法
・ タイル張替え工法
目地 ・ 目地ひび割れ部改修工法
・ 伸縮目地改修工法
・ 塗り仕上げ外壁 新規仕上げ ・ 薄付け仕上塗材塗り
・ 厚付け仕上塗材塗り
・ 複層仕上塗材塗り
・ 可とう形改修用仕上塗材塗り
・ 各種塗料塗り
・ マスチック塗材塗り

Table with columns for material type, material, and construction details for exterior wall repair.

③ 改修工法等

- (4.2.2)(a) (4.3.4) (4.4.5) (4.5.5)
樹脂注入工法
種類 ○ 自動式低圧エポキシ樹脂注入工法
注入量( ) 注入間隔( )
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法
注入量( ) 注入間隔( )
・ 機械式エポキシ樹脂注入工法
注入量( ) 注入間隔( )
材料 エポキシ樹脂JIS A6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)
○ 低粘度形 ・ 中粘度形
コア抜取検査 ・ 行う ○ 行わない
・ 抜取り個数( )
・ 抜取り部分補修方法( )
(4.2.2)(b) (4.3.5) (4.4.6) (4.5.6)
Uカットシール材充填工法
材料 ○ シーリング用材充填 ( ・ PU-1 ○ PU-2 ・ ( ))
○ 可とう性エポキシ樹脂充填
シーリング材の上にポリマーセメントモルタル充填
○ 行う ・ 行わない
(4.2.2)(c) (4.3.6) (4.4.7)
シール工法
材料 ・ バテ状エポキシ樹脂
・ 可とう性エポキシ樹脂
(4.2.2)(d) (4.3.7) (4.4.8)
充填工法
材料 ○ エポキシ樹脂モルタル
・ ポリマーセメントモルタル
(4.2.2)(g) (4.4.9)
モルタル塗替え工法
材料 ・ 既製目地材の適用及び形状( )
仕上げ厚( )
(4.2.2)(e) (4.4.10) (図4.4.1)
アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 (16本/㎡ 25ml/穴)
アンカーピンの本数 ○ 標準 ・ ( )
材料 ○ ステンレス鋼(SUS304) ・ ( )
(4.2.2)(e) (4.4.11) (図4.4.2)
アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ ( )
材料 ・ ステンレス鋼(SUS304) ・ ( )
(4.2.2)(f) (4.4.13) (図4.4.3)
注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピンの本数 ・ 標準 ・ ( )
材料 ・ ステンレス鋼(SUS304) ・ ( )
呼び径 ・ 6mm ・ ( )
(4.2.2)(f) (4.4.14) (図4.4.4)
注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピンの本数及び注入口の数 ・ 標準 ・ ( )
材料 ・ ステンレス鋼(SUS304) ・ ( )
呼び径 ・ 6mm ・ ( )
(4.2.2)(f) (4.4.15) (図4.4.4)
注入口付アンカーピンニング全面ポリマーセメントスラリー注入工法
注入口付アンカーピンの本数及び注入口の配置 ・ 標準 ・ ( )
材料 ・ ポリマーセメントスラリー( )
・ 注入口付アンカーピン( ・ ステンレス鋼(SUS304) ・ ( ))
呼び径 ・ 6mm ・ ( )
(4.2.2)(h) (4.5.7)
タイル部分張替え工法
材料 ・ ポリマーセメントモルタル
・ 変成シリコーン樹脂、エポキシ樹脂、ポリウレタン樹脂
(4.2.2)(h) (4.5.8) (表4.5.4)
タイル張替え工法
タイルの大きさ 工法 塗り厚(mm)
・ 外装 タイル 小口以上二丁掛け以下
・ 密着張り 5~8
・ 改良積み上げ張り 4~7
・ 改良圧着張り 下地側 4~6
タイル側 3~4
・ ユニットタイル
・ 25mm角を超え小口未満
・ マスク張り 3~4
・ 小口未満
・ モザイクタイル貼り 3~5
(4.5.15)
注入口付アンカーピンニングエポキシ樹脂注入工法
注入口付アンカーピンの本数( 本)
(4.2.2)(h) (4.5.16)
目地ひび割れ部改修工法
伸縮調整目地改修工法
伸縮調整目地
(位置 寸法 × )
検査 シーリング接着性試験
・ 行う( ・ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験)

Table with columns for repair methods, materials, and specifications for exterior wall repair.

種 類	呼び名	仕上げ形状	工法
薄付け仕上塗材	○ 外装薄塗材 E	○ 砂壁状 ・ ゆず肌状	吹付け
		・ 平たん状 ・ 凹凸状	こて
厚付け仕上塗材	・ 外装厚塗材 C	・ ゆず肌状 ・ さざ波状	ローラー
		・ 吹付け ・ こて	吹付け こて
複層仕上塗材	・ 外装厚塗材 Si ・ 外装厚塗材 E	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け
		・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し ・ 掻き落とし	こて
可とう形改修用仕上塗材	・ 可とう形改修塗材 E ・ 可とう形改修塗材 RE ・ 可とう形改修塗材 OE	・ 吹放し ・ 凸部処理	吹付け
		・ 平たん状 ・ 凹凸状 ・ ひき起し	・ こて ・ ローラー

・ 外装厚塗 Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合  
材所要量 ( kg/m<sup>2</sup> )

・ マステック塗材塗り ・ A種 ・ B種  
仕上材塗り ( )

(表4.2.5) 複層仕上塗材の上塗材の種類

樹脂種類	溶媒種類	外 観
・ アクリル系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
・ シリカ系	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶無
・ ポリウレタン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
○ アクリルシリコン系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	○ 水系	○ 艶有 ・ 艶無
・ ふっ素系	・ 溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無 ・ メタリック
	・ 弱溶剤系	・ 艶有 ・ 艶無
	・ 水系	・ 艶有 ・ 艶無

(表4.6.3) 既存塗膜等の除去及び下地処理

工法	処理範囲
○ サンダー工法	
○ 高圧水洗工法	
・ 塗膜はく離剤工法	
・ 水洗い工法	
・ テッキブラシ	
・ 高圧ポンプ	

(表4.6.4) 下地調整  
○ C-1 ・ C-2 ・ CM-2 ・ E ・ ( )

7 網戸 (5.2.3) (e)

- ・ 可動式 ・ 固定式
- 防虫網の材質
  - ・ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス (SUS316) 製
  - ・ 網目
    - ・ 16メッシュ ・ 18メッシュ

8 樹脂製建具 (5.3.2)~(5.3.5) (表5.3.1)~(表5.3.3)

- 性能等級等
  - ・ A種 ・ B種 ・ C種
- ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 )
- ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 )
- ガラス ・ 複層ガラス ・ ( )
- 建具径見込寸法 ・ 図示 (図面番号: )
- 水切り ・ 図示 (図面番号: )
- ぜん板 ・ 図示 (図面番号: )
- 丁番 ・ 改修標準仕様書 (表5.7.3) による ・ 図示 (図面番号: )

9 鋼製建具 (5.4.2)

鋼製建具の性能等級

- ・ 簡易気密性ドアセット
  - ・ 外部に面する建具の耐風圧
    - ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
- ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 )
- ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 )
- ・ 耐震ドアセット (等級 )
- ・ めっき付着量 JIS G 3302 ・ Z12 ・ F12 ・ ( )
- ・ JIS G 3317 ・ Y08 ・ ( )

(5.4.3)

- ・ H2400又はW950の建具
- 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: )

(5.4.4)

10 鋼製軽量建具 (5.5.2)

鋼製軽量建具の性能等級

- ・ 簡易気密性ドアセット
- ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 )
- ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 )
- ・ 耐震ドアセット (等級 )
- ・ H2400又はW950の建具
- 鋼板類の厚さ ・ 図示 (図面番号: )

表面仕上げ

- ・ 塗装
- ・ ビニル被覆鋼板
- ・ カラー鋼板
- ・ ステンレス鋼板 ( ・ HL ・ 鏡面 )

11 ステンレス製建具 (5.6.2)

ステンレス製建具の性能等級

- ・ 簡易気密性ドアセット
- ・ 外部に面する建具の耐風圧
  - ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6
- ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 )
- ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 )
- ・ 耐震ドアセット (等級 )

(5.6.3)

材料 ・ SUS304 ・ ( )

表面仕上げ ・ HL仕上げ ・ ( )

(5.6.5) 曲げ加工 ・ 普通曲げ ・ 角出し曲げ

12 建具用金物 (5.7.2)

金物の見え掛り部等の材質等

- 改修標準仕様書 (表5.7.1) による
- ・ 図示 (図面番号: )

(5.7.4) マスターキー ○ 製作する ・ 製作しない  
引渡用鍵箱 ・ 必要 ○ 不要

13 自動ドア開閉装置 (5.8.2)

開閉装置の性能値

- ・ 図示 (図面番号: )

(5.8.3) センサーの種類

- ・ 図示 (図面番号: )

(5.8.3) (f) 凍結防止措置 ・ あり ・ なし

14 自閉式上吊り引戸装置 (5.9.3)

自閉式上吊り引戸装置の性能値

- ・ 改修標準仕様書 (表5.9.1) による ・ ( )

15 重量シャッター (5.10.2)

種類

- ・ 一般重量シャッター ・ 外壁用防火シャッター
- ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター

耐風圧強度 ( Pa以上)

(5.10.2) (c) (表5.10.1) 開閉機能

- ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 上部手動式

(5.10.2) (f) (5.10.3) 一般重量シャッターのシャッターケース

- ・ 設ける ・ 設けない
- ・ めっき付着量 ・ Z12 ・ F12 ・ ( )

16 軽量シャッター (5.11.2) (表5.11.1)

開閉形式

- ・ 上部電動式 (手動併用) ・ 手動式

耐風圧強度 ( Pa以上)

スラットの材質及び形状

- ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形
- ・ めっき付着量 JIS G 3312 ・ Z06 ・ F06 ・ ( )
- ・ JIS G 3322 ・ A290 ・ ( )

17 オーバーヘッドドア (5.12.2)

型式及び機構  
セクション材料  
・ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ

耐風圧強度 ( Pa以上)

開閉方式  
・ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式

収納形式  
・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形

(5.12.3) ガイドレール  
・ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板

18 板ガラス (5.13.2) (a) (5.13.4)

19 ガラス留め材 (5.13.2) (b)

20 ガラス溝の寸法、形状等 (5.13.3)

21 ガラスブロック積み (5.13.5)

ガラスブロック  
表面形状、寸法、厚さ ・ 図示 (図面番号: )  
金属枠、補強材 ・ 図示 (図面番号: )

化粧カバー ・ 図示 (図面番号: )  
工法 ・ 図示 (図面番号: )  
建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施行計画書として提出する。

6 1 一般事項 (6.1.3) (b)

既存間仕切壁の撤去に伴う取り合い部分の改修範囲

改修部分	改修範囲
・ 天井	・ 図示 (図面番号: )
・ 壁	・ 図示 (図面番号: )
・ 床	・ 図示 (図面番号: )

(6.1.3) (c) 天井内の既存壁の撤去に伴う取り合い部の天井改修範囲  
・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )

(6.1.3) (f) 天井の撤去に伴う取り合い部の壁面改修  
・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )

(6.2.2) (a) (1) 既存床撤去、下地補修

既存床仕上げ材の除去等  
浮き、欠損部等による下地モルタルの撤去  
・ 行う ・ 行わない

(6.2.2) (a) (2) 合成樹脂塗料の除去等  
・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法

(6.2.2) (c) 改修後の床の清掃範囲  
○ 施工範囲及び施工によって汚れが生じた範囲  
・ ( )

3 既存壁撤去、下地補修 (6.3.2)

既存間仕切壁の撤去に伴う他の構造体の補修工法  
・ ( )

4 木下地等 (6.5.1) (c) (表6.5.1)

(6.5.2) (a) (2) (表6.5.2)

部材名称	種 別
下地材	・ A種 ・ B種
造作材	・ A種 ・ B種

(6.5.2) (b) (1) 製材

「製材の日本農林規格」による製材

部位	樹種・寸法・形状	等級	含水率
下地用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )
造作用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )
針葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )
広葉樹製材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	・ ( )

(6.5.2) (b) (2) (6.5.2) (b) (3) (表6.5.3) 「製材の日本農林規格」以外の製材

樹種、寸法、材面の品質、防虫処理、難燃処理及び含水率 ・ 図示 (図面番号: )

造作材の材面の品質 ・ A種 ・ ( )

部 位	樹 種	県 産 材

(6.5.2) (b) (3) 代用樹種の使用 ・ 禁止する ・ 禁止しない

(6.5.2) (c) (i) 造作用集成材

「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

部 位	樹 種 ・ 寸 法	見付け材面の等級	厚 さ
造作用集成材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	
化粧ばり造作用	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	
集成材	・ 図示 (図面番号: )	・ ( )	
化粧ばり構造用	・ 図示 (図面番号: )		・ ( )
造作用集成柱	・ 図示 (図面番号: )		・ ( )

5 ⑤ 1 改修工法 (5.1.3)

- かぶせ工法
- カバー工法 ・ 持出し工法 ・ ノンシール工法
- 撤去工法
- はつり工法 ・ 引抜き工法

2 防火戸 (5.1.4)

- ・ 例示仕様 ・ 個別認定 (認定番号: )
- ・ 自動閉鎖機構 ・ 図示 (図面番号: )

3 見本の製作 (5.1.5)

- ・ 製作する ・ 製作しない

4 防犯建物部品 (5.1.7)

- ・ 図示 (図面番号: )

5 ブラインドボックス等 (5.1.6) (c)

- ・ 再使用する ・ 再使用しない

6 アルミニウム製建具 (5.2.2) (5.2.4) (表5.2.1) (表5.2.2)

性能等級等 ○ A種 ・ B種 ・ C種

- ・ 防音ドアセット、防音サッシ (等級 )
- ・ 断熱ドアセット、断熱サッシ (等級 )
- ・ 耐震ドアセット (等級 )
- ・ 結露水の処理方法 ・ 図示 (図面番号: )

アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理の種別

- 外部に面する建具
  - B-1 ・ B-2 ・ ( )
- ・ 内部に面する建具
  - ・ C-1 ・ C-2 ・ ( )

(6.5.2)(c)(ii) 「集材材の日本農林規格」以外の製材  
樹種、寸法、見付け材面の品質 ・ 図示 (図面番号: )  
含水率 ・ 15%以下 ・ ( )

(6.5.2)(d)(i) 造作用単板積層材  
「単板積層材の日本農林規格」による造作用単板積層材  
部位 厚さ 表面の品質 防虫処理  
造作用単板積層材 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( ) ・ ( )

(6.5.2)(d)(ii) 「単板積層材の日本農林規格」以外の造作用単板積層材  
厚さ、表面の品質、防虫処理 ・ 図示 (図面番号: )  
含水率 ・ 14%以下 ・ ( )

(6.5.2)(e) ・ 床張り用合板等  
部材名称 樹種名 接着の程度 等級 板面の品質 防虫処理等 厚さ

(6.5.5)(a) ・ 防腐、防蟻処理  
適用部位 図示 (図面番号: )  
保存処理性能区分 ( )  
薬剤の塗布等の処理方法 ( )  
ボート原料接着剤への防腐・防蟻処理 ( )

(6.5.5)(b) ・ 防虫処理  
・ 図示 (図面番号: )

5 軽量鉄骨天井  
下地 (6.6.2) (表6.6.1) (6.6.3)  
野縁等の種類  
・ 屋内 ・ 19形 ・ ( )  
・ 屋外 ・ 25形 ・ ( )  
形式及び寸法  
・ 屋外 ・ 図示 (図面番号: )  
・ 耐震天井 ・ 図示 (図面番号: )  
・ ふところ≧1.5m ・ 改修標準仕様書(6.6.4)(h) ・ 図示 (図面番号: )  
・ ふところ>3m ・ 図示 (図面番号: )

(6.6.4) 既存埋込みインサート  
・ 使用する ・ 使用しない  
既存埋込みインサート、あと施工アンカーの引き抜き試験  
・ 行う (図示 (図面番号: )) ・ 行わない  
耐震天井  
・ 図示 (図面番号: )

6 軽量鉄骨壁下地 (6.7.3)  
材料  
○ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】  
種類の記号 色柄 厚さ 備考  
FS 無地 2.5mm  
(表6.11.3) (表6.11.5)

(6.8.2)(a) ○ ビニル床シート【JIS A 5705 (ビニル系床材)】  
種類の記号 厚さ 備考  
半硬質ビニル床シート 2.5mm  
(表6.11.3) (表6.11.5)

(6.8.2)(c)(1) ・ 帯電防止床シート又は床タイル  
種類 性能 厚さ 備考

(6.8.2)(c)(2) ・ 視覚障害者用床タイル  
種類 形状 備考  
ビニル床タイル 300×300×7.0mm  
(表6.12.1)

(6.8.2)(c)(3) ・ 耐動荷重性床シート  
種類 性能 厚さ 備考

(6.8.2)(c)(4) ・ 防滑性床シート又は床タイル  
種類 性能 厚さ 備考

(6.8.2)(e) ・ ゴム床タイル  
種類 厚さ 備考

(6.8.3)(a) 工法  
下地 ・ モルタル下地 ・ 木下地 ・ その他 ( )

(6.8.3)(b) ビニル床シート張り  
熱溶接工法 ・ 適用する ・ 適用しない

8 カーペット敷き (6.9.3)(a) (表6.9.1)  
・ 織じゅうたん  
種類 バイルの形状 帯電性 品質の程度  
・ A種 ・ カットバイル ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ ( )  
・ B種 ・ ループバイル  
・ C種 ・ カット、ループ併用 ・ ( )  
品質の程度欄に記載した商品名は、品質の程度を示すための参考商品名である。(以下同様)

(6.9.3)(b) (表6.9.2)  
・ タフテッドカーペット  
バイルの形状 バイル長(mm) 帯電性 工法 品質の程度  
・ カットバイル ・ 人体帯電圧 3KV以下 ・ 全面接着工法  
・ ループバイル ・ グリッパー工法 ・ ( )  
・ カット、ループ併用 ・ ( )

(6.9.3)(c) ・ ニードルパンチカーペット  
厚さ(mm) 帯電性 備考  
・ 人体帯電圧 3KV以下  
・ ( )

(6.9.3)(d) (表6.9.2) ・ タイルカーペット  
種類 バイルの形状 寸法(mm) 総厚さ(mm) 品質の程度  
・ カットバイル ・ 500×500 ・ 6.5 ・ ( )  
・ ループバイル ・ ( ) ・ ( )

(6.9.3)(e) 下敷き材 ・ 第2種第2号、厚さ8mm ・ ( )  
(6.9.3)(f) 見切り、押え金物 ・ 適用する(材質、種類及び形状 ・ 図示(図面番号: ))

(6.9.4)(e) 敷き方  
平場 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )  
階段部分 ・ 市松敷き ・ 模様流し ・ ( )

9 合成樹脂塗床 (6.10.3)(b)(1) (表6.10.4) (6.10.3)(b)(2) (6.10.3)(c) (表6.10.5)~ (表6.10.8)  
弾性ウレタン樹脂系塗床の仕上げ種類、工程  
・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ  
エポキシ樹脂系塗床の仕上げ種類  
・ 薄膜流し仕上げ( ・ 平滑 ・ 防滑) ・ 厚膜流し仕上げ( ・ 平滑 ・ 防滑)  
・ 樹脂モルタル仕上げ( ・ 平滑 ・ 防滑) ・ 薄膜型塗床仕上げ( ・ 平滑)

10 フローリング張り (6.11.4) (表6.11.2)  
・ 釘留め工法  
材料 種類 樹種  
・ フローリングボード (根太張用) ・ A種 ・ B種 ・ C種  
・ 複合フローリング (根太張用) ・ A種 ・ B種 ・ C種  
防湿処理 ・ 図示 (図面番号: )

(6.11.5) (表6.11.5) (表6.11.5)  
・ 接着工法  
材種 樹種 厚さ 大きさ  
・ フローリングボード (直張用)  
・ フローリングブロック (直張用)  
・ 複合1種フローリング (直張用) ・ A種 ・ なら  
・ 複合2種フローリング (直張用) ・ B種 ・ ( )  
・ 複合3種フローリング (直張用) ・ C種  
・ モザイクパーケット (直張用) ・ ( ) ・ ( ) ・ ( )  
緩衝材 ・ 合成樹脂発泡シート ・ 図示 (図面番号: )

(6.11.6)(2) 塗装  
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (1液形、B種)  
・ オイルステイン塗りのうえワックス塗り  
・ 生地そのままワックス塗り  
・ ( )

11 畳敷き (6.12.2) (表6.12.1)

12 セッコウボード、その他ボード及び合板張り (6.13.2) (表6.13.1)  
材種 種類 厚さ(mm)  
壁 ・ 9.5(準不燃)  
・ 12.5(不燃)  
天井 ・ 9.5(準不燃)  
・ 12.5(不燃)  
・ 化粧セッコウボード ・ トラバーチン模様 ・ 9.5(準不燃)  
・ 木目模様 ・ 9.5(準不燃)  
・ ロックウール化粧吸音板 ・ 普通 ・ 9  
・ けい酸カルシウム板 ・ タイプII 0.8FK

(6.13.2)(h) 遮音シール材  
・ シーリング材 ・ ジョイントコンパウンド

(6.13.3)(e)(3) 合板類の張付け  
・ A種 ・ B種

(6.13.3)(g)(1) (表6.13.5) セッコウボードの目地工法  
・ 継目処理 ・ 突付け ・ 目隠し

13 壁紙張り (6.14.2)  
施工箇所 品質 防火性能  
・ 不燃 ・ 準不燃  
・ 不燃 ・ 準不燃  
・ 不燃 ・ 準不燃

7 塗装改修工事

14 モルタル塗り (6.15.3)  
既製目地材 ・ 使用する(形状: )  
床の目地 ・ 図示(図面番号: )

15 タイル張り (6.16.2) (6.16.3)  
伸縮調整目地  
位置 ・ 図示(図面番号: )  
タイルの種類  
施工箇所 形状寸法 工法 用途による区分 すべり抵抗性 Ⅰ類(磁器) Ⅱ類(せっ器) Ⅲ類(陶器) 役物 標準・特注色 耐凍害性有無

(6.16.3)(b)(1) 試験張り ・ 行う ・ 行わない  
見本焼き ・ 行う ・ 行わない

16 セルフレベリング材塗り (6.17.2) (6.17.3)  
・ セッコウ系 ・ セメント系  
塗厚( ) mm

17 断熱材 (9.5.2)  
断熱材打込み工法  
種類 ・ A種 ・ B種  
種類 種類 厚さ(mm) 施工箇所  
・ ビーズ法ポリスチレンフォーム  
・ 押出法ポリスチレンフォーム  
・ A種硬質ウレタンフォーム  
・ フェノールフォーム

(9.5.3) 断熱材現場発泡工法(吹付硬質ウレタンフォーム)  
種類 厚さ[mm] 施工箇所  
・ A種1  
・ A種2 ・ ( )  
・ A種3 ・ ( )

1 材料 (7.1.3)(b)  
2 下地調整 (7.2.1~7.2.7) (表7.2.1)~ (表7.2.7)  
既存塗膜の除去範囲 (塗り替えてR B種の場合)  
・ 図示(図面番号: )  
種類  
下地 種類 ひび割れ部の補修  
・ 木部 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種  
・ 鉄鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種  
・ 垂鉛めっき鋼面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種  
・ モルタル、プラスチック面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う  
・ コンクリート、ALCパネル面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う  
・ コンクリート、押出成形セメント板面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種 ・ 行う  
・ セッコウボード、その他ボード面 ・ RA種 ・ RB種 ・ RC種

3 錆止め塗料塗り (7.3.2) (7.3.3) (表7.3.3)~ (表7.3.4)  
錆止め塗料種類  
・ 垂鉛めっき鋼面  
・ A種 ・ B種 ・ C種  
錆止め塗料塗り種類  
鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
垂鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種

4 合成樹脂適合ペイント塗り(SOP) (7.4.2) (7.4.3)~ (表7.4.3)  
塗料種類 ・ 1種 ・ ( )  
種類  
下地 種類  
・ 木部 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
・ 鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
・ 垂鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種

5 クリヤラッカー塗り(DL) (7.5.2) (表7.5.1)  
種類  
木部 ・ A種 ・ B種

6 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD) (7.7.2) (表7.7.1)  
種類  
・ A種 ・ B種

7 耐候性塗料塗り(DP) (7.8.2)~ (7.8.4) (表7.8.1)~ (表7.8.3)  
上塗り等級  
○ 1級(フッ素系) ・ 2級(シリコン系) ・ 3級(ポリウレタン系)  
下地 種類  
鉄鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
垂鉛めっき鋼面 ・ A種 ・ B種 ・ C種  
コンクリート面及び押出成形セメント板面 ○ A-1種 ・ A-2種  
・ B-1種 ・ B-2種  
・ C-1種 ・ C-2種

8 つや有合成樹脂 エマルションペ イント塗り (EP-G) (7.9.2)~(7.9.5) (表7.9.1)~ (表7.9.4)	種別	下地	種別
	コンクリート、モルタル、 プaster、せつこうボード、 その他ボード面		・ A種 ・ B種 ・ C種 しみ止め ( )
	木部 (屋内)		・ A種 ・ B種 ・ C種
	鉄鋼面 (屋内)		・ A種 ・ B種 ・ C種
	亜鉛めっき鋼面 (屋内)		・ A種 ・ B種 ・ C種
9 合成樹脂エマ ルションペイン ト塗り (EP) (7.10.2) (表7.10.1)	種別	・ A種 ・ B種 ・ C種	しみ止め ( )
	種別	・ A種 ・ B種 ・ C種	
10 合成樹脂エマ ルション模様塗 料塗り (EP-T) (7.11.2) (表7.11.1)	種別	・ A種 ・ B種 ・ C種	
	種別	・ A種 ・ B種	
11 ウレタン樹脂 ワニス塗り (UC) (7.12.2) (表7.12.1)	種別	・ A種 ・ B種	
	種別	・ A種 ・ B種	
12 ラッカーエナ メル塗り (LE) (7.13.2) (表7.13.1)	種別	・ A種 ・ B種	
	種別	・ A種 ・ B種	
13 木造保護塗料 塗り (WP) (7.15.2) (表7.15.1)	種別	・ A種 ・ B種	
	種別	・ A種 ・ B種	

8の1 耐震改修工事 共通事項	(一般事項) ① 適用範囲	工事内容 ○ 現場打ち鉄筋コンクリート壁等の増設工事 ・ 鉄骨プレースの設置工事 ・ 柱補強工事 (溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法) ・ 柱補強工事 (鋼板巻き工法又は帯板巻き付け工法) ・ 柱補強工事 (連続繊維補強工法) ・ 耐震スリット新設工事 ・ 免震改修・制震改修工事 工事種別 ○ 鉄筋工事 ○ あと施工アンカー工事 ○ コンクリート工事 ・ 鉄骨工事 ・ グラウト工事 ・ 連続繊維補強工事 ・ スリット新設工事 ・ 免震改修・制震改修工事 ○ 基礎工事
	(8.1.1) (8.1.2)	

8の2 耐震改修工事 撤去工事	① 既存部分の撤去等 (8.21.2)	撤去の範囲 ・ 図示 (図面番号: ) ○ 新設のコンクリート、モルタル、グラウト材、鉄骨、連続繊維に接する部分 ・ 既存コンクリート撤去範囲に面する部分 ・ ( )
	(8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.2)	
② 既存構造体の撤去 (8.21.2) (8.22.2) (8.23.2) (8.24.2)	既存設備機器、配管撤去、新設、移設等処置 本工事の範囲 ○ 本工事の範囲として図示された設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分 ・ 設備機器及び配管、盤類の撤去及び処分は本工事の範囲としない。 ・ ( ) 撤去範囲 図示 (図面番号: )	既存構造体の撤去 撤去範囲 ○ 図示 (図面番号: ) はつりだした鉄筋及び鉄骨の処置
	既存鉄筋コンクリート内の鉄筋の切断	鉄筋の切断
③ 既存構造体コンクリートの表層目荒らし (8.21.3) (8.22.3) (8.23.3)	はつりだした鉄筋の処置 ・ 鉄筋に損傷を与えないよう適切な養生を施す。 ・ ( )	はつりだした鉄骨の処置 ・ コンクリート等を除去し鉄面を表す。 ・ ( )
	既存構造体コンクリート面の表層目荒らし程度 ○ 平均深さ5~10mmで最大深さ15mm程度の凹凸を100mm間隔程度で施す ・ 図示 (図面番号: )	

8の3 耐震改修工事 鉄筋工事

① 鉄筋 (8.2.1) (表8.2.1)	材料 改修標準仕様書(表8.2.1)による	種別	径(mm)
	○ SD295A D16以下 ○ SD345 D19以上 ・ SD390 ・ ( )		
2 溶接金網 (8.2.2)	網目の形状、寸法及び鉄線の径	網目の形状、寸法	鉄線の径(mm)
3 加工 (8.3.2)	90°未満の折曲げの内法直径 図示 (図面番号: )		
④ 鉄筋の継手及び定着 (8.3.4)	主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ○ 改修標準仕様書(8.3.4)(c)(1)による ・ 図示 (図面番号: )	径	部位
	継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号: )	重ね継手 ○ D16以下 ガス圧接 ○ D19以上	下記以外 柱及び梁主筋
5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (8.3.5)	主筋及び耐力壁の重ね継手の長さ ○ 改修標準仕様書(8.3.4)(c)(1)による ・ 図示 (図面番号: )	先組み工法等 ・ 柱・梁主筋の継手を同一箇所に設ける	
	継手位置 ・ 各部配筋参考図による ・ 図示 (図面番号: )	鉄筋の定着長さ ○ 改修標準仕様書(表8.3.4)による ・ 図示 (図面番号: )	
⑥ 各部配筋 (8.3.8)	帯筋組立の形 ○ 図示 (図面番号: )	帯筋組立の形 ○ 図示 (図面番号: )	
	軽量コンクリートで土に接する部分 ・ 無し ・ 有り 適用箇所 ( ) 最小かぶり厚さ ( ) mm	耐久性上不利な部分 (塩害を受けるおそれのある部分等) ・ 無し ・ 有り 適用箇所 ( ) 最小かぶり厚さ ( ) mm	
⑦ ガス圧接 (8.3.8)	圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ○ 行う ・ 行わない	圧接完了後の試験 超音波探傷試験 ○ 行う ・ 行わない	
	割裂補強筋の適用	割裂補強筋の適用	
⑧ 割裂補強筋 (8.21.6) (8.22.7)	種類	材料	材種
	○ スパイラル筋 ・ ( )	○ 鉄筋コンクリート用 棒鋼 ・ ( )	○ R235 ・ ( ) ○ 6Φ ・ 9Φ ・ ( ) スパイラルの径(mm) ( 120 ) スパイラルのピッチ(mm) ( 50 )
9 鉄筋の機械式継手及び溶接継手 (8.4.2) (8.4.3)	はしご筋 ・ 鉄筋コンクリート用 棒鋼(異形鉄筋) ・ ( )	・ 295A ・ ( )	・ 10 ・ ( ) 壁内方向筋 ( ) 壁面外方向筋 ( )
	・ 機械式継手 種類 ( ) 工法 ( ) 修正方法 ( )	・ 溶接継手 工法 ( ) 修正方法 ( )	品質の確認方法 ( ) 鉄筋相互のあき ( ) mm 品質の確認方法 ( ) 鉄筋相互のあき ( ) mm

8の4 耐震改修工事 コンクリート工事

① コンクリートの種類及び強度 (8.1.3) (8.1.4)	コンクリートの種別 ・ I類 ・ II類	コンクリートの種別 ・ I類 ・ II類
	普通コンクリートの設計基準強度	普通コンクリートの設計基準強度
(8.9.1) (8.9.2) (表8.9.1)	設計基準強度F <sub>c</sub> [N/mm <sup>2</sup> ]	適用範囲
	○ 24 ・ ( )	基礎及び地上部 ○ 2.3t/m <sup>3</sup> 程度 S18
② 構造体コンクリートの仕上り (8.1.4)	軽量コンクリートの設計基準強度	軽量コンクリートの設計基準強度
	設計基準強度F <sub>c</sub> [N/mm <sup>2</sup> ]	種別
③ コンクリートの材料 (8.2.5) (表8.2.3)	・ 36 ・ ( )	・ 1類 ・ 2類
	合板せき板を用いる場合の打放し仕上げの種別 ・ A種 ○ B種 ・ C種	
セメントの種類 ○ 普通ポルトランドセメント又は混合セメントのA種 ・ ( ) ・ 高炉セメントB種又はフライアッシュセメントB種 適用箇所 ( )		

④ 混和材料 (8.2.5)	骨材 アルカリシリカ反応性による区分 ・ A.L (コンクリート中のアルカリ総量を規制) ○ A (安全と認められる骨材を使用) なお、A.Lで規制できない場合は、Aとし、その試験は、施工着事前、工事中1回/6ヶ月かつ産地が変わった場合に信頼できる試験機関で行い、試験に用いる骨材の採取は、請負者立ち会いのもと、試験を行う者がコン工場のストックヤードから試料を採取して試験を行うこと。 ・ 特殊な骨材の使用 ・ フェロニッケルスラグ細骨材 ・ 鋼スラグ細骨材 ・ 電気炉酸化スラグ骨材 ・ 再生骨材H	○ 混和剤 混和剤の種類 ○ 改修標準仕様書(8.2.5)(d)(1)による ・ 図示 (図面番号: )
	○ 混和材 混和材の種類 ・ 改修標準仕様書(8.2.5)(d)(2)による ・ 図示 (図面番号: )	
⑤ 調管理強度 (8.2.5) (8.8.3) (8.10.2)	構造体強度補正值 (S) ・ 3N/mm <sup>2</sup> ○ 6N/mm <sup>2</sup> ・ ( )	構造体強度補正值 (S) ○ 6N/mm <sup>2</sup> ・ ( )
⑥ 型枠 (8.2.7) (8.7.8)	材料 ○ 複合合板 (厚さ ○ 12mm ・ ( ) )	材料 ○ 複合合板 (厚さ ○ 12mm ・ ( ) )
	スリーブ ・ 改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(i)による ・ 改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(ii)による ・ 材種 ( ) 規格 ( )	スリーブ ・ 改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(i)による ・ 改修標準仕様書(8.2.7)(g)(2)(ii)による ・ 材種 ( ) 規格 ( )
⑦ 暑中コンクリート (8.10.2)	構造体強度補正值 (S) ○ 6N/mm <sup>2</sup> ・ ( )	構造体強度補正值 (S) ○ 6N/mm <sup>2</sup> ・ ( )
8 無筋コンクリート (8.11.1)	構造体強度補正值 (S) ・ 18N/mm <sup>2</sup> ・ ( )	構造体強度補正值 (S) ・ 18N/mm <sup>2</sup> ・ ( )
	スランプ ・ 15cm ・ 18cm ・ ( )	スランプ ・ 15cm ・ 18cm ・ ( )
(現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事、溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法) ⑨ コンクリートの打込み工法等 (8.21.8) (8.23.5)	部位別のコンクリートの打設工法の指定	部位別のコンクリートの打設工法の指定
	補強工法	打設工法
現場打ち鉄筋コンクリート壁等の増設工事	○ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
	・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
鉄筋コンクリート柱の溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法	・ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
	・ ( )	・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
柱頭柱脚の隙間部間の型枠 ・ 発泡プラスチック保温材等を埋込む ( )	・ 流込み工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(1)及び(b)	・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
	・ 圧入工法 改修標準仕様書(8.21.8)(a)(2)及び(c)	・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
打ち込みコンクリート又はグラウト材の厚さ ・ 図示 (図面番号: ) ・ 60mm ・ ( )	・ 工法指定なし	・ 全ての増設壁 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
	・ ( )	・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )
10 増設壁工事後の仕上げ (8.21.10) (8.23.7)	・ 図示 (図面番号: )	・ 図示 (図面番号: )

8 5 耐震 改修 工事 あと 施工 アンカー 工事	① あと施工アンカーの材料 (8.2.4) (表8.2.2)	種類 ・ 金属系 セットの方式 ・ 本体打込み式 ( ・ 改良型 ・ 従来型) 径及び埋込み深さ ・ 図示 (図面番号: ) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号: ) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号: ) 接合筋の種類・径・長さ ・ 図示 (図面番号: )  ○ 接着系 カプセル型回転 ○ 打撃式 ○ 有機系 ・ 無機系 径及び埋込み深さ ○ 図示 (図面番号: ) 引張耐力 ・ 図示 (図面番号: ) せん断耐力 ・ 図示 (図面番号: ) アンカー筋の種類 ○ 図示 (図面番号: ) アンカー筋の新設壁内への定着長さ ○ 図示 (図面番号: )  あと施工アンカーの性能確認試験 ・ 行う ○ 行わない
	② あと施工アンカーの施工 (8.12.2) (8.12.4) (8.12.5)	穿孔 (射工工法) 埋込み配管等の探査の方法 ○ 鉄筋探知機 (金属探知機) により検査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。 ・ はつり出しによる。 ・ ( )  あと施工アンカーの施工確認試験 ○ 実施する ・ 実施しない 確認試験方法 ○ 改修標準仕様書 (8.11.5) による ・ ( ) 確認強度 ・ ( )  場所打ちコンクリート壁の増設工事 種類 ・ 金属系あと施工アンカーの異形差筋アンカー ・ 接着系あと施工アンカーの異形差筋アンカー 径 [mm] ・ D10 長さ [mm] ・ 増設壁厚 - 40 ・ ( ) 彫込み深さ [mm] ・ 5 d (d: シアコネクタの径) 以上 ・ ( ) 間隔 [mm] ・ 500 × 500  シアコネクタとセパレーターの兼用 ・ 兼用してもよい ・ 兼用しない ・ ( )

8 6 耐震 改修 工事 鉄骨 工事	1 鉄骨製作工場 (8.1.5)	※日本鉄骨評価センター又は※全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工事の性能評価基準」に定めるグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 ・ J ・ R ・ M ・ H ・ S
	2 施工管理技術者 (8.1.5)	施工管理技術者 (鉄骨製作管理技術者、鉄骨工事管理責任者等) の適用 ・ しない ・ する
3 鋼材 (8.2.8)	材質・形状及び寸法 ・ 図示 (図面番号: )	
4 高力ボルト (8.2.9) (8.14.2) (8.14.7)	高力ボルトの適用 ・ トルシア形高力ボルト 2種 (S10T) ・ JIS形高力ボルト 2種 (F10T) ・ 熔融亜鉛めっき高力ボルト 1種 (F8T相当)  高力ボルトの径 ・ 図示 (図面番号: )  すべり係数試験 ・ 行う  試験方法等 ・ 図示 (図面番号: )  JIS形・ナット回転法かつボルト長がねじの5倍を超える場合の回転量 ・ ( )	
5 仮組 (8.13.10)	仮組の実施 ・ 実施する ( ) ・ 実施しない	
6 技能資格者 (8.15.3)	溶接作業における技能資格者の技量付加試験 ・ 実施する ( ) ・ 実施しない	
7 溶接部の試験 (8.15.11)	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 工場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書 (平成28年版) (7.6.11) (b) による。  平均出検査品質限界 (AOQL) ・ 4.0% ・ 2.5% ・ ( ) 検査水準 ・ 第6水準 ( ) ロットの構成 ( )  工事現場溶接の場合 ・ 全数試験とする ・ 公共建築工事標準仕様書 (平成28年版) (7.6.11) (b) による。 平均出検査品質限界 (AOQL) ・ 4.0% ・ ( )	
8 溶接材料 (8.2.10)	・ 改修標準仕様書 (8.2.10) (a) (b) 以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・ 図示 (図面番号: )	
9 溶接接合 (8.15.4) (8.15.7)	開先の形状 ・ 図示 (図面番号: ) スカープの形状 ・ 図示 (図面番号: )	
10 錆止め塗装 (8.17.3)	鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面 (鉄骨に溶接されたものに限る) ・ 改修標準仕様書 (7.3.2) (表7.3.1) ( ) 種 耐火被覆材の接着する面への塗装 ・ 行う ・ 行わない 適用箇所 図示 (図面番号: ) 種類 ・ 改修標準仕様書 (7.3.2) (表7.3.1) ( ) 種	

1 1 耐火被覆材の種類及び性能 (8.18.2) (8.18.3)	部位	種類	仕様
1 2 ブレース設置工事後の仕上げ	・ 図示 (図面番号: )		

8 7 耐震 改修 工事 グラウト 工事	(グラウト工事) ① モルタル及びグラウト材 (8.2.6) (8.2.11) (表8.2.5) (表8.2.10)	構造体用モルタル ・ 改修標準仕様書 (8.2.6) 及び (8.2.11) による。  無収縮モルタル ○ 改修標準仕様書 (8.2.11) (a) による ・ ( )  グラウト材 ・ 改修標準仕様書 (8.2.11) (b) による。  増設の現場打ち鉄筋コンクリート壁と既存構造体との隙間の処置方法	
	現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事及び鉄骨ブレースの設置工事等	部位	処理方法
2 既存構造体との取合部の処理方法 (8.21.9) (8.22.7)	○ 増設壁の上部	・ グラウト材を注入 ○ (無収縮モルタル)	○ 寸法は図示による
	・ ( )	・ ( )	・ ( )

8 8 耐震 改修 工事 柱補 強工事	(連続繊維補強工事) 1 連続繊維シート等による工法 (8.24.1)	連続繊維による補強、補修工法 ・ (財)日本建築防協会等の評価を受けた工法とする。 ・ ( )
	2 連続繊維シート及び含浸接着樹脂等の材料 (8.23.6)	連続繊維の材料 ・ ( ) 工法 ・ ( )  引張強度 (含浸硬化後) ・ ( )  ヤング係数 (含浸硬化後) ・ ( )
3 連続繊維シートの施工準備	仕上げモルタルの除去 ・ 既存構造体面まで除去する ・ モルタル除去は行わない ・ ( )  既存モルタルの圧縮強度測定 ・ 行う ( ) ・ 行わない  ひび割れ部の改修工法 ・ 樹脂注入工法 ・ リカットシーリング材充填工法 ・ シール工法	
4 鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法 (8.23.6)	柱頭柱脚の隙間寸法 ・ 図示 (図面番号: )	
5 耐震補強後の仕上げ (8.23.7) (8.24.5)	・ 図示 (図面番号: )	
6 炭素繊維シートの施工	炭素繊維の目付量 ・ 図示 (図面番号: ) ・ 200g/m <sup>2</sup> ・ 300g/m <sup>2</sup> ・ ( )  炭素繊維シートの巻き数 ・ 図示 (図面番号: ) ・ 1巻き ・ 2巻き ・ ( )	
7 連続繊維補強材の強度試験 (8.24.4)	引張強度試験 ・ 実施する (JIS A1191に準拠する) 試験数量 ( ) ・ 実施しない	

8 9 耐震 補強 工事 スリット 新設 工事 免震 改修 工事	(耐震スリット新設工事) 1 スリットの種類 (8.25.1) (8.25.2)	付着強度試験 ・ 実施する (JIS A6909に準拠する) 試験数量 ( ) ・ 実施しない  耐震スリットの種類及び形状 完全スリットの形状
	2 スリットの施工 (8.26.1)~(8.26.17)	スリット部の配管等の調査 範囲 ・ スリット新設部に伴う鉄筋コンクリートの撤去範囲全て。 ・ 図示 (図面番号: ) ・ ( )  方法 ・ 鉄筋探査機 (金属探知器) により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。  スリットの逃げ位置 壁上部 ・ 梁との接合部 ( ) 壁の抜きわ部 ・ 柱の仕上げを逃がし抜きわ部 ( ) 壁下部 ・ 床仕上げ上部 ・ 床体上部 ( )  撤去部の補修 ・ 図示 (図面番号: )  充填材 ・ 耐火材 使用箇所 ( ) 仕様 ( ) ・ 遮音材 使用箇所 ( ) 仕様 ( )  免震改修、制震改修に関する仕様は、図示する。

8 10 その他 工事	① 基礎工事 (8.28.2) (8.28.3)	既存杭の撤去 ・ 図示 (図面番号: ) 埋戻し及び盛土の材料及び工法 ・ A種 ○ B種 ・ C種 ・ D種  建設発生土の処理 ○ 自由処分 ・ 処分地指定 処分地 ( ) ・ 処分地未定につき相互協議する。暫定運搬距離 8km  山留めの撤去 ・ 撤去 ・ 存置
	② 地業工事 (8.28.4)	杭の施工監理 杭工事特記仕様書による。  適用基準 本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準を適用する。 国土交通省告示第468号 「基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置」 (平成28年3月4日)  施工記録 受注者は、杭の施工期間中は、1週間ごとに、その週に施工した杭の施工記録を取りまとめ、翌週以内に監督員に、工事打合せ簿を添付したうえで提出し、確認を受けること。また電流値が記録されたチャート紙等の原本を合わせて提示し、必ず監督員の確認を受けること。 なお、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法については、施工計画書に明記しておくこと。  根拠資料 共通仕様書、特記仕様書及びその他標準書の定めにより作成した施工管理資料の根拠となる資料 (施工記録の原本、チャート紙、電子的な記録やプリントアウト紙等) は、受注者において全て適切に管理し、保管しなければならない。 保管期間は契約書第31条第4項又は第5項 (第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。) の規定による引渡しを受けた日から10年とする。 また、発注者から請求があった場合は、速やかにこれらを提出または提示しなければならない。  試験杭及び試験据 ・ 試験杭 位置、本数及び寸法は図示 (図面番号: ) による。 ・ 試験据 位置、本数及び寸法は図示 (図面番号: ) による。  杭の支持地盤 支持地盤の位置、種類 ○ 図示 (図面番号: S-05) ・ ( )  水平方向のずれ ( ) mm以下  杭の載荷試験 試験方法 ・ 鉛直載荷 ・ 水平載荷 ・ ( ) 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。 位置 ・ 図示 (図面番号: ) 載荷荷重 ( KN) 報告書 ・ 提出部数 2部

特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所	図面番号
	三重短期大学 (渡り廊下) 耐震補強その他工事	改修特記仕様書 6	縮尺	大森建築設計事務所	A-06
				三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森 幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	原因: A 2

9 環境配慮改修工事

①アスベスト含有材の処理工事 (9.1.1)

地盤の載荷試験  
 試験方法 ・ 平板載荷 ( )  
 試験の方法及び報告書の記載は、敷地調査共通仕様書による。  
 位置 ・ 図示 (図面番号: ) 載荷荷重 ( KN)  
 報告書 ・ 提出部数 2部

杭地業の工法、寸法  
 ( ) 図示 (図面番号: )

杭頭処置  
 ・ 行う ・ 行わない

砂利及び砂地業  
 厚さ (mm) ・ 60 ( ) ( 100 )

捨てコンクリート地業  
 厚さ (mm) ・ 60 ( ) ( 50 )

施工調査  
 ・ アスベスト含有建材の事前調査  
 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等によりアスベストを含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督職員に報告する。

調査範囲 ・ 図示 (図面番号: ) ( )  
 貸与資料 ( )

分析によるアスベスト含有建材の調査  
 分析対象  
 アクテノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソファイト、クロシドライト、トレモライト

分析方法  
 ・ JIS A 1481-1 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第1部:市販バルク材からの試料採取及び定性的判定方法) による  
 ・ JIS A 1481-2 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第2部:試料採取及びアスベスト含有の有無を判定するための定性分析方法) による  
 ・ JIS A 1481-3 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法-第3部:アスベスト含有率のX線回折定量分析方法) による

材料名	定性分析	定量分析
	・ 箇所数 ( )	・ 箇所数 ( )
	・ 箇所数 ( )	・ 箇所数 ( )
	・ 箇所数 ( )	・ 箇所数 ( )
	・ 箇所数 ( )	・ 箇所数 ( )

サンプル数 1箇所あたり3サンプル  
 採取箇所 ・ 図示 (図面番号: ) ( )

アスベスト粉じん濃度測定  
 測定時期、場所及び測定点

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	計 点
・	測定 4		負圧・除じん装置の排気出口 出口吹出し風速1m/s 以下の位置	計 点
・	測定 5		処理作業室外 (敷地境界)	計 点
・	測定 6	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	計 点
・	測定 7	処理作業後シート撤去後1週間以降	処理作業室内	計 点
・	測定 8		調査対象室外部の付近	計 点

測定方法

	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5
メンブレンフィルタ直径 (mm)	25	25	47
試料の吸引流量 (L/min)	・ 1 ・ ( )	・ 5 ・ ( )	・ 10 ・ ( )
試料の吸引時間 (min)	・ 5 ・ ( )	・ 120 ・ ( )	・ 240 ・ ( )

(9.1.3) アスベスト含有建材の処理

アスベスト含有吹き付け材の除去  
 除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号: ) ( )  
 除去工法 ・ 改修標準仕様書9.1.3(b)(1)による  
 除去したアスベスト含有吹き付け材等の飛散防止  
 ・ 密封処理 ・ 湿潤化 ・ セメント固化  
 除去したアスベスト含有吹き付け材等の処分  
 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設)

(9.1.4) アスベスト含有保温材の除去

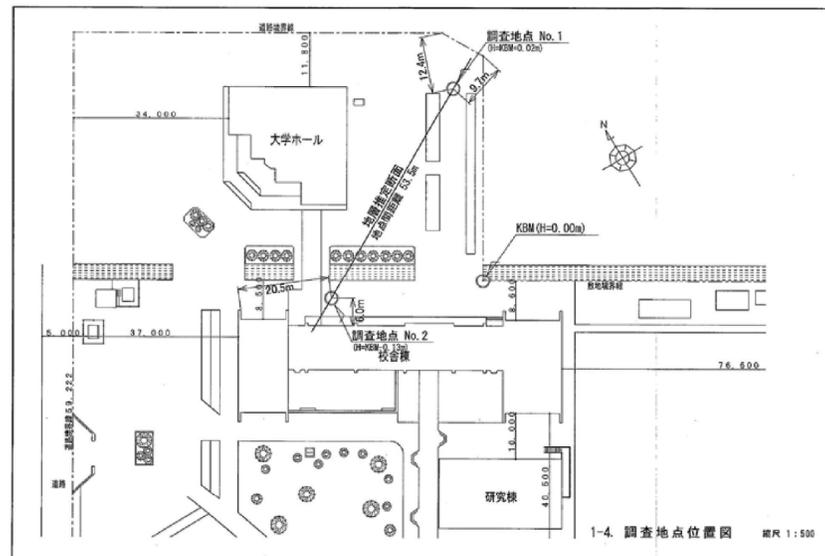
除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号: ) ( )  
 除去したアスベスト含有保温材の処分  
 ・ 埋立処分 (管理型最終処分場) ・ 中間処理 (溶融施設)

(9.1.5) アスベスト含有成形板の除去

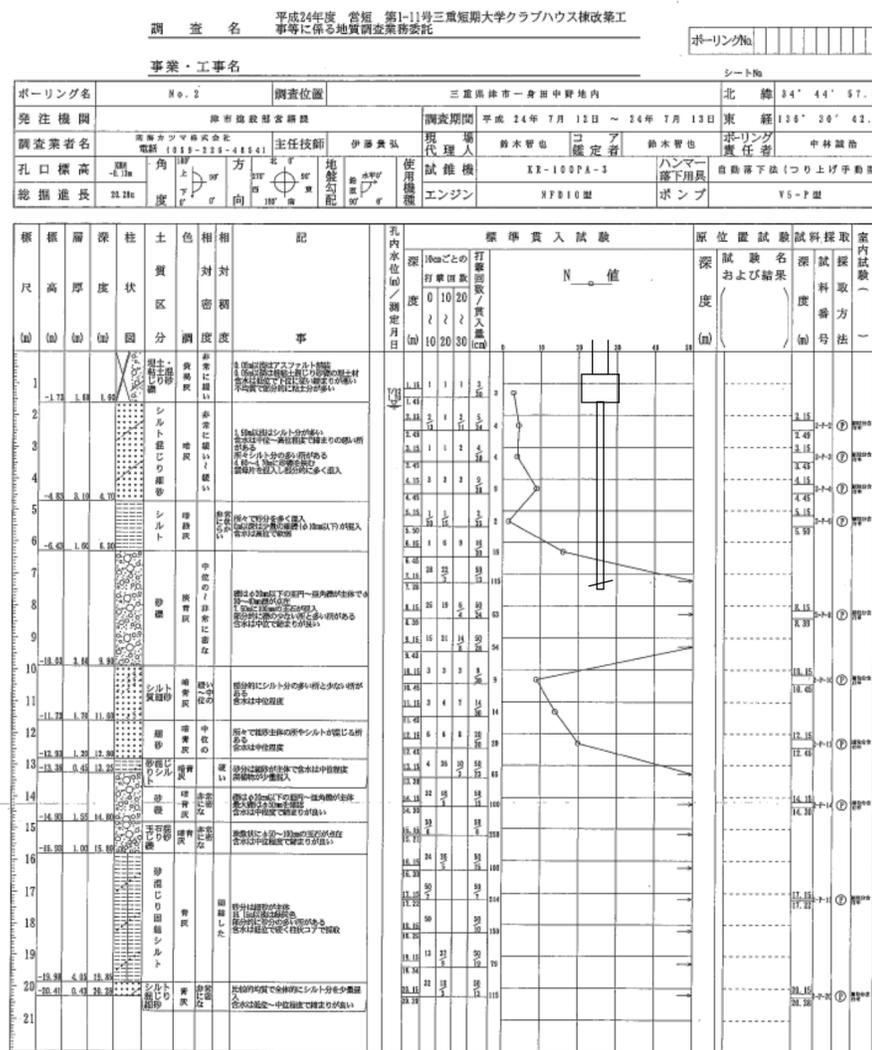
除去対象範囲 ・ 図示 (図面番号: ) ( )  
 アスベスト含有せっこうボードを除くアスベスト含有成形板  
 ( ) 埋立処分 (管理型最終処分場) ( ) 中間処理 (溶融施設)

2 断熱アスファルト防水改修工事 (9.2.1)~(9.2.3)

改修特記仕様書3章による

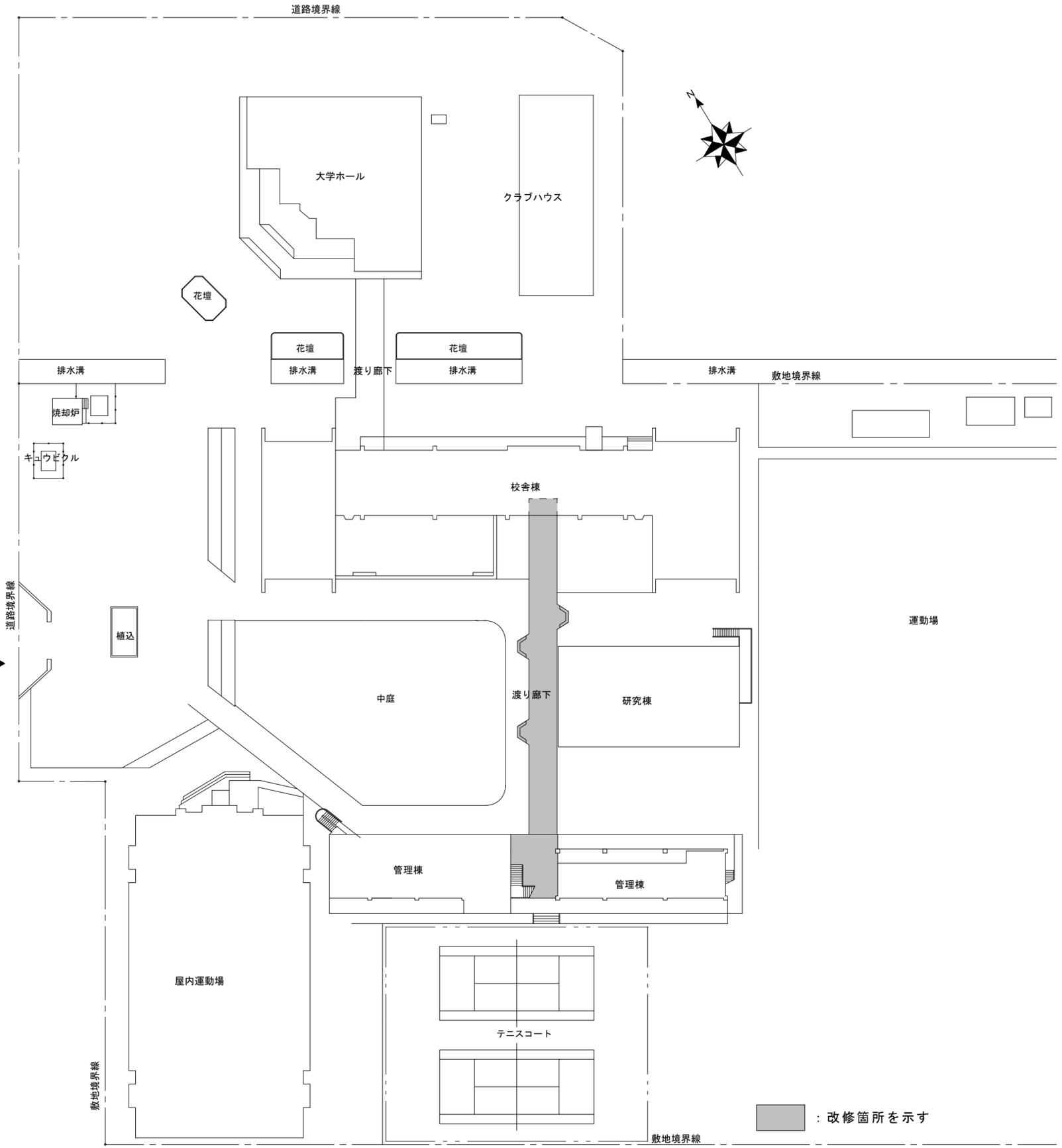


ボーリング柱状図





附近見取図



配置図 1/500

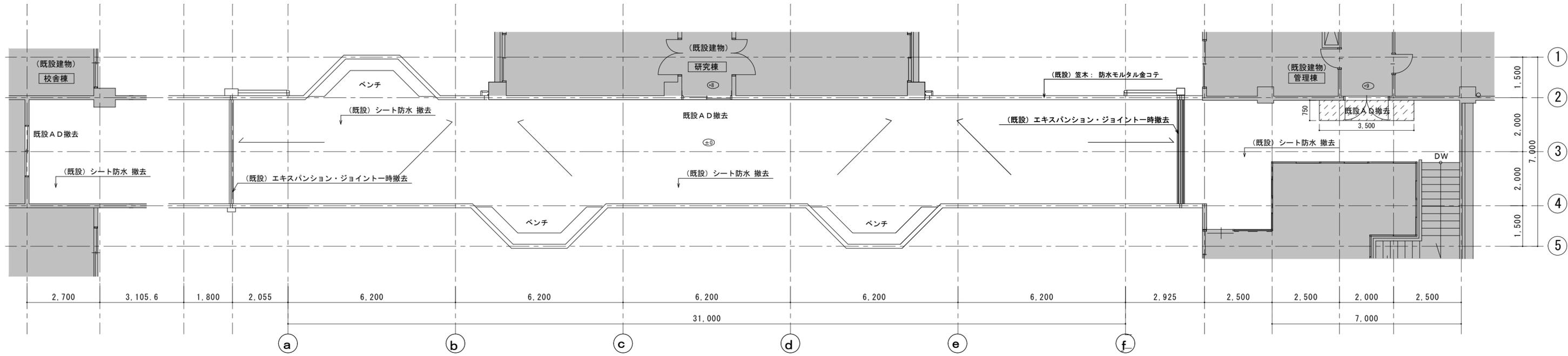
■ : 改修箇所を示す

<p>特記事項</p>	<p>工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事</p>	<p>図面名称 附近見取図・配置図</p>	<p>作成年月日</p> <p>縮尺 1/500</p>	<p>一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b></p> <p>三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路</p> <p>事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号</p>	<p>図面番号 <b>A-08</b> 原図：A 2</p>
-------------	---------------------------------------	---------------------------	----------------------------------	--	--

外部・内部仕上表								
室名	新旧	床	巾木	腰・壁	天井	廻り縁	天井高さ	備考
渡り廊下	内部面	既設	防水モルタル塗りの上シート防水 (シート防水のみ撤去)	防水モルタル塗りの上シート防水 (シート防水のみ撤去)	(内部外壁) 防水モルタル塗り金コテ仕上の上 複層塗材RE吹付			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 壁面カラー塩ビパイプ・100Φ・75Φ・50Φ仕上 4ヶ所 撤去 (集水器6ヶ所 撤去)</li> <li>・ 壁面カラー塩ビパイプ・100Φ・75Φ・50Φ仕上 4ヶ所 新設 (集水器6ヶ所 新設)</li> <li>・ アルミ手摺50Φ H160 新設</li> <li>・ アルミ笠木 W175 新設</li> <li>・ コンクリート製ベンチ 下地調整の上DP塗装</li> <li>・ 既設EXP・Jシーリング打ち替え (MS-2)</li> </ul>
		新設	高圧洗浄後下地調整の上、 ウレタン系塗膜防水 (X-2) 歩行用 (防滑性)	高圧洗浄後下地調整の上、 ウレタン系塗膜防水 (X-2)	(内部外壁) 高圧洗浄下地調整の上 防水形複層塗料RE吹付け			
	外部面	既設			(外部外壁) コンクリート打ち放しの上複層塗材E吹付	(外部軒裏) コンクリート打ち放しの上外装薄塗材E吹付		
		新設			(外部外壁) 高圧洗浄下地調整の上 防水形複層塗料RE吹付け (梁・柱天端) コンクリート直均し金コテ仕上げ (外部・梁・柱) コンクリート打ち放し防水形複層塗料RE吹付け	(外部軒裏) 高圧洗浄下地調整の上 外装薄塗材E吹付け		
管理棟・1階 廊下	室内面	既設	一部モルタル塗り t=30 撤去	モルタル巾木 H=100	軽鉄間仕切PB t=12継目処理 複層塗材E吹付け	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ廻り縁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設 玄関マット枠共 撤去</li> <li>・ 2/A D 一部撤去</li> </ul>
		新設	一部モルタル塗り t=30 新設				GH2700	
	室外面	既設	一部モルタル塗り t=30 撤去					
		新設	一部モルタル塗り t=30 新設				GH2700	
管理棟・2階 廊下	内部面	既設	一部ビニール系タイル貼り 撤去	木製 OP 塗り H=100	モルタルコテ押さえ AEP塗り	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ廻り縁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1/A D 一部撤去</li> </ul>
		新設	一部ビニール系タイル貼り 新設				GH2400	
	外部面	既設	防水モルタル塗りの上シート防水 (シート防水のみ撤去)	防水モルタル塗りの上シート防水 (シート防水のみ撤去)				
		新設	高圧洗浄後下地調整の上、 ウレタン系塗膜防水 (X-2) 歩行用 (防滑性)	高圧洗浄後下地調整の上、 ウレタン系塗膜防水 (X-2)				
研究棟・2階 廊下	室内面	既設	一部ビニール系タイル貼り 撤去	木製 OS 塗り H=100	モルタルコテ押さえ AEP塗り	化粧石膏ボード t=9.5	塩ビ廻り縁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3/A D 一部撤去</li> </ul>
		新設	一部 ビニール系タイル貼り 新設				GH2500	
	室外面	既設	防水モルタル塗りの上シート防水 (シート防水のみ撤去)	防水モルタル塗りの上シート防水 (シート防水のみ撤去)				
		新設	高圧洗浄後下地調整の上、 ウレタン系塗膜防水 (X-2) 歩行用 (防滑性)	高圧洗浄後下地調整の上、 ウレタン系塗膜防水 (X-2)				
校舎棟・2階 ホール	室内面	既設	一部ビニール系床シート貼り 撤去	モルタル VP 塗り H=100	モルタル VP 塗り	有効石膏ボード t=7目スカシ張り EP・ローラー	塩ビ廻り縁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4/A D 一部撤去</li> </ul>
		新設	一部 ビニール系床シート貼り 新設				GH2400	
	室外面	既設	防水モルタル塗りの上シート防水 (シート防水のみ撤去)	防水モルタル塗りの上シート防水 (シート防水のみ撤去)	モルタル刷毛引リシンガン吹付	大平板 t=7目スカシ900 x 900 VP 塗り		
		新設	高圧洗浄後下地調整の上、 ウレタン系塗膜防水 (X-2) 歩行用 (防滑性)	高圧洗浄後下地調整の上、 ウレタン系塗膜防水 (X-2)				
管理棟・1階 スロープ	室内面	新設	150角磁器質タイル (傾斜部・ノンスリップ磁器質タイル)		150角磁器質タイル			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SUS製手摺 H850, 650</li> </ul>

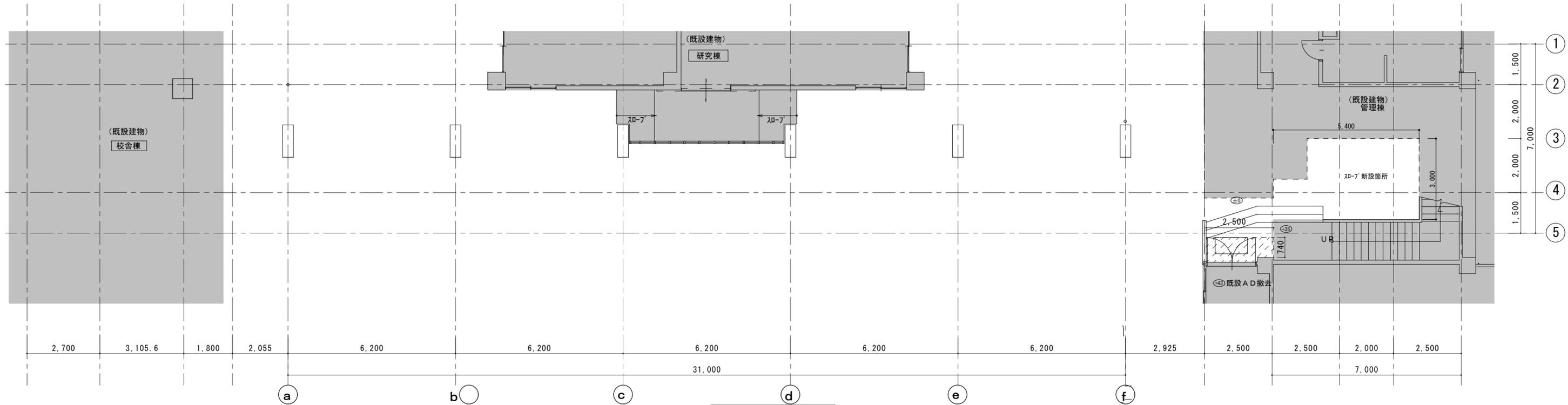
特記なき限り、外壁の下地調整は、高圧洗浄 (加圧30~50MP a) 後、下地調整 (C-1) とする。

特記事項	工事名称 三重短期大学 (渡り廊下) 耐震補強その他工事	図面名称 外部・内部 仕上表	作成年月日 縮尺	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b> 三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森 幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	図面番号 A-09 原図: A 2
------	---------------------------------	-------------------	-------------	---	-------------------------



補強前 R階 平面図 1/100

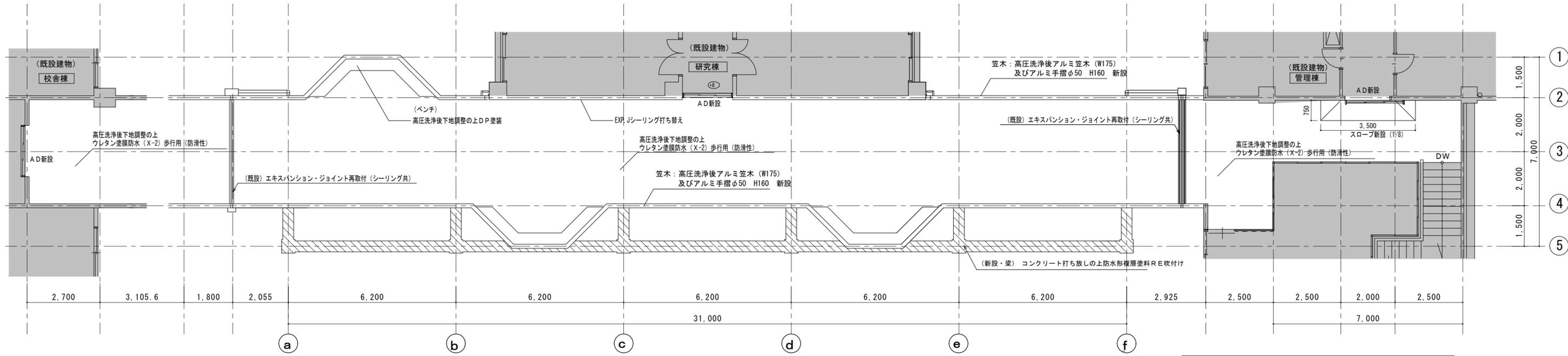
- ※特記なき限り、下記とする。
1. : 改修対象外
  2. : モルタル仕上げ (t=30) 撤去
  3.  $\pm 0$  : 渡り廊下 F L からのレベル (cm)



補強前 1階平面図 1/100

- ※特記なき限り、下記とする。
1. : 改修対象外
  2. : モルタル仕上げ (t=30) 撤去
  3.  $\pm 0$  : 土間コンクリート F L からのレベル (cm)

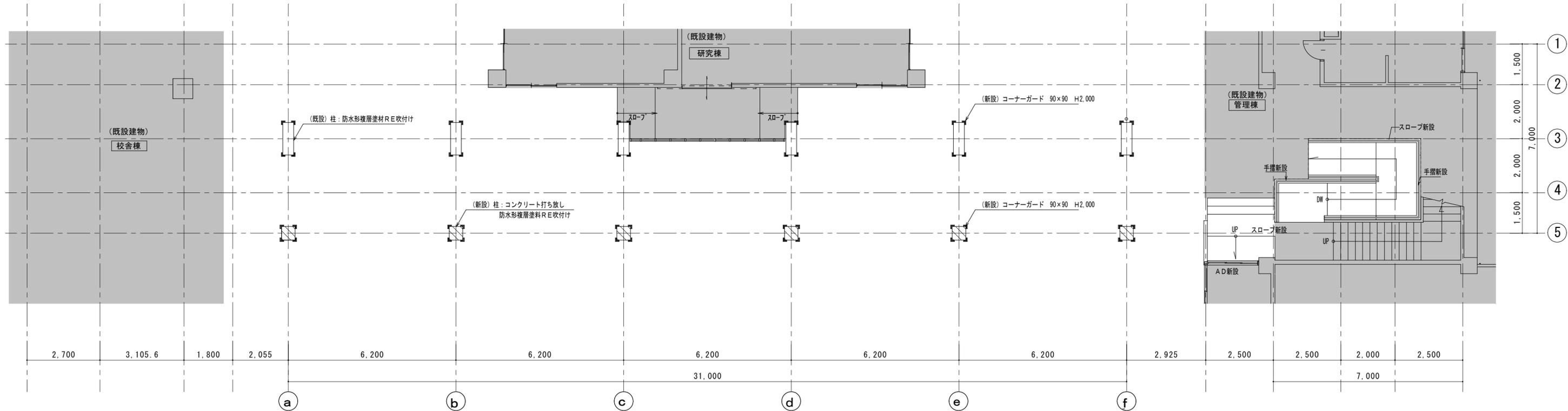
特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 補強前 1階・R階平面図	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号
			縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	A-10 原図：A 2



補強後 R階 平面図 1/100

※特記なき限り、下記とする。  
 1. : 改修対象外  
 2. : 新設躯体

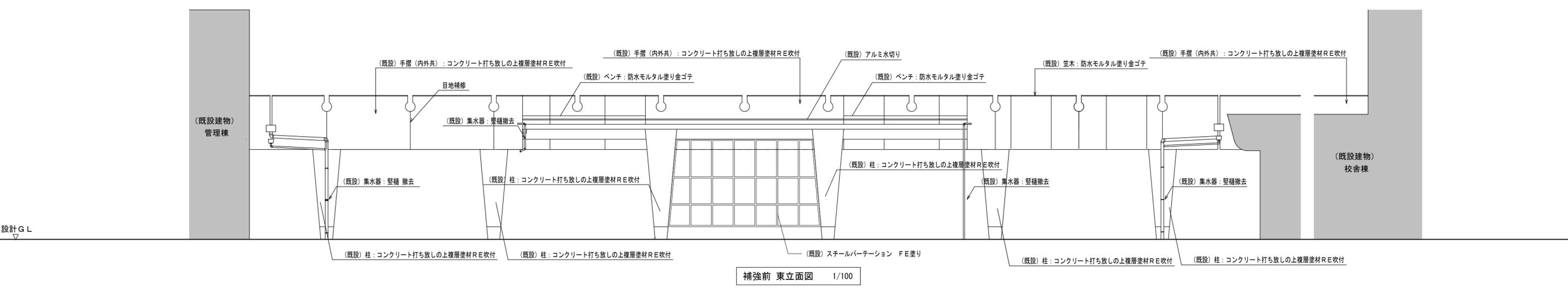
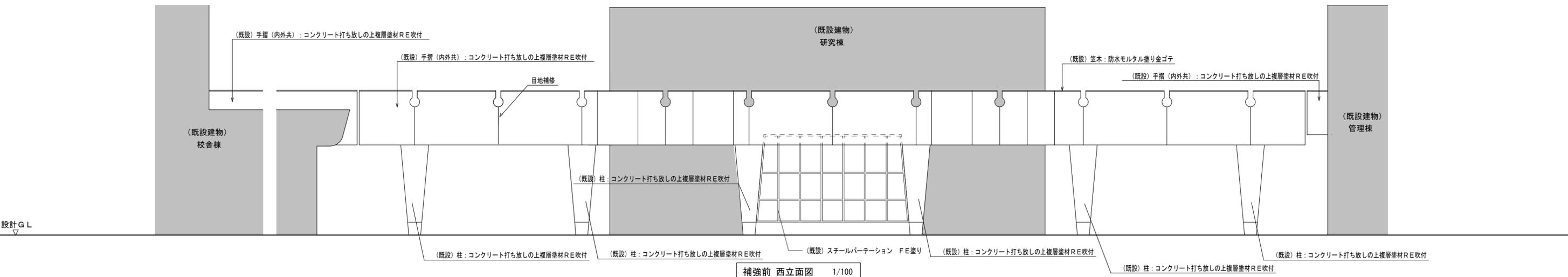
<防水仕様>  
 ・ 既設シート防水及び端部押え金物撤去  
 ・ 水洗い 高圧洗浄 (30~50 MPa)  
 ・ 下地調整 ガン系下地調整材  
 ・ 平場 ウレタン塗膜防水 (X-2) 歩行用 (防滑性)  
 ・ 立上り ウレタン塗膜防水 (X-2)



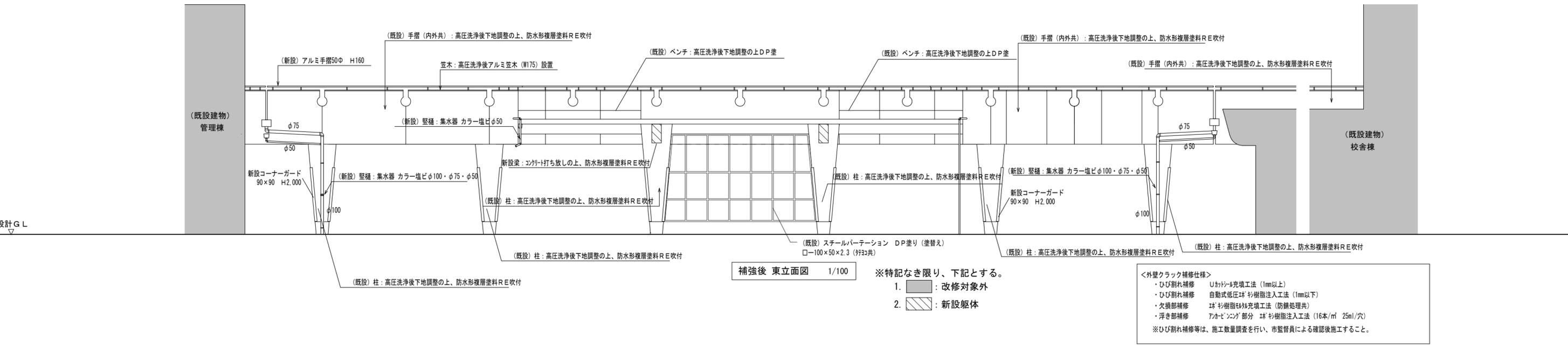
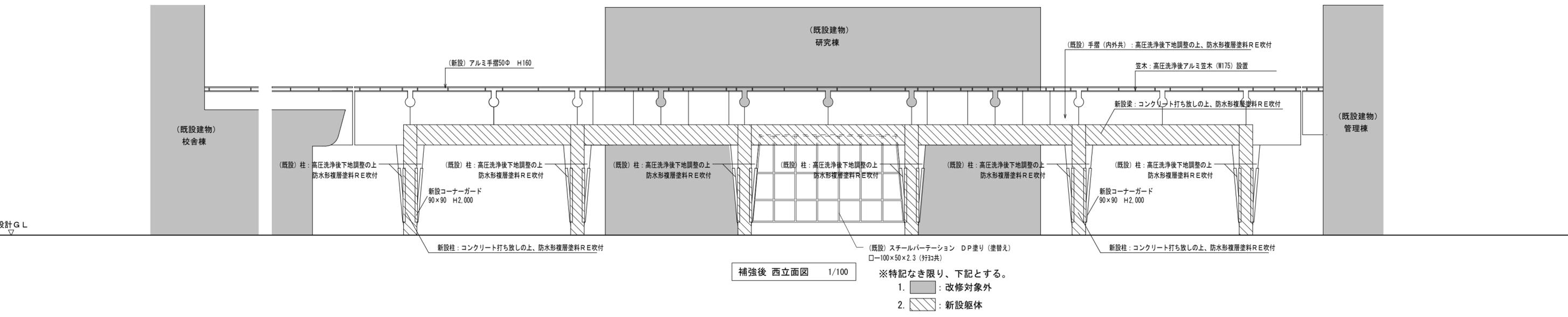
補強後 1階 平面図 1/100

※特記なき限り、下記とする。  
 1. : 改修対象外  
 2. : 新設躯体

特記事項	工事名称 三重短期大学 (渡り廊下) 耐震補強その他工事	図面名称 補強後 1階・R階平面図	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号
			縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路	A-11
				事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号	原図: A 2

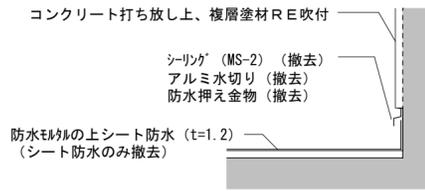


特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 補強前 立面図	作成年月日 縮尺 1/100	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b> 三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森 幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	図面番号 A-12 原図：A 2
------	-------------------------------	-----------------	----------------------	---	------------------------

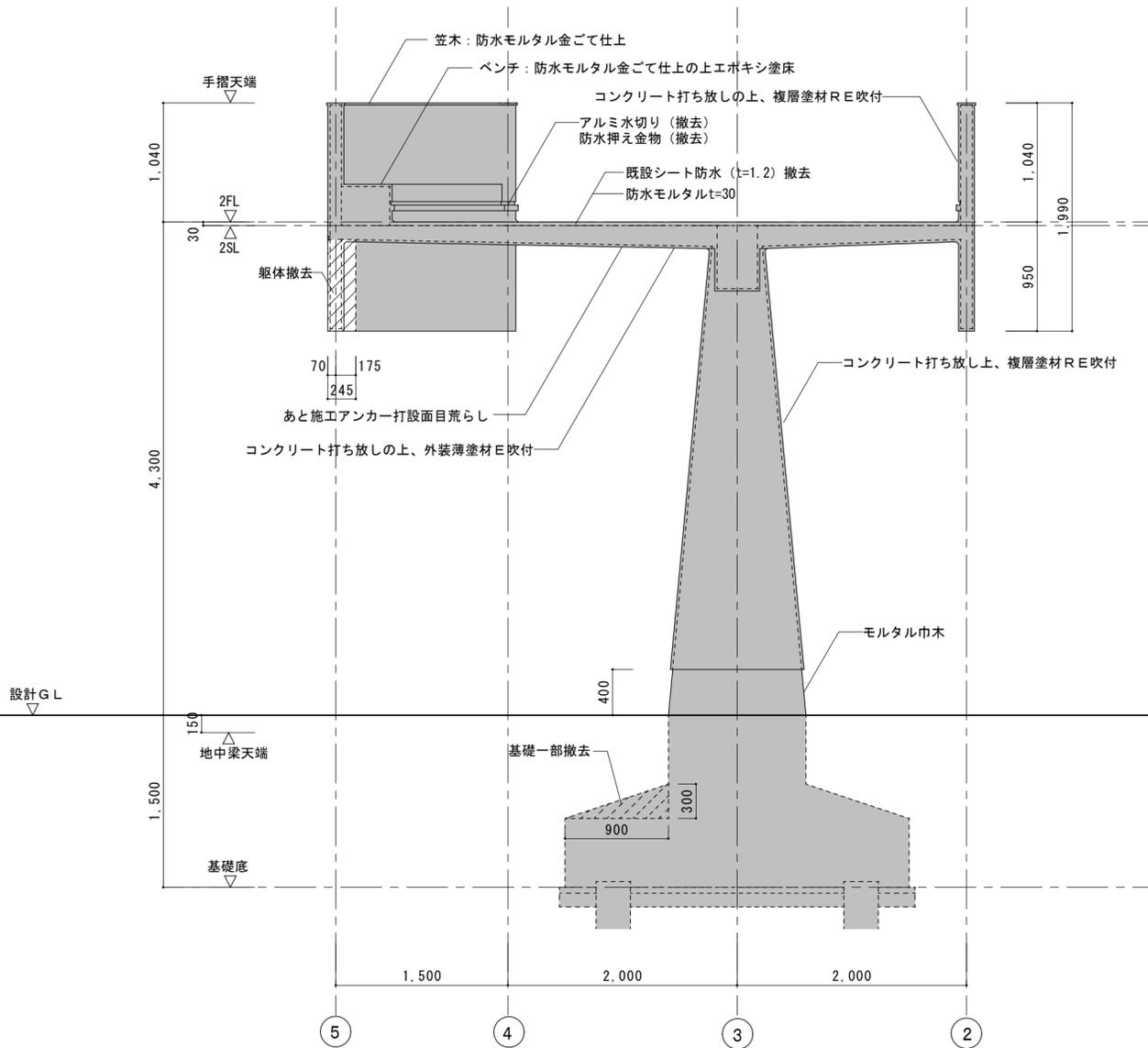


特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 補強後 立面図	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号 A-13
			縮尺 1/100	事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森 幸路 一級建築士 大森 登録 143376号	原図：A 2

補強前

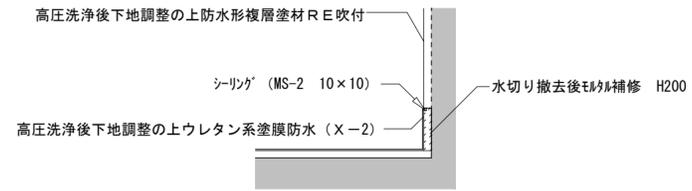


既設シート防水部納まり詳細図 1/20

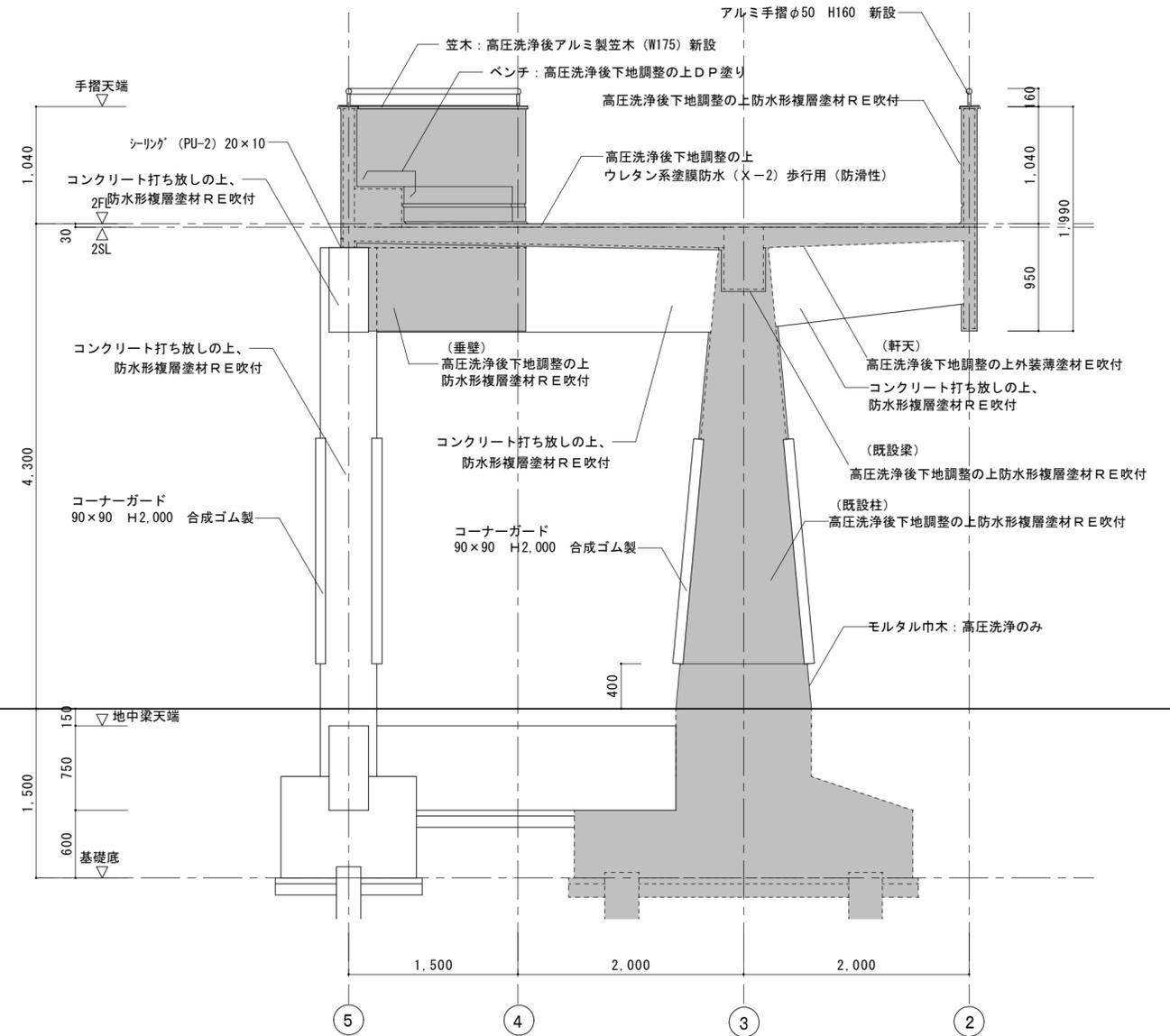


※特記なき限り、 は、既設躯体を示す。

補強後

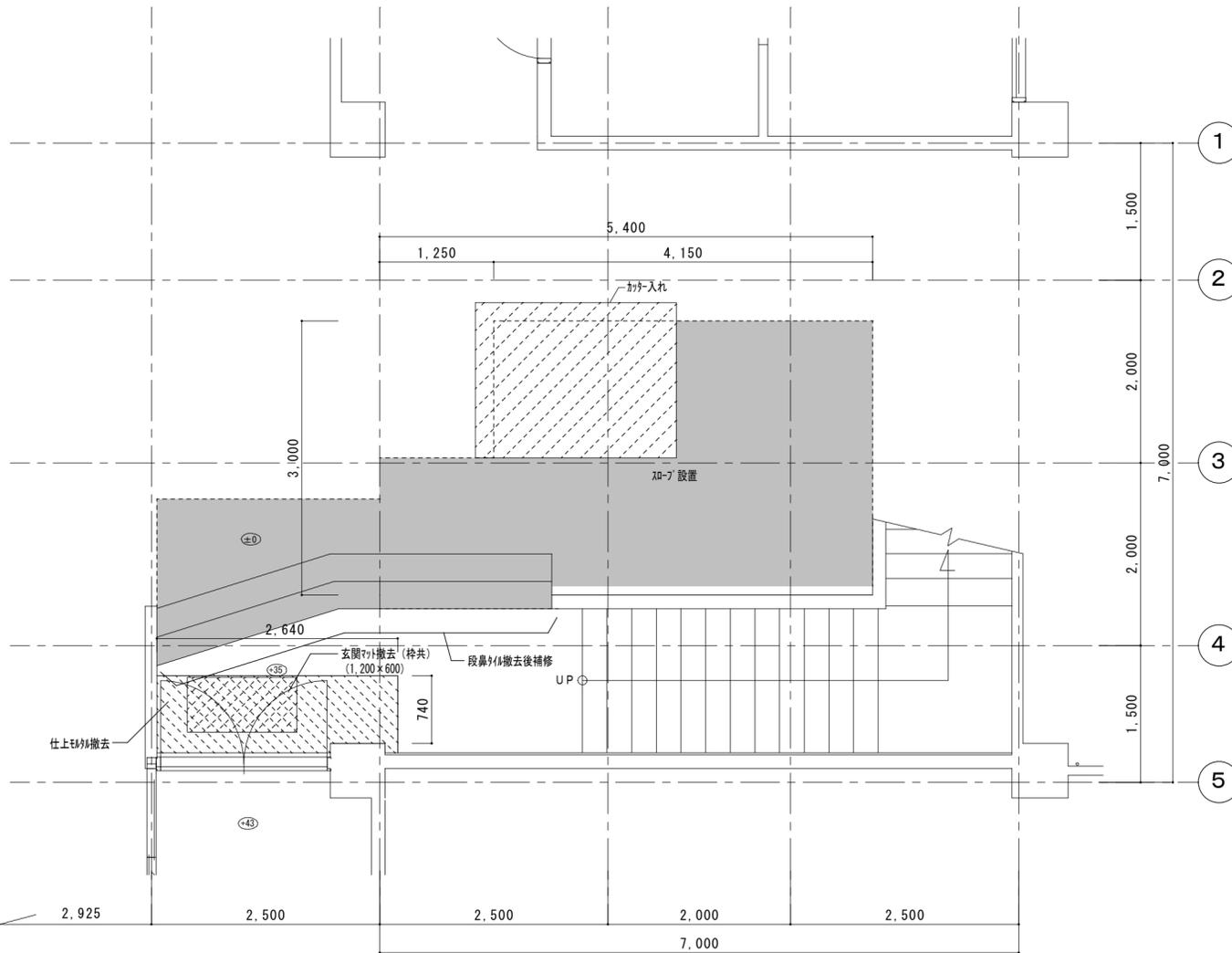


防水部納まり詳細図 1/20



※特記なき限り、 は、既設躯体を示す。

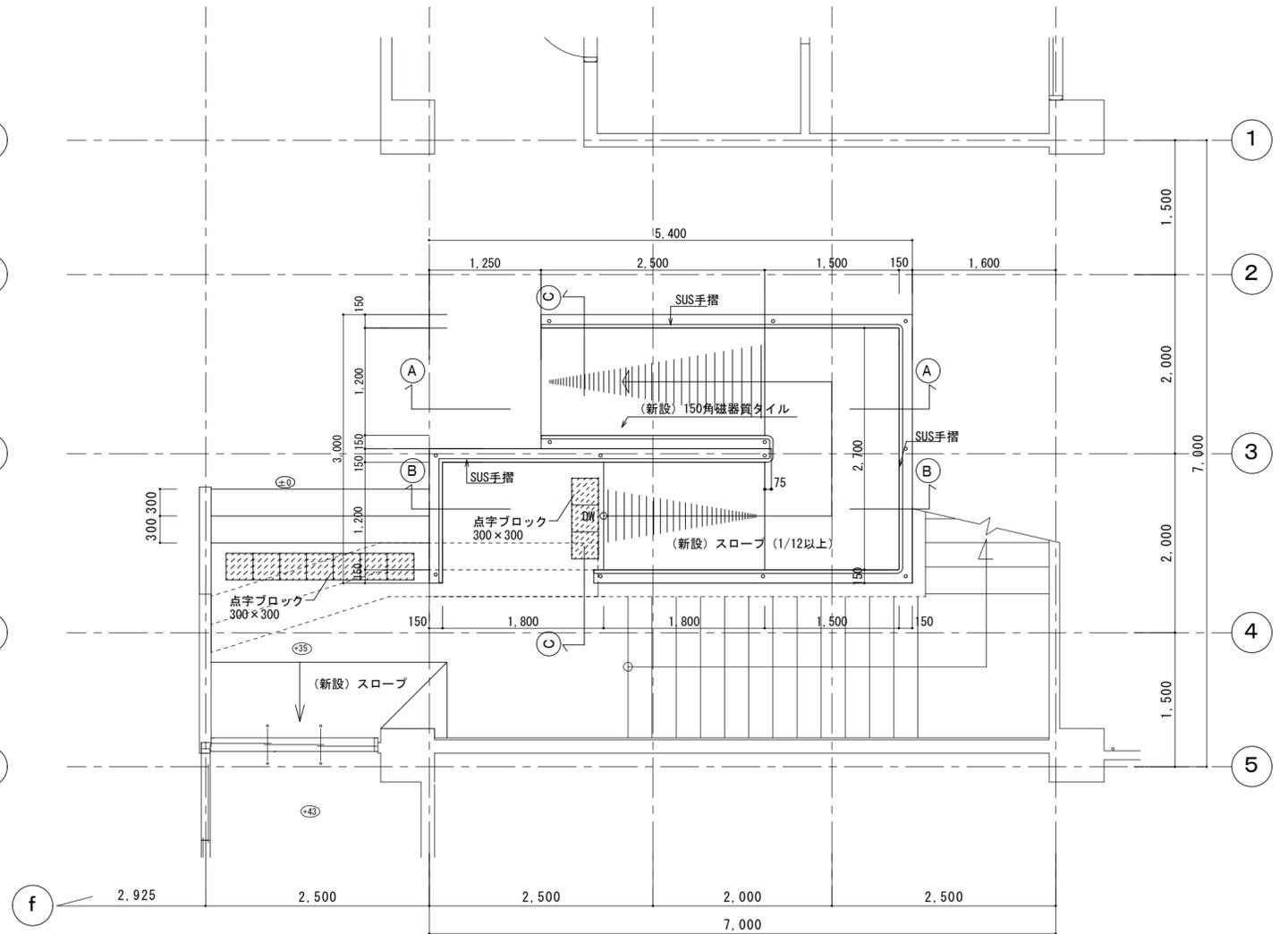
特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 補強前・補強後 矩計図	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号 A-14
			縮尺 1/40	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路	事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号
					原図: A 2



改修前 管理棟 1階平面詳細図 1/50

註) ④は、ポーチ1FLからの高さを示す (cm)

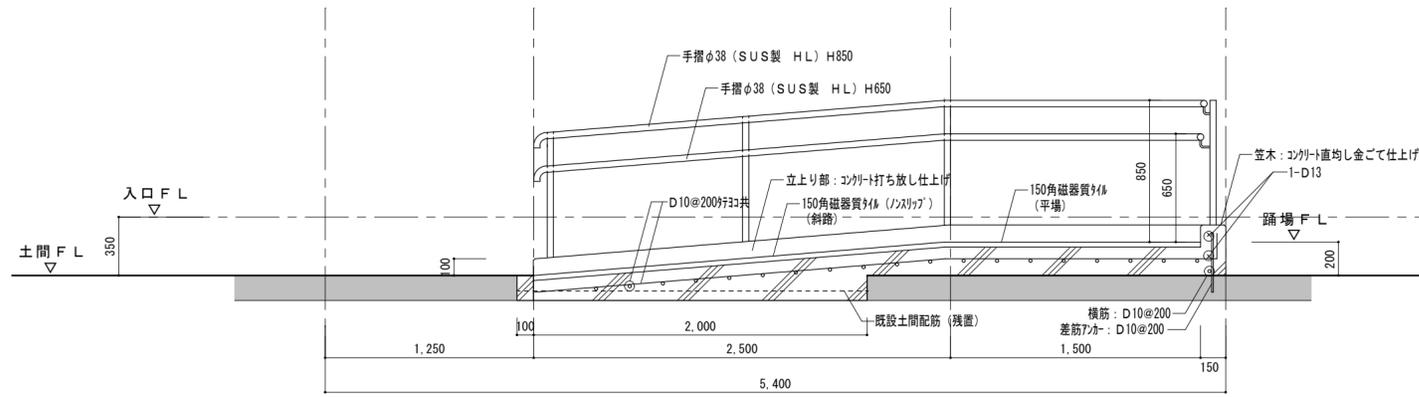
- : 土間タイル撤去範囲 (鉄筋残置)
- : 土間タイル撤去目荒らし範囲



改修後 管理棟 1階平面詳細図 1/50

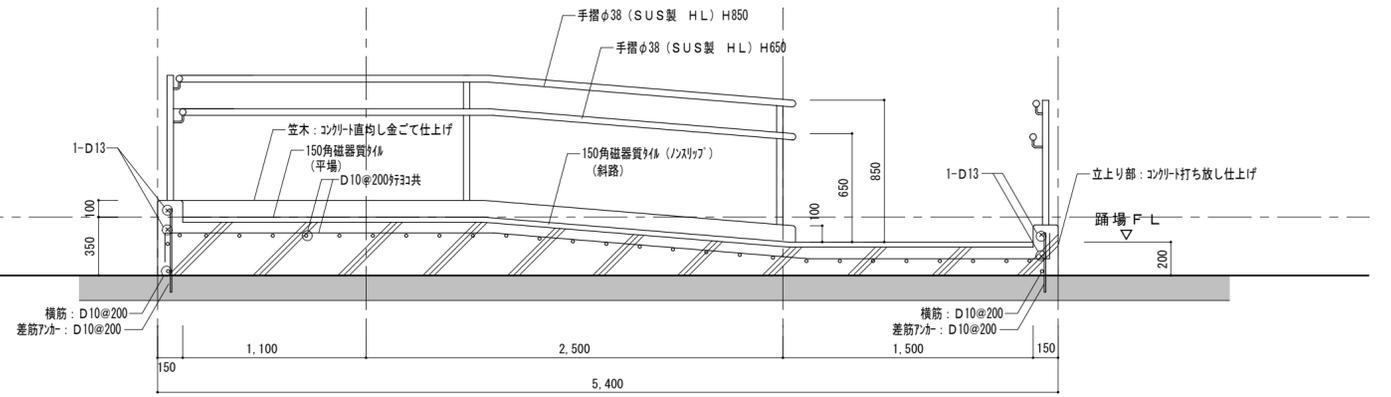
註) ④は、ポーチ1FLからの高さを示す (cm)

特記事項	工事名称 三重短期大学 (渡り廊下) 耐震補強その他工事	図面名称 改修前・改修後 管理棟 1階平面詳細図	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号
			縮尺 1/50	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	A-15 原図: A 2



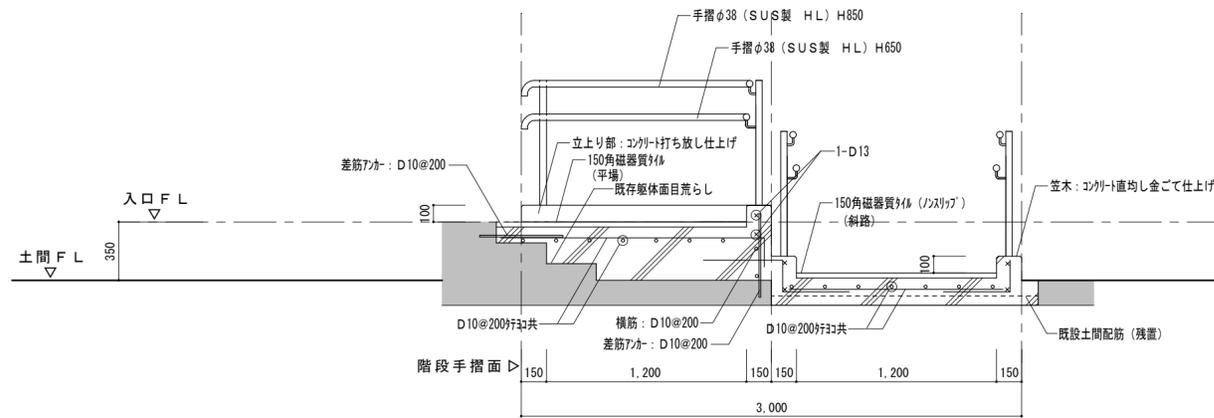
① - ① 断面図 1/30

- 特記なき限り下記とする。
1. 既設土間コンクリート (t=120)
  2. 手摺高さはFL+650及びFL+850とする。
  3. 床タイルは、斜路と踏場を色分けすること。



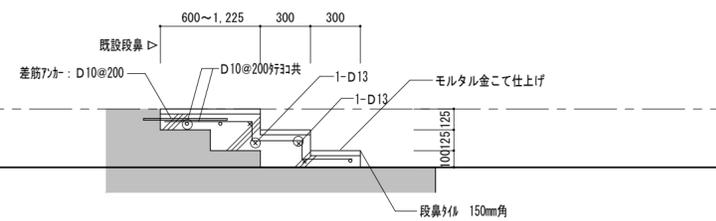
② - ② 断面図 1/30

- 特記なき限り下記とする。
1. 既設土間コンクリート (t=120)
  2. 手摺高さはFL+650及びFL+850とする。
  3. 床タイルは、斜路と踏場を色分けすること。



③ - ③ 断面図 1/30

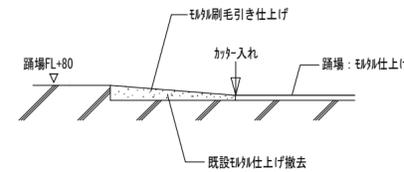
- 特記なき限り下記とする。
1. 既設土間コンクリート (t=120)
  2. 手摺高さはFL+650及びFL+850とする。
  3. 床タイルは、斜路と踏場を色分けすること。



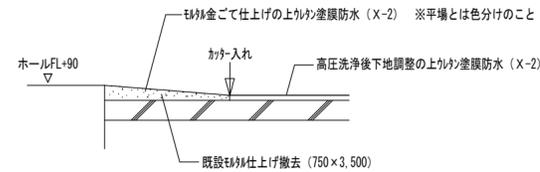
新設階段 詳細図 1/30

- 特記なき限り下記とする。
1. 既設土間コンクリート (t=120)

< 1 階 >

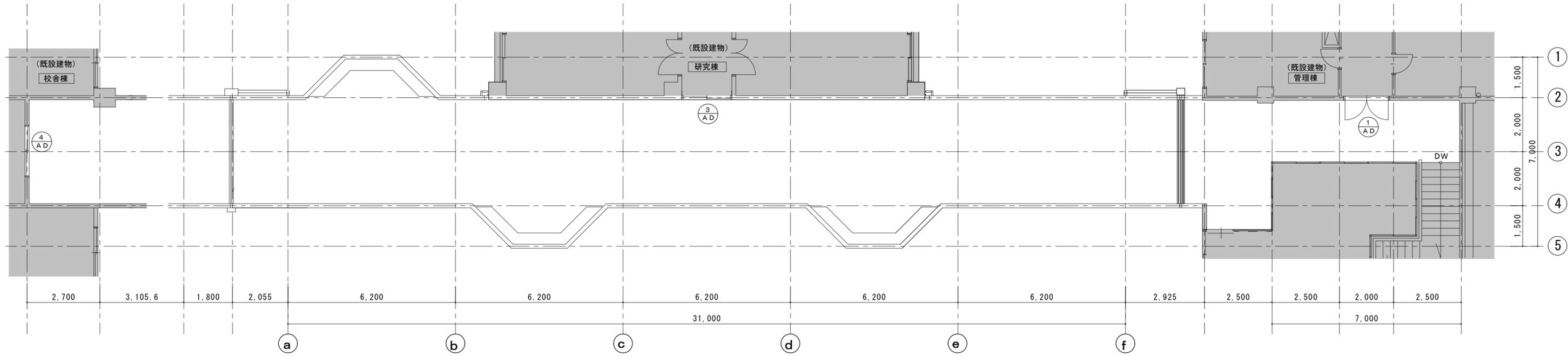


< 2 階 >

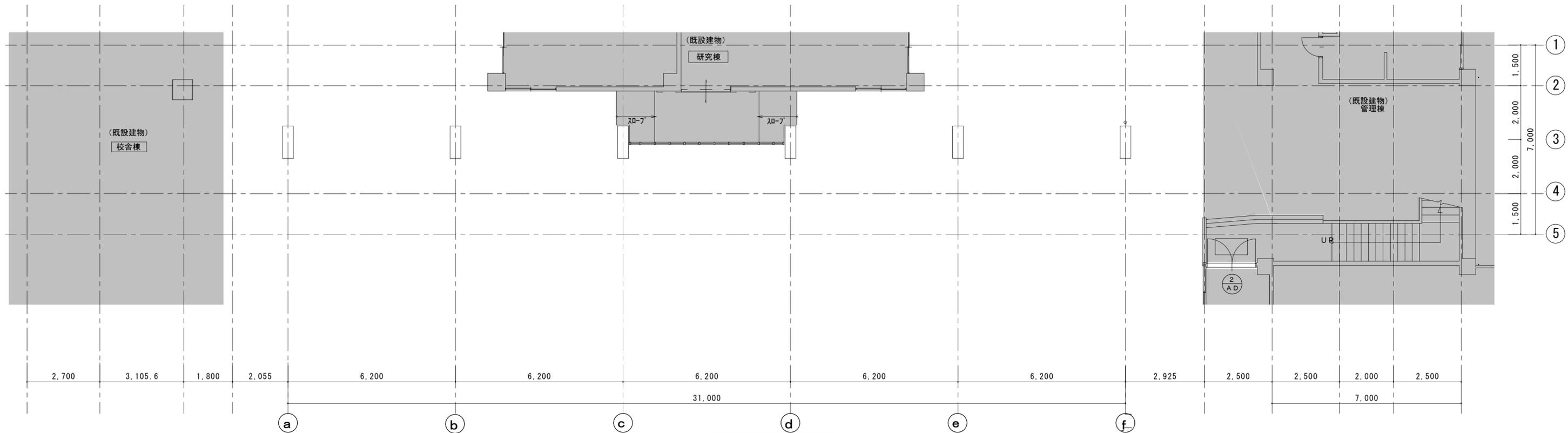


管理棟入口前スロープ 詳細図 1/30

特記事項	工事名称 三重短期大学 (渡り廊下) 耐震補強その他工事	図面名称 スロープ 詳細図	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号 A-16
			縮尺 1/30	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	原図: A 2



R階 平面図 1/100  
 ※特記なき限り [グレー] は、改修対象外を示す。



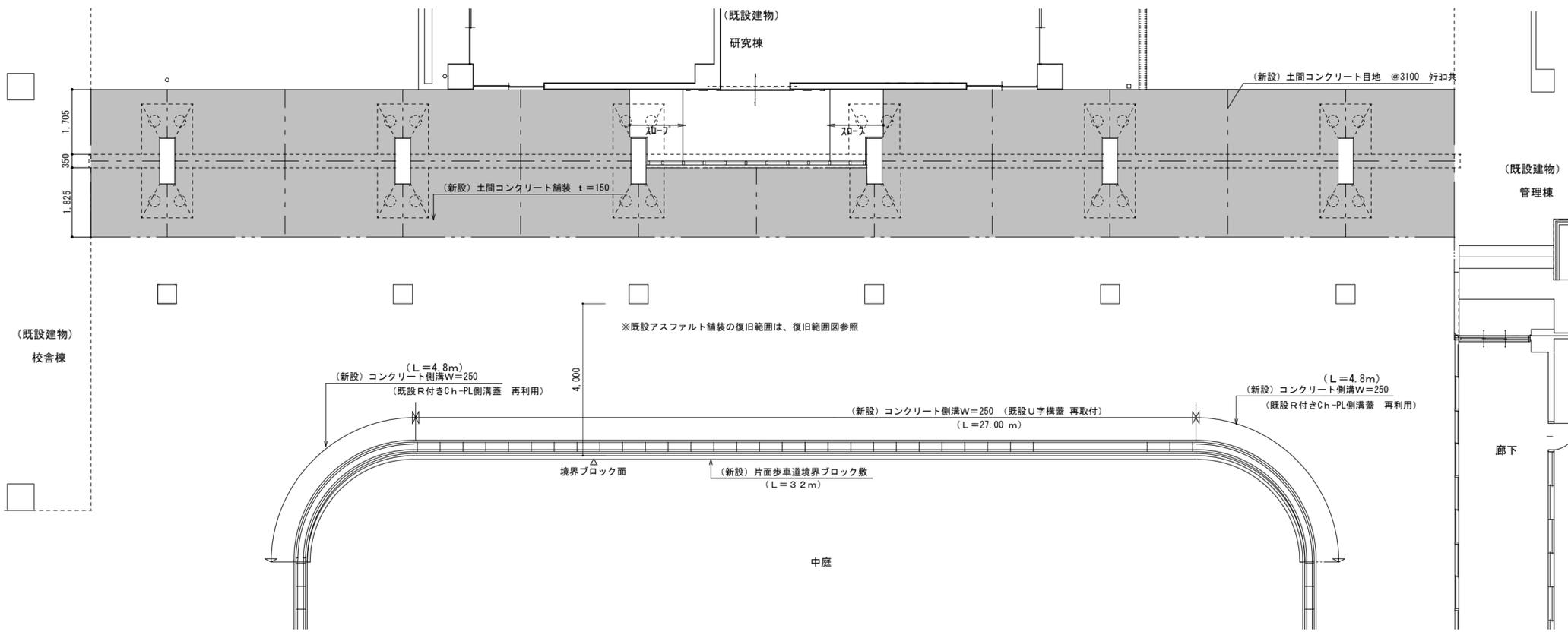
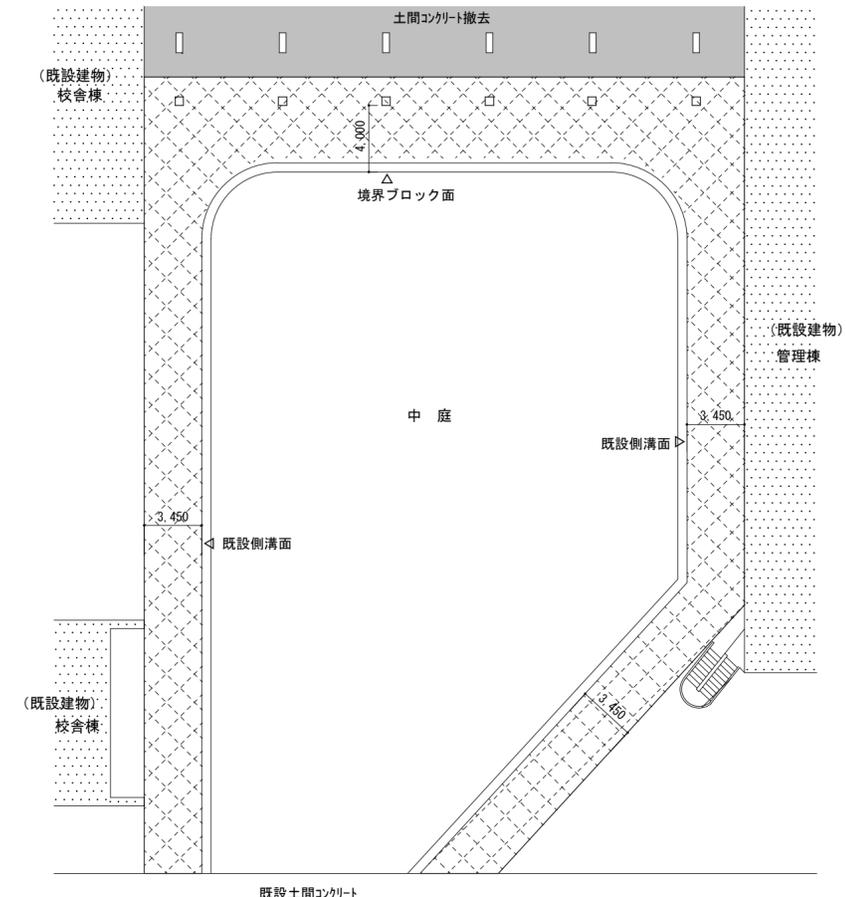
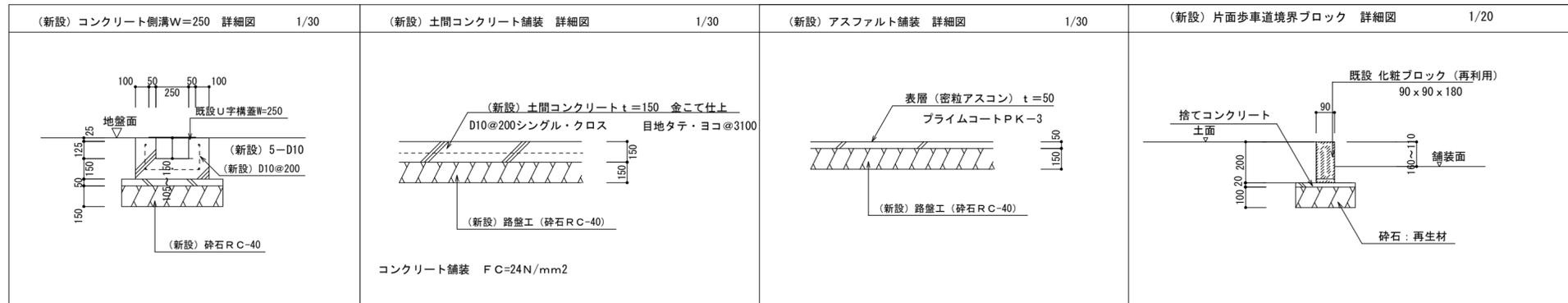
1階平面図 1/100  
 ※特記なき限り [グレー] は、改修対象外を示す。

特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 建具キープラン	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号 A-17
			縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	原図：A2

既設 アルミニウム製建具 ※特記なき限り、残置とする。					
記号	数量	1 A/D	2 A/D	3 A/D	4 A/D
		両開きドア	二層ランマF i x付き両開きドア	ランマ引き違い付き引き違い戸	ランマF i x付き引き違い戸
形状 室名	管理棟 2F廊下		管理棟 1F廊下 	研究棟 2F廊下 	校舎棟 2F廊下 
仕上	アルミサッシュ・シルバー撤去 (枠は既設のまま)		アルミサッシュ・シルバー撤去 (枠は既設のまま)	アルミサッシュ・シルバー撤去 (枠は既設のまま)	アルミサッシュ・シルバー撤去 (枠は既設のまま)
硝子	網入り透明ガラス t=6.8撤去		網入り透明ガラス t=6.8一部撤去 (欄間部分既設のまま)	網入り透明ガラス t=6.8一部撤去 (欄間部分既設のまま)	網入り透明ガラス t=6.8撤去 (欄間部分既設のまま)
見込	70		70	70	70
付属金物	付属金物一式 (丁番・ステンレス引手 L=450・戸当り・本締錠・その他) 撤去		付属金物一式 (丁番・ステンレス引手 L=450・戸当り・本締錠・その他) 撤去	付属金物一式 (戸車・本締錠・その他) 撤去	付属金物一式 (戸車・本締錠・その他) 撤去
備考					

新設 アルミニウム製建具					
記号	数量	1 A/D	2 A/D	3 A/D	4 A/D
		片引き戸	2連片引き戸	2連片引き戸	2連片引き戸
形状 室名	管理棟 2F廊下		管理棟 1F廊下 	研究棟 2F廊下 	校舎棟 2F廊下 
仕上	アルミ (着色)		アルミ (着色)	アルミ (着色)	アルミ (着色)
硝子	網入り透明ガラス t=6.8		網入り透明ガラス t=6.8	網入り透明ガラス t=6.8	網入り透明ガラス t=6.8
付属金物	シリング錠、自閉装置、指挟み防止ゴム 引棒 (ステンシル L=600)、ハンカール仕様ステンシル床レール、標準付属金物		シリング錠、自閉装置、指挟み防止ゴム 引棒 (ステンシル L=600)、ハンカール仕様ステンシル床レール、標準付属金物	シリング錠、自閉装置、指挟み防止ゴム 引棒 (ステンシル L=600)、ハンカール仕様ステンシル床レール、標準付属金物	シリング錠、自閉装置、指挟み防止ゴム 引棒 (ステンシル L=600)、ハンカール仕様ステンシル床レール、標準付属金物
備考					





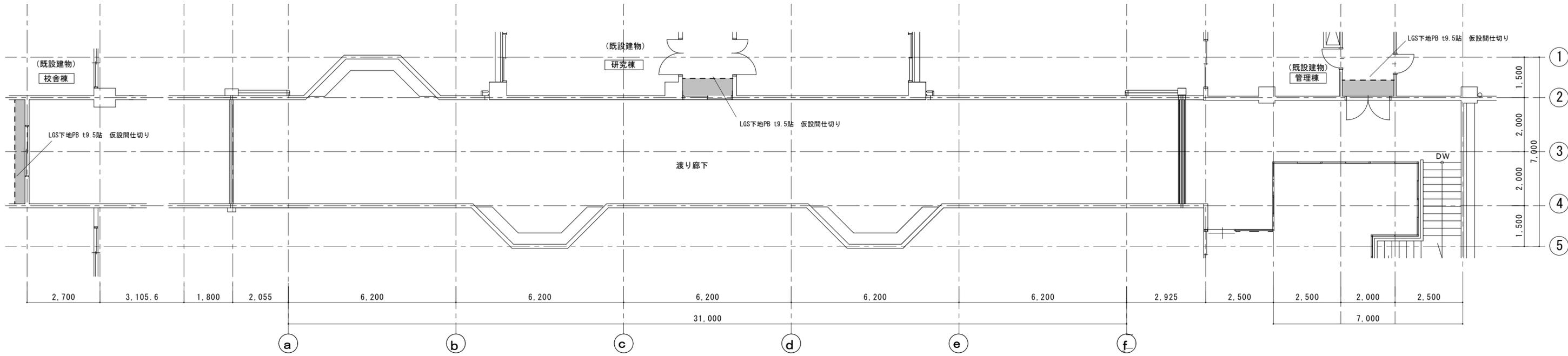
改修後 外構図 1/100

凡例 : (新設) 土間コンクリート舗装 t=150

特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 改修後 外構図	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号 A-20
			縮尺 1/20・1/30・1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路	事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号

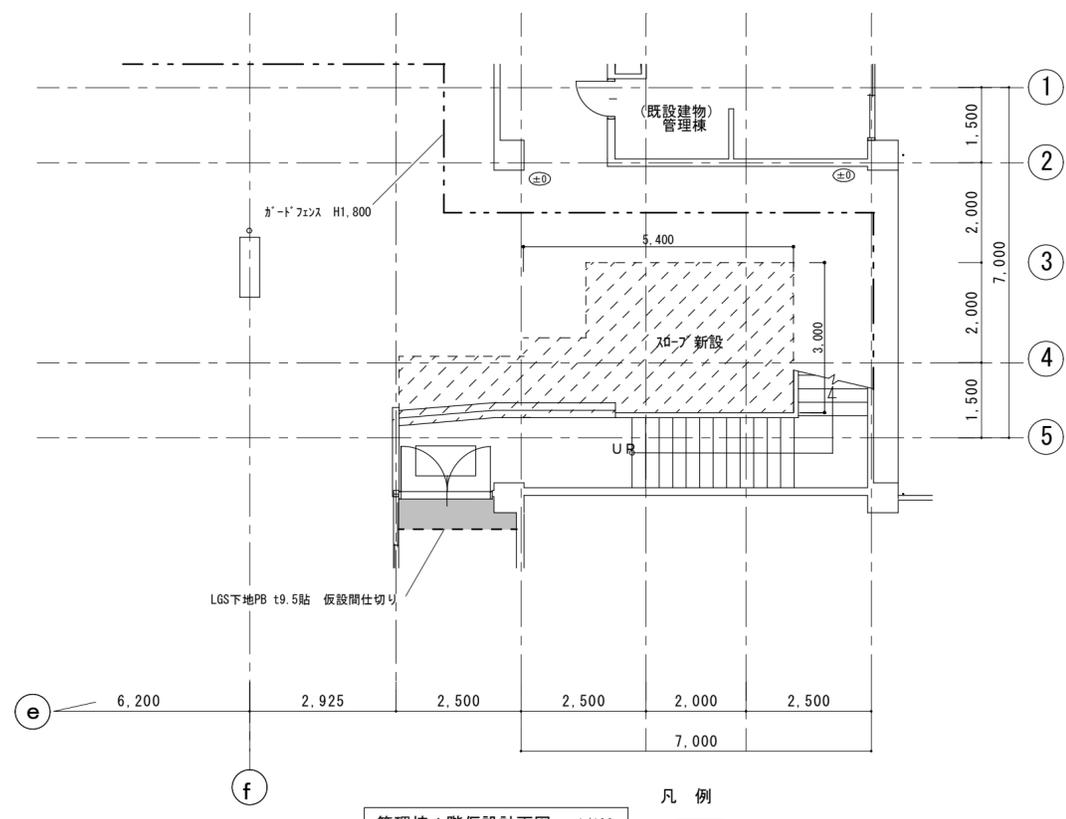
原図: A 2





2階 仮設計画図 1/100

凡例  
 : 床養生 (シート、ベニヤ)



管理棟 1階 仮設計画図 1/100

凡例  
 : 床養生 (シート、ベニヤ)

特記事項	工事名称 三重短期大学 (渡り廊下) 耐震補強その他工事	図面名称 仮設計画図 (2)	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号 A-22
			縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	原図: A2

# 耐震補強工事特記仕様書 (1)

## 第一章 工事概要

1. 工事件名 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事
2. 工事場所 津市 一身田中野 地内
3. 工事概要 a) 耐震補強
4. 工事範囲  
本工事は、耐震補強改修工事及び、それに伴う補修に関するものである。なお、別途改修工事等に留意する。

5. 工事計画  
本工事は、既存の構造体に対して部材を増設する事に依って耐震性能の向上及び改善を図るもので、既存躯体との接合が極めて重要である。また、この工事は限られた場所で行われるもので、一般の建築工事とは施工方法等相当異なる面がある。よって、設計の主旨及び最終的な建物の状態を十分理解した上で工法を選び、施工計画をたてなければならない。特に、次の点に十分注意する事。  
a) 躯体寸法、階高寸法その他は実測による。  
b) 既存コンクリートとの一体化を図る。  
c) 新設部と既存部材との定着を十分に行う。  
d) 騒音、粉塵及び汚染など支障を及ぼす範囲をできるだけ小さくする。  
e) 仕上げ及びコンクリート等の撤去に際しては、最小限必要な範囲とし、残りの部分を傷めない様に十分注意する。  
f) 既存配管、配線及び器具等を十分調査し、損傷を与えないように注意する。  
g) 施工に先立ち全工程の施工計画書を作成し、確認を得る事。各試験は、試験方法及び結果報告を遅滞なく行うこと。なお、施工計画書は工事種別ごとに作成すること。

6. 工事内容 本工事は工事項目及び箇所数は、下表による。

階	補強工法	箇所
1	立体フレーム増設補強	6カ所

又、上記工事に伴う撤去・修復等の工事も併せて行うものである。

## 第二章 総則

1. 摘要範囲  
本工事は、設計図及び本仕様書に基づくものとし、これらの記載無き場合は、次に定める優先順位の仕様書に拠ることとする。  
(1) 本特記仕様書  
(2) 「改訂版既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準、耐震改修設計指針・同解説」(財団法人 日本建築防災協会)  
(3) 「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(平成28年度版)(国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修)  
(4) 工事内訳書
2. 疑義  
図面と仕様書の内容に相違があった場合や不明な箇所が生じた場合は、すべて監督員と協議に拠るものとする。
3. 材料等の試験  
a) 工事に使用する材料について試験を行うときは、監督員立ち会いのもので採取し封印または検印を受ける。  
b) 各種材料の試験・性能等の確認・試験は公的機関において試験を受け、その成績書を監督員に提出する。
4. 提出書類  
a) その他監督員の指示するもの
5. 近隣対策及び公害防止  
近隣住民とのトラブルがないように細心の注意を払わなければならない。特に騒音・振動・ほこり等に注意し、それが発生しない様に施工方法を検討し対処する。また、安全管理に十分注意し、施工にあたる。

## 第三章 仮設工事

1. 施工内容  
a) 工事期間中に施設的一般使用が考えられるため、工事箇所周囲に仮囲等を設け、工事関係者以外の工事箇所立ち入りを防ぎ安全を図る。また、工事関係車両及び一般使用者との出入口を明確に分ける。  
b) 補強部材の周りには、適切な仮設を設けて施工性の向上と安全性の確保を図る。

2. 施工上の注意事項  
仮設工事は、次の各項に留意して行うこと。  
a) 既存部材の仕上げ材及び機具類に損傷を与えないよう充分注意すること。なお場合によっては、必要に応じてシート等で養生する。

## 第四章 撤去工事

1. 撤去工事  
a) 補強部材の設置に伴い、設置される構面内の既存仕上げ・躯体と土間等の一部を撤去する。  
b) 補強部材と接する既存コンクリート面は、十分に目荒らしを行う。  
c) 塗り仕上げまたはこれに準ずる仕上げ材、及び躯体を撤去する場合は、両面からカッターで切り込みをつけてから撤去する。  
d) 撤去に際しては、廃棄物の処理に関する法律に準拠する。  
2. 撤去工事における注意事項  
a) コンクリート及び塗り仕上げを部分的に撤去する場合は、既存部分の仕上げに損傷を与えないよう充分注意する。特に、塗り仕上げ、増設部材設置構面内の壁コンクリート及び土間コンクリート等の撤去に際しては、カッター等で切り込みを付け、既存部分の保護をはかる。  
b) 増設する部材に接する既存コンクリートは、十分に目荒らしを行い、増設部材との一体化を図る。なお、目荒らしは深さ6mm程度の凹凸で全体を荒らすようにする。  
c) はつり工事は、構造躯体に悪影響を与えない方法で丁寧に行うこと。(電気ビックを用いる等)  
d) コンクリート打設前には粉塵、はつりがら等を清掃し、数日前から水湿めしを行う。  
e) 既存の躯体状態の確認及び必要と認められる場合は、適宜補修をする事。

## 第五章 鉄筋コンクリート造新設壁 増設工事(基礎打増し工事を含む)

1. 材 料  
(1) 使用材料及びメーカー指定使用材料及びそれらの材料のメーカー指定は、次のとおりとする。  
a) 鉄筋  
鉄筋は、JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する熱間圧延異形棒鋼は、D16以下・SD295A、D19以上・SD345規格とする。  
b) 普通コンクリート  
1) 設計基準強度  $F_c = 21N/mm^2$   
2) レディーミクストコンクリートを使用  
3) 混和剤は、AE剤、AE減水剤又は高性能AE減水剤とする。  
4) 粗骨材の最大寸法 20mm以下  
5) スランブ 18cm以下  
c) アンカー  
アンカーは、カプセル型樹脂アンカーとする。  
・旭化成工業株式会社 ARケミカルセッター APシリーズ  
・日本テコラックス株式会社 ケミカルアンカー Rタイプ  
・日本ヒルティ株式会社 HVU-G/EA  
若しくは同等品以上とする。同等品の認定については、公的機関による引張強度・せん断強度確認を必要とする。  
(2) 試験・確認等  
使用材料の内、次のものは、施工業者の責任において検査・試験を行う。  
a) カプセル型樹脂接着アンカー(全数打音確認)  
b) カプセル型樹脂接着アンカー(引張試験)  
引張試験は、各階新設壁1枚当たり3本の試験を行う。場所は、係員の指示に従い下記の張力を確認する。(地中梁は、増しコンクリート打設前に地中梁上端で行う。)

◎ アンカー径ごとの試験張力は、次表による

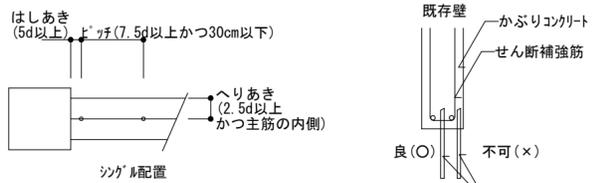
アンカー径	既存コンクリート強度 $F_c = 18.0N/mm^2$		備 考
	確認張力 (kN)	コン状態時引張耐力 (kN)	
D10	9.7	14.5	
D16	11.9	17.8	
D16	34.2	51.2	有効埋込長10d
D25	28.2	42.3	有効埋込長10d

### c) コンクリート・無収縮モルタル

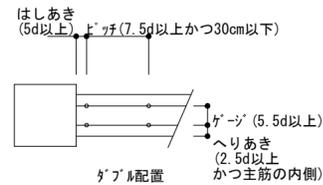
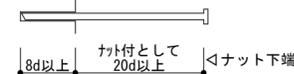
材 料	種 目	試験方法	試験回数
コンクリート	スランブ	JIS A 5308	圧縮強度試験用供試体採取時
	空気量		
無収縮モルタル	試験体コンクリートの強度指定のための圧縮強度試験	NEXCO試験方法 312-1999	・打ち込み日毎に1回以上とする。 ・1回につき材令7日と28日のそれぞれ3本とする。尚、監督員の指示により試験回数を増やすことがある。
	無収縮モルタル		・打ち込み日毎に1回とする。 尚、1回につき6本の供試体を作成し、材令7日、28日で各3本とする。

### 2. 施工内容

- 既存躯体の実測とスミ出し
  - 既存柱面及び梁面にアンカー孔を施し、樹脂接着系アンカー設置後、鉄筋を定着
  - 梁筋の加工及び組立
  - 清掃及び水湿し
  - 型枠組立
  - コンクリート打設
  - コンクリート養生
  - 無収縮グラウトモルタル
  - 型枠撤去及び清掃
  - 圧縮試験
3. 接着系アンカーの施工  
a) 穿孔前に、既存鉄筋の位置を鉄筋探査器等により確認し、既存部の損傷を極力避ける。  
b) 施工に際し、アンカーの径・深さ・位置を確認し、アンカー埋め込み前には穿孔内の切り粉等を除去する。  
c) アンカーが既存鉄筋に当たった場合や、斜めの打ち込み、穿孔に失敗した場合は、アンカーピッチを守り、打ち直しとする。  
d) 固着度検査の結果、不合格となった場合は、アンカーピッチを守り打ち直しとする。  
e) あと施工アンカーの埋込み長さは、8d以上とする。  
f) アンカー筋の定着は、20d(ナット付き異形棒鋼)以上とする。 ナット取付のためにネジ切りを行う場合には先端より50mm以下とする。  
g) アンカーは所定の位置、深さに垂直に取り付けるものとし、ピッチおよび配置方法は接着系アンカーの配筋要領図による。



・アンカーがシグナルの場合は原則として壁芯とする。



接着系アンカーの配筋要領図

4. スパイラル筋  
a) 新設壁(ブレースを含む)の周囲で、あと施工アンカーを設置した部分には、割裂防止のため、スパイラル筋を配筋する。  
b) 壁厚とスパイラル筋径の関係は、以下の通りとする。  
幅 150 スパイラル径φ75  
幅 180 スパイラル径φ100  
幅 200 スパイラル径φ120  
幅 250 スパイラル径φ150  
幅 300 スパイラル径φ200  
c) ラップ長はピッチの2倍以上とし、結束線にて結束する。

### 5. 無収縮モルタル圧入工事

- 圧入モルタルは早強型特殊セメント系無収縮モルタルとし、調合はプレミックスとする。
- 材料は下記メーカー、もしくは同等品以上とする。  
・太平洋セメント株式会社 太平洋ブルーロックス  
・デンカ株式会社 デンカプレタスコナー1  
・株式会社ABC商会 ノンシュリンクライト グラウト  
・BASFジャパン株式会社 マスターフロー-870グラウト
- 事前に詳細な施工要領書を監督員に提出し承諾を得る。
- 打ち込み前に、既存コンクリート表面及びコンクリート打ち継ぎ部の清掃及び水湿しを充分に行う。
- 圧入は適切な圧力で中断しないように連続圧送する。(2.3kg/cm<sup>2</sup>)
- グラウト孔をスパン中央部上下端に、空気抜きを上部スパン両端に設ける。
- グラウト孔にホースを接続し、連続圧送を行う。グラウトモルタルが空気抜きに出てくることを確認した段階で注入口を中断し各空気抜きパイプを確認した後再び加圧グラウトを行い、作業を終了する。
- モルタル圧入部の型枠は注入圧力に耐え得るグラウト用とし、周囲に急結性又は速乾性コーキング材を施し、モルタル漏れの無いようにする。
- モルタルグラウト型枠の取り外し時期については、監督員の指示による。
- 施工時及び養生期間中(7日間以上)は、常に湿潤状態を保ち、圧入モルタルの温度を5℃以上に保つ。  
又、施工時には水温の管理を充分に行い、水温10℃以上にして施工する。
- 圧入モルタル硬化中は圧入口、空気抜きパイプ等の密栓(バルブコック)を確認し、有害な衝撃振動を与えない。
- 圧縮強度等 圧縮強度 30N/mm<sup>2</sup>  
乾燥収縮 1×10<sup>-4</sup>以下

### 6. 新設壁の開口補強等

- 開口補強筋は、開口端より40d以上の長さで、壁内に定着させる。
- 開口が、柱又は梁に接する場合、開口補強筋用のアンカーを設置し、アンカー筋と開口補強筋を重ね継手により接続する。重ね長さは、40d (dは、太い方の鉄筋の径)以上とする。
- 開口補強筋用アンカーの有効埋込長さは10d以上とする。(dは、アンカー筋の径)
- 設備開口は、W300×H300以下とする。  
(あと施工アンカーが設備開口に当たる場合は、アンカー位置をずらし設計通りの総本数を確保する)

### 7. 施工上の注意事項

- 新設壁増設工事は、次の各項に留意して行うこと。
- 型枠等の加工にさきかけて、既存躯体の寸法等の実測を行い、これらの納まりが確実になるよう充分な注意を払う。
  - 型枠は、一般の型枠と異なり、周辺既存部材との接続となり、コンクリート打設時に型枠の移動が生じたり、セメントペーストが流失する恐れがあるので、サポート及びゴムパッキング等を用いて十分注意を払う。
  - コンクリートの打設は、バイブレーター等を用いて密実なコンクリートとする。
  - コンクリートには、膨張性の混和材を添加するのでコンクリート強度の発現中(7日間程度)は充分な湿潤養生を行う。又、養生期間中は、振動等を与えないように注意する。(膨張性混和材は、メーカーの管理において生コン工場で混和する。)

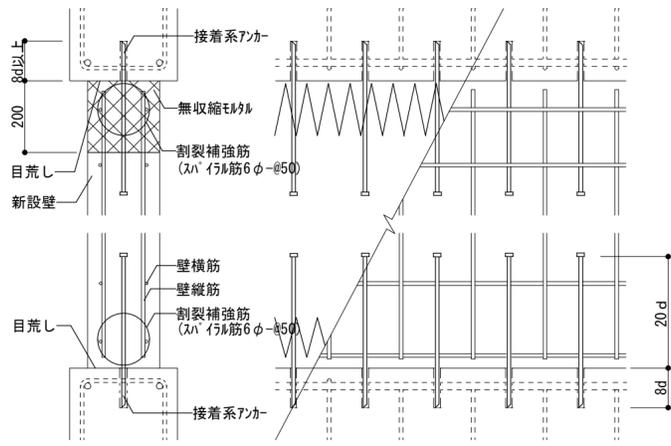
特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	図面番号
	三重短期大学(渡り廊下)耐震補強その他工事	耐震補強工事特記仕様書 1		S-01
			縮尺	原図 : A 2

一級建築士事務所 **大森建築設計事務所**

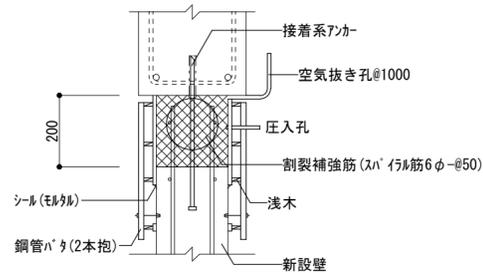
三重県津市久藤ヶ丘 2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号  
管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号

耐震補強工事特記仕様書 (2)

8. 施工要領図



鉄筋コンクリート造新設壁施工要領図



鉄筋コンクリート造新設壁無収縮モルタル圧入要領図

第六章 鉄骨枠付きブレース 増設工事

1. 材料  
 (1) 使用材料及びメーカー指定  
 使用材料及びそれらの材料のメーカー指定は次の通りとする。  
 a) 鉄骨及び鉄筋  
 1) 鋼材は、JIS G 3101に規定されているSS400規格品以上とする。  
 2) 頭付きスタッドは、JIS B 1198に規定されている規格品とする。  
 3) アンカー筋は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼) に規定されている、熱間圧延異形棒鋼SD345規格品とする。頭部はネジ切り加工し、ナット取付のこと。  
 4) ボルトはトルシア形高力ボルト (S10T) とする。  
 b) アンカー  
 アンカーは、カプセル型樹脂アンカーとする。  
 ・旭化成工業株式会社 ARケミカルセッター APシリーズ  
 ・日本デコラックス株式会社 ケミカルアンカー Rタイプ  
 若しくは同等品以上とする。同等品の認定については、公的機関による引張強度・せん断強度の確認を必要とする。

- (2) 試験・確認等  
 使用材料の内、次のものは、施工業者の責任において検査・試験を行う。  
 a) 頭付きスタッド (溶接部の曲げ試験)  
 曲げ試験は、一辺に付き一本行う。曲げ試験は、頭付きスタッドの角度が垂直から30°になるまでハンマー又はその他適当な方法で曲げる。曲げ方向は、溶接部の外観に欠陥がある場合、その部分に最大引張力がかかるように曲げる。  
 b) カプセル型樹脂接着アンカー (全数打音確認)  
 c) カプセル型樹脂接着アンカー (引張試験)  
 引張試験は、各階ブレース1枚当たり3本の試験を行う。場所は、係員の指示に従い下記の張力を確認する。(地中梁は、増しコンクリート打設前に地中梁上端で行う。)

◎ アンカー径ごとの試験張力は、次表による

アンカー径	既存コンクリート強度 Fc=17.6N/mm2		既存コンクリート強度 Fc=20.6N/mm2	
	確認張力 (kN)	コンクリート破壊時引張耐力 (kN)	確認張力 (kN)	コンクリート破壊時引張耐力 (kN)
D13				
D16				
D19				
D22				

※本建物の1階は Fc=17.6N/mm2  
 d) 鉄骨製作工場は、(社) 全国鉄鋼工業連合会のRグレード同等以上とする。製作工場使用にあたり工場認定証等の提出をする。  
 e) 無収縮モルタル

材 料	種 目	試験方法	試験回数
無収縮モルタル	無収縮モルタル		・打ち込み日毎に1回とする。 ・角、1回につき6本の供試体を作成し、材料7日、28日で各3本とする。

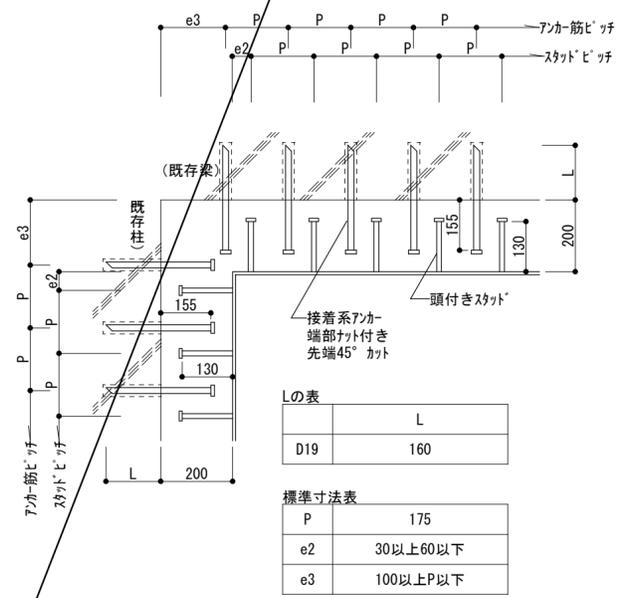
2. 施工内容  
 a) 既存躯体の実測とスミ出し  
 b) 鉄骨の加工組立 (工場で行う)  
 c) アンカー孔を施し、樹脂接着系アンカーを設置する。  
 d) 清掃  
 e) 鉄骨建て方及び水湿し  
 f) 型枠組立  
 g) 無収縮グラウトモルタル  
 h) 型枠撤去及び清掃

3. 接着系アンカーの施工  
 a) 穿孔前に、既存鉄筋の位置を鉄筋探査器等により確認し、既存部の損傷を極力避ける。  
 b) 施工に際し、アンカーの径・深さ・位置を確認し、アンカー埋め込み前には穿孔内の切り粉等を除去する。  
 c) アンカーが既存鉄筋に当たった場合や、斜めの打ち込み、穿孔に失敗した場合は、アンカーピッチを守り、打ち直しとする。  
 d) 固着度検査の結果、不合格となった場合は、アンカーピッチを守り打ち直しとする。  
 e) あと施工アンカーの埋込み長さは、8d以上とする。  
 f) アンカー筋の定着は、20d (ナット付き異形棒鋼) 以上とする。ナット取付のためにネジ切りを行う場合には先端より50mm以下とし、ねじ山が2山以上出るようにナットを取り付ける。  
 g) アンカーは所定の位置、深さに垂直に取り付けるものとし、ピッチおよび配置方法は接着系アンカーの配筋要領図による。

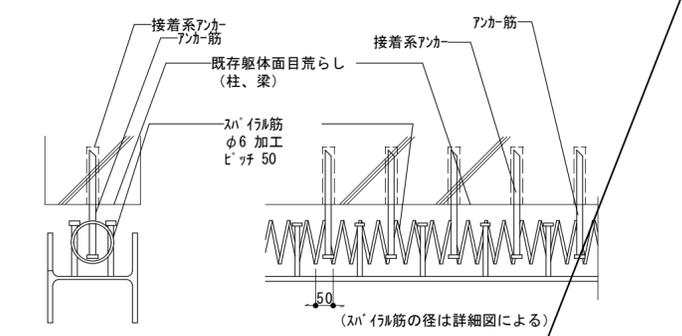
4. スパイラル筋  
 a) 新設壁 (ブレースを含む) の周囲で、あと施工アンカーを設置した部分には、割裂防止のため、スパイラル筋を配筋する。  
 b) 幅とスパイラル筋径の関係は、以下の通りとする。  
 幅 200 スパイラル筋径 120  
 200  
 c) ラップ長はピッチの2倍以上とし、結束線にて結束する。

5. 無収縮モルタル圧入工事  
 a) 圧入モルタルは早強型特殊セメント系無収縮モルタルとし、調合はプレミックスとする。  
 b) 材料は下記メーカー、もしくは同等品以上とする。  
 ・(株) 小野田プレユーロックス  
 ・電気化学工業 (株) デンカプレタスコナー1  
 ・(株) ABC商会ノンシュリンクライト グラウト  
 ・日曹マスタービルダーズ (株) マスターフロー870グラウト  
 c) 事前に詳細な施工要領書を監督員に提出し承諾を得る。  
 d) 打ち込み前に、既存コンクリート表面及びコンクリート打ち継ぎ部の清掃及び水湿しを充分に行う。  
 e) 圧入は適切な圧力で中断しないように連続圧送する。(2.3kg/cm2)  
 f) グラウト孔をスパン中央部上下端に、空気抜きを上部スパン両端に設ける。  
 g) グラウト孔にホースを接続し、連続圧送を行う。グラウトモルタルが空気抜きに出てくることを確認した段階で注入を中断し各空気抜きパイプを確認した後再び加圧グラウトを行い、作業を終了する。  
 h) モルタル圧入部の型枠は注入圧力に耐え得るグラウト用とし、周囲に急結性又は速乾性コーキング材を施し、モルタル漏れの無いようにする。  
 i) モルタルグラウト型枠の取り外し時期については、監督員の指示による。  
 j) 施工時及び養生期間中 (7日間以上) は、常に湿潤状態を保ち、圧入モルタルの温度を5℃以上に保つ。  
 又、施工時には水温の管理を充分に行い、水温10℃以上にて施工する。  
 k) 圧入モルタル硬化中は圧入口、空気抜きパイプ等の密栓 (バルブロック) を確認し、有害な衝撃振動を与えない。  
 l) 圧縮強度等 圧縮強度 30N/mm2  
 乾燥収縮 1×10<sup>-4</sup>以下

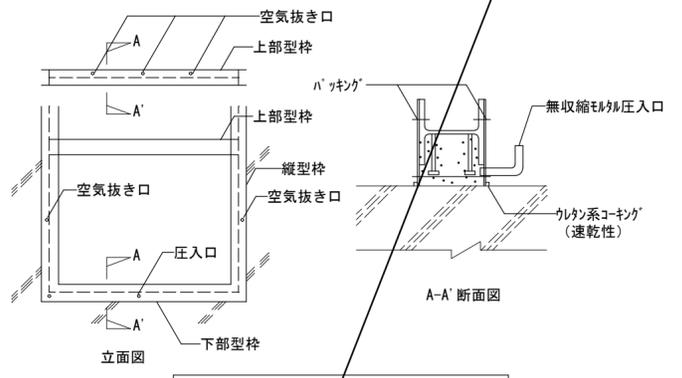
6. 施工上の注意事項  
 鉄骨枠付ブレース増設工事は、次の各項を厳守し行うこと。  
 a) 鉄骨の加工に先立ち、既存躯体の寸法等の実測を行い、工作図及び原寸図を作成し、承諾を受ける。  
 b) コンクリートドリルの径は、樹脂接着アンカーに適したものをを用いる。この場合ドリリングを行う前に、鉄筋探査器などの方法により既存鉄筋及び埋設管の位置をさけて、ドリリングする。  
 c) 鉄骨の加工組立は、昭和56年建設省告示 第1103号によるほか、建設省通達住指発第220号 (イ) の認定以上とする。なお、鋼材の溶接部分については日本建築学会の鋼構造建築溶接部分の超音波探傷検査基準 (JIS Z 3060 基準) に規定する検査を行う。  
 検査機関は、原則として (社) 日本溶接協会によるWES8701 (溶接構造物非破壊検査事業者の技術種別基準) の認定検査機関とする。検査者は (社) 日本非破壊検査協会により工事に対応した資格を有する者とする。第三者による検査は工場溶接、現場溶接共100%行うこと。  
 d) 鉄骨の建方にはクレーン等を用い、つり上げて搬入した後、設置位置に吊り込み仮止めする。  
 e) 割裂防止補強筋は図示に従い、スパイラル筋を整然と配筋する。又、柱・梁共2辺ずつ配置する。



アンカー筋及び頭付きスタッドピッチ標準



割裂補強スパイラル筋納まり図



鉄骨枠付ブレース無収縮モルタル圧入要領図

鉄筋コンクリート構造配筋標準図

§1 一般事項

1. 使用材料、工法等は構造特記仕様による。
2. 設計図書に記載無き場合は本標準図に従うものとする。  
また本標準図に明記無き場合は構造特記仕様書1-2-4に指定した共通仕様書及び日本建築学会「鉄筋コンクリート造配筋指針」同解説による。
3. 本標準図は異型鉄筋を対象とし、dは呼び名に用いた数値とする。
4. 本仕様図に示す単位は特記無き限りすべてmmとする。

§2 共通事項

1 鉄筋の表示方法

記号	●	×	●	○	∅	⊗	◎	⊙	
鉄筋 (d)	SD295 SD345 SD390	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32 D35 D38
最外径 (mm) (D)	11	14	18	21	25	28	33	36 40 43	

2 鉄筋の折り曲げ

(イ) 末端部 (フック)

曲げ角度	折り曲げ図	D: 折り曲げ寸歩		L: 余長		フックの必要な位置
		SD295A・B SD345	SD390	SD295A・B SD345・SD390	SD345・SD390	
180°		3d以上 (D10~D16)	5d以上 (D10~D38)	4d以上	5d以上 (D10~D38)	柱及び梁 (基礎梁を除く) の出隅の主筋 ・煙突の主筋 ・杭基礎のベース筋
135°		4d以上 (D19~D38)	5d以上 (D10~D38)	6d以上	5d以上 (D10~D38)	・スターラップ ・フープ ・スパイラル
90°		4d以上 (D19~D38)	5d以上 (D10~D38)	8d以上 (4d以上) (注1)	5d以上 (D10~D38)	・片持梁先端の上端筋 ・スターラップ

(注1) ( ) 内は片持スラブの先端の上端筋、壁の自由端に用いる先端、巾止筋  
(注2) d は、鉄筋径の公称直径を示す。

3 鉄筋の継手及び定着

(ロ) 中間部

曲げ角度	折り曲げ図	名称	d: 鉄筋径	鉄筋の種類	D: 折り曲げ寸歩

鉄筋の種類	Fc (N/mm <sup>2</sup> ) の範囲	L: 定着長さ		L1
		一般	下端筋	
SD295A	27 ≤ Fc ≤ 36	30d (20d)	小梁	: 継手及び一般以外の定着長さ
SD295B	21 ≤ Fc ≤ 24	35d (25d)	スラブ	
SD345	Fc ≤ 18	40d (30d)	25d (15d)	10dかつ150mm以上
SD390	30 ≤ Fc ≤ 36	35d (25d)		40d (30d)
	21 ≤ Fc ≤ 27	40d (30d)		45d (35d)

注記

- ・Fc (N/mm<sup>2</sup>) はコンクリートの設計基準強度を示す。
- ・上記の値は、フックなしの場合とする。( ) 内はフック付きの場合とする。
- ・重ね継手はD25以下の鉄筋とし、重ね継手長さはL1とする。
- ・径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは細い鉄筋の径による。

4 鉄筋の標準かぶり厚さ

部 位	単位 (mm)		
	屋 内	かぶり厚さ	
土に接しない部分	屋根スラブ 床スラブ 非耐力壁	屋 内	30
		屋 外	(仕上げあり) (仕上げなし)
	柱 梁 耐力壁	屋 内	40
		屋 外	(仕上げあり) (仕上げなし)
土に接する部分	擁壁・耐圧スラブ	50	
	柱・梁・床スラブ・耐力壁 基礎・擁壁・耐圧スラブ	50 70	

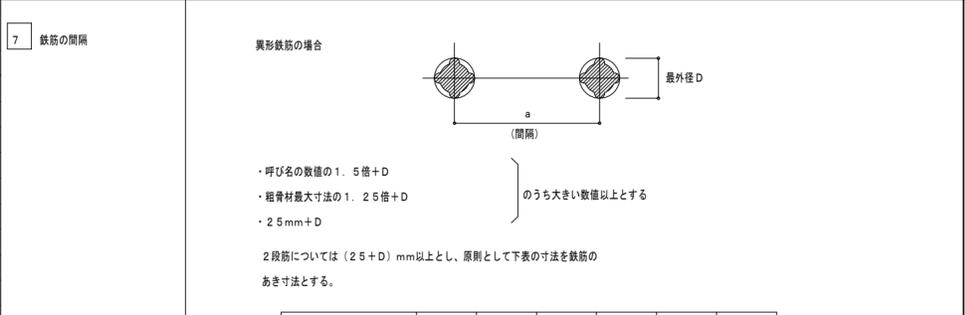
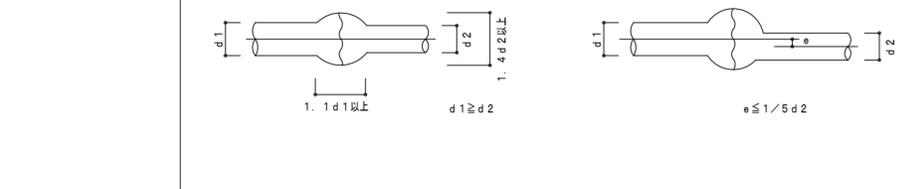
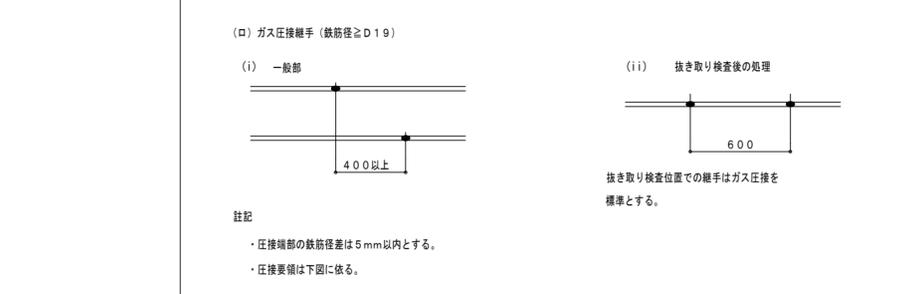
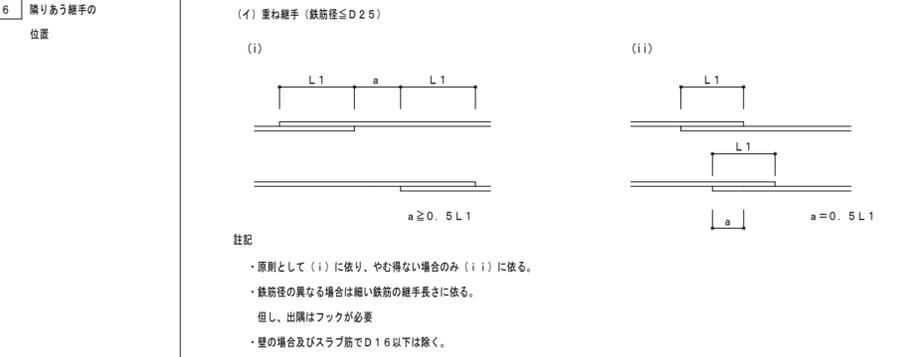
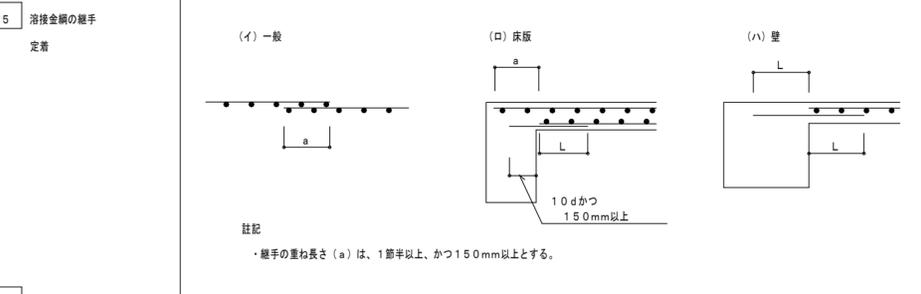
5 溶接金網の継手定着

注記

- ・最小かぶり厚さは、上記数値より10mm引いた値とする。
- ・軽量コンクリートの場合は、上記数値より10mmたした値とする。
- ・スラブシーサーは防錆処理を行なった鋼鉄とする。
- ・(仕上げあり)とは、モルタル塗等の仕上げのあるものとし、仕上塗料、吹付け又は、塗装等の鉄筋の耐久性上有効でないものを除く。
- ・防水層を有する屋根スラブについては、耐久性有効な仕上げがあるものとしてよい。
- ・ラス型枠使用の場合はかぶり厚さを上記数値より10mmたした値とする

かぶり厚さ

◎品確法により等級指定のあった場合  
カブリ厚さは本表で統一して、水セメント比で調整するものとする。  
打放しの場合のコンクリート打増しは15mmを標準とする。



8 型わくの取外し

(a) 型わくの取外しは型わくの最小存置期間以後に行う。

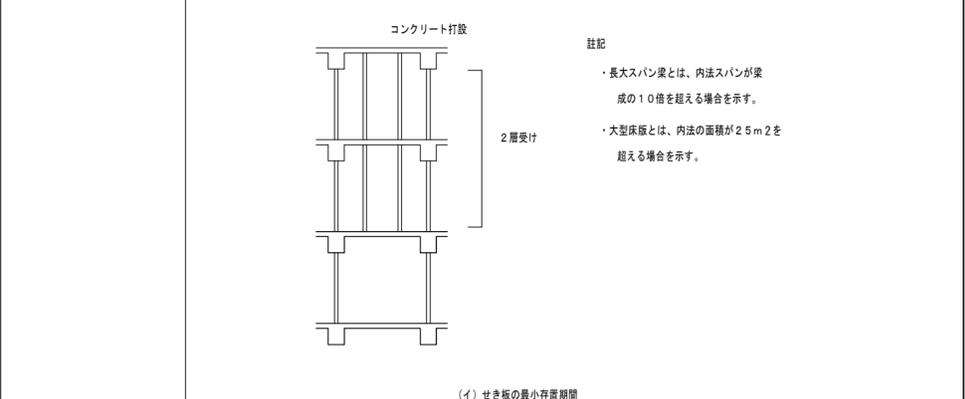
(b) せき板の最小存置期間は (イ) 表よりコンクリートの材令、又はコンクリートの圧縮強度により定める。  
(ただし、圧縮強度により定める場合は、圧縮強度試験及び安全を確認するための計算を行うこと。)

(c) 寒冷のため強度の発現が遅れると思われる場合は圧縮強度により定める。

(d) 支保工 (スラブ下、梁下) の存置期間は、設計基準強度100%以上のコンクリート圧縮強度が確認されるまでとする。ただし、支保工除去後、その部材に加わる荷重が構造計算書におけるその部材の設計荷重を上回る場合には、上述の存置期間にかかわらず計算によって十分安全であることを確かめた後に取り外す。

(e) 片持梁、片持ちスラブ、長大スパン梁、大型床版等の型わくを支持する支柱、施工荷重が著しく大きな場合の支柱は必要に応じて存置期間を延長する。

(f) コンクリート打ち込み時は、原則として2層受けとする。(下図参照)



(イ) せき板の最小存置期間

施工箇所	セメントの種類	基礎・梁側・柱・壁		床版下・梁下
		早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 混合セメントのA種	
コンクリートの材令による場合 (日)	20℃以上	2	4	支保工を取り外した後に取り外す
	20℃未満 10℃以上	3	6	
コンクリートの圧縮強度による場合		圧縮強度が5N/mm <sup>2</sup> 以上となるまで		

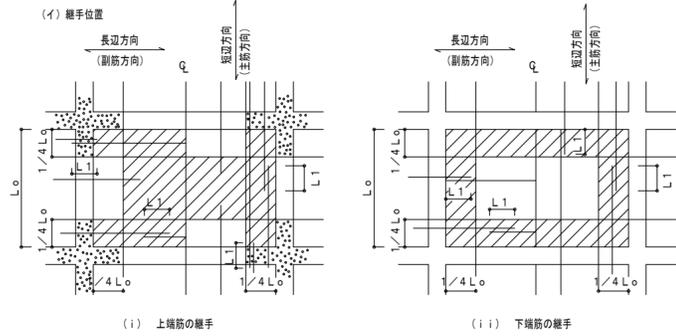
注記

- ・せき板の取り外し後は保湿養生期間 (早強ポルトランドセメントは3日間、その他のセメントは5日間) は表面を保湿に保つこと。
- ・平均気温が10℃未満の場合は、コンクリートの圧縮強度試験によって所定の強度が得られることを確かめなければならない。

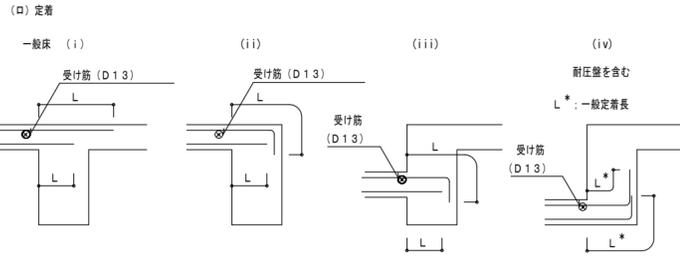


95 床版

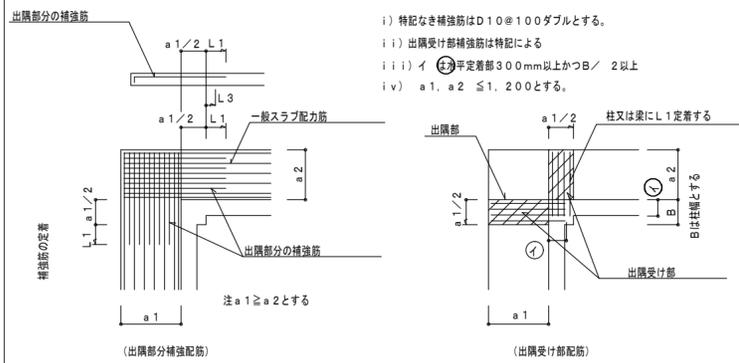
1 スラブ筋の継手  
定着



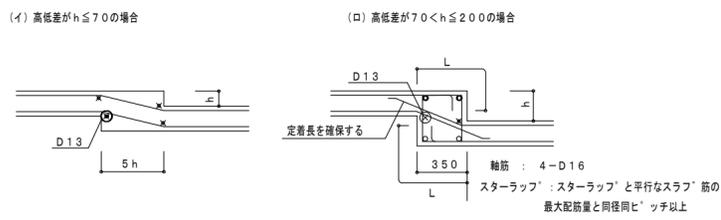
標準継手位置  
やむをえない場合の継手位置  
継手をしてはいけない位置



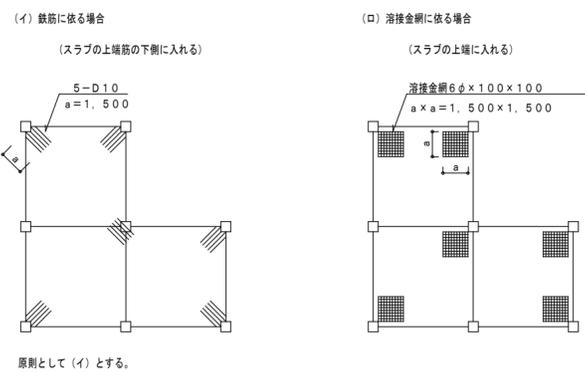
2 片持スラブ  
出隅部補強



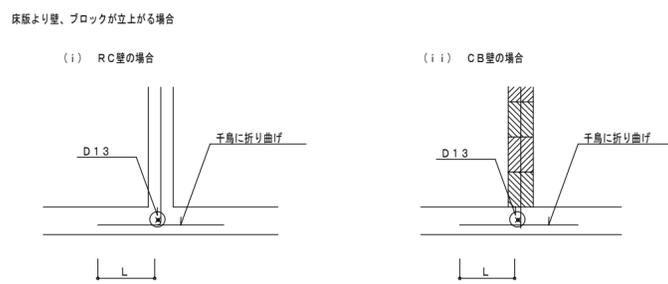
3 段違いスラブ



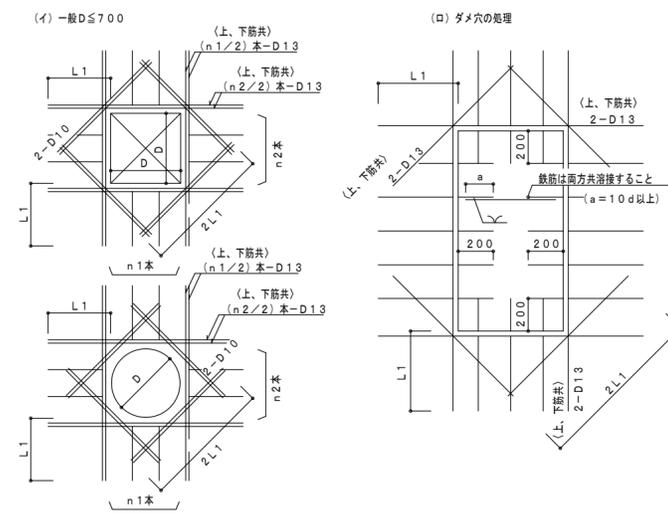
4 屋根板補強  
出隅、入隅部



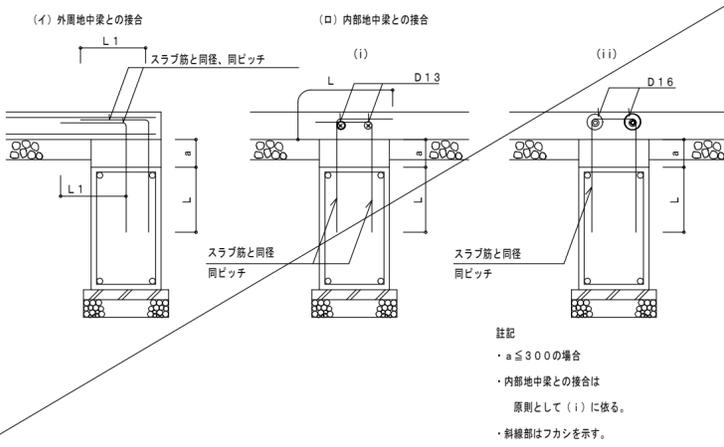
5 壁付、床版の  
補強



6 床版開口部補強

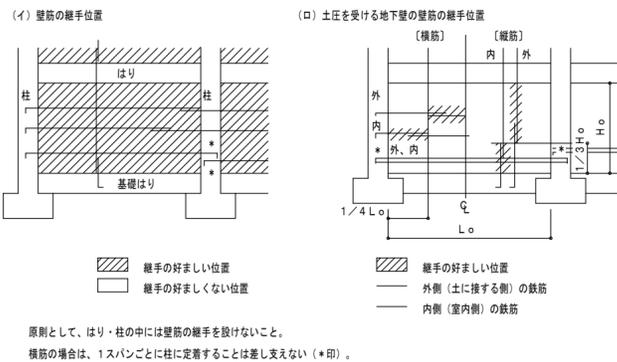


7 置スラブの  
シャコネクター  
(スラブが土に  
接する場合)

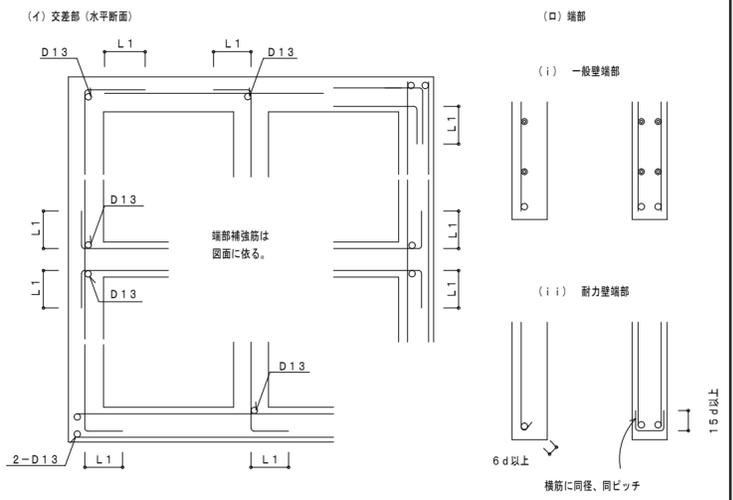


56 壁

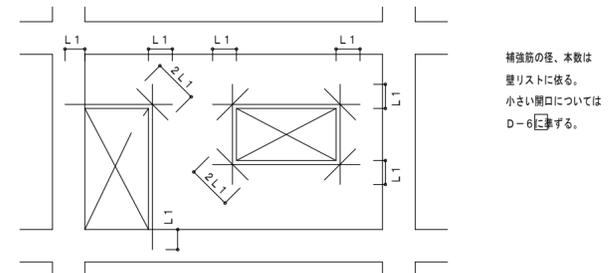
1 壁筋の継手  
定着



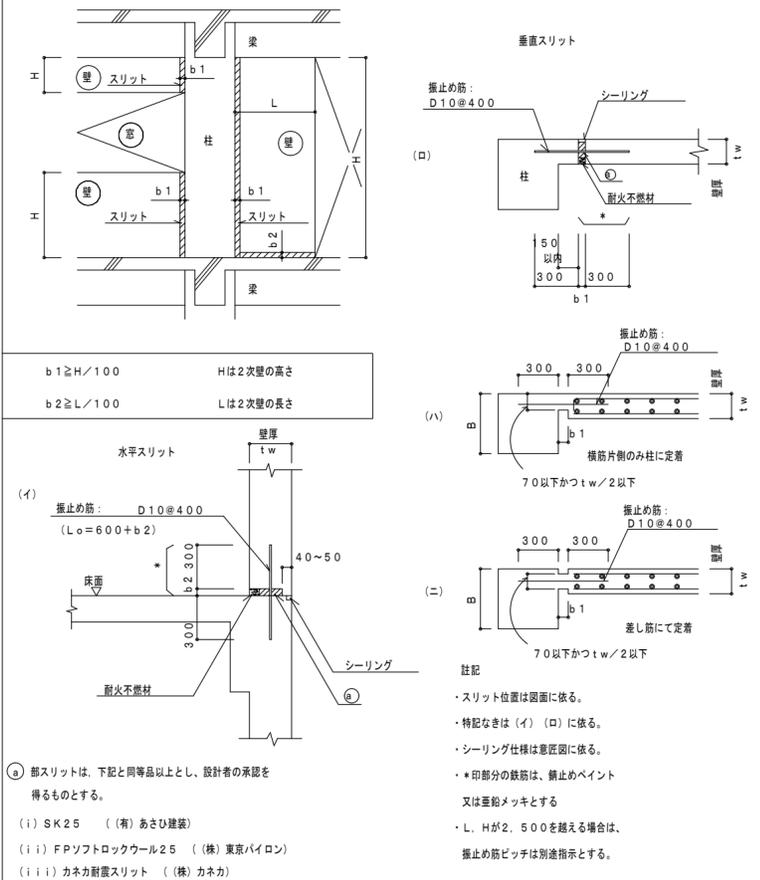
2 交差部及び端部  
の配筋



3 壁開口部補強



4 スリット形状



特記事項

工事名称

三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事

図面名称

鉄筋コンクリート構造配筋標準図3

作成年月日

縮尺

一級建築士事務所 大森建築設計事務所

三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5  
管理建築士 大森 幸路

事務所登録 三重県知事 第1-259号  
一級建築士 大臣登録 143376号

図面番号

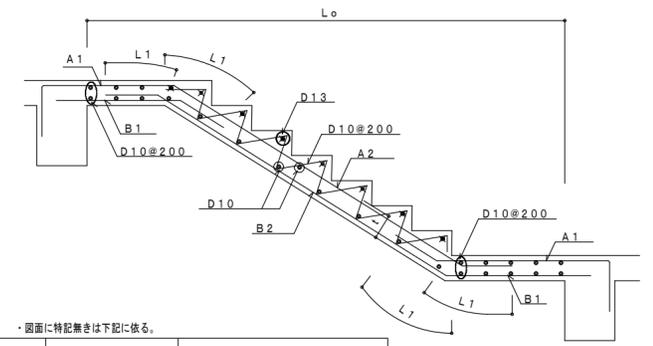
S-05

原図：A2

§7 階段

1 折板型式

K1

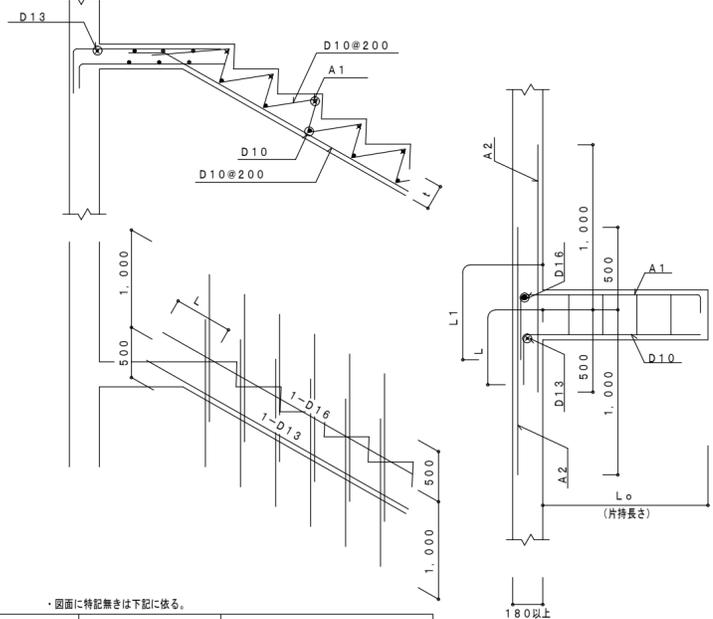


・図面に特記無きは下記に依る。

	$L_0 \leq 4,000$	$4,000 < L_0 \leq 6,000$
板厚 t	150	180
配筋	A1	D13@150
	A2	D13@300
	B1	D13@300
	B2	D13@150

2 片持スラブ型式

K2



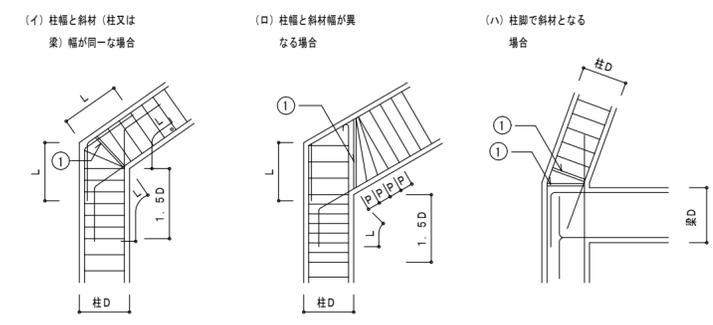
・図面に特記無きは下記に依る。

	$L_0 \leq 1,200$	$1,200 < L_0 \leq 1,500$
板厚 t	120	120
配筋	A1	1-D13
	A2	D10@200

・A2は壁補強筋を示す。

§8 セットバック部分

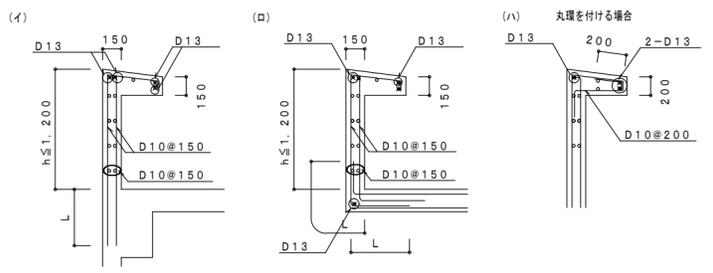
斜め柱  
斜め梁



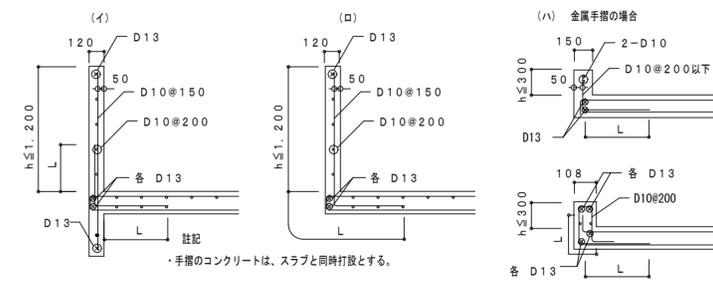
註記  
・1.5Dの範囲の柱の帯筋は1段太いものか、又はダブル巻きとし、@100以下とする。  
・○鉄筋は2-□-D13以上、2本のフープ(スターラップ)より1段太い鉄筋とする。

§9 雑配筋

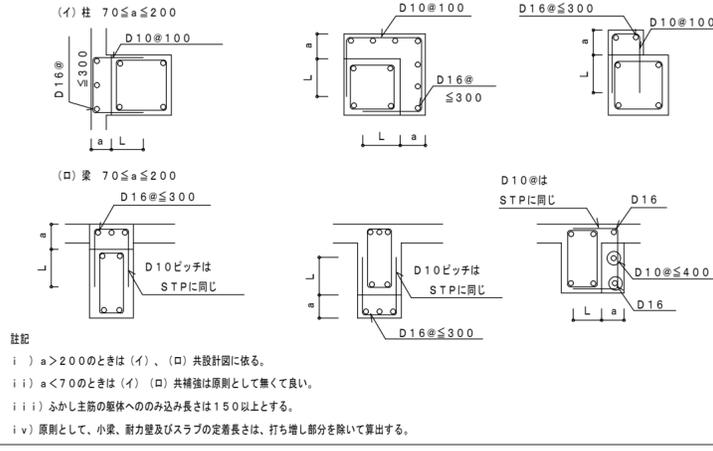
1 パラベット



2 手摺

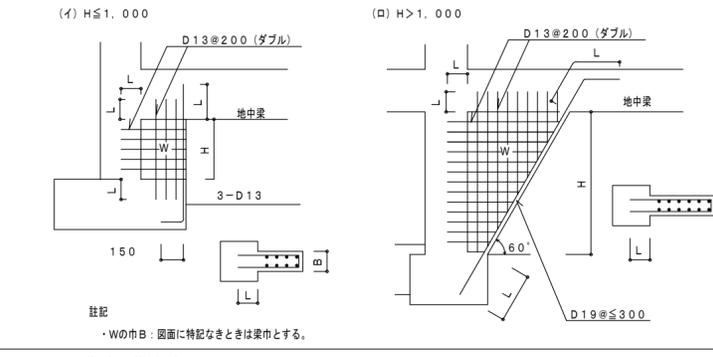


3 増打部補強



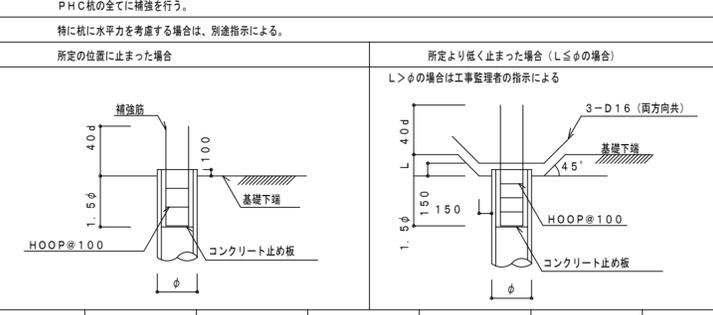
4 基礎と地中梁

接合部



§10 杭頭補強

(既製杭)



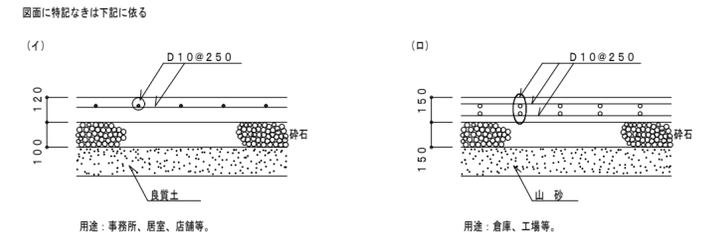
杭径φ	300φ	350φ	400φ	450φ	500φ	600φ
補強筋	4-D13	6-D13	6-D13	8-D13	8-D13	8-D13
HOOP	D10@100					

§11 土間

コンクリート

1 土間

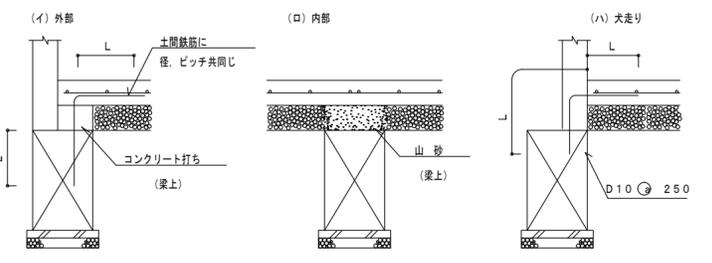
コンクリート



註記  
・盛土部分は厚み300ごとに十分転圧、締め固めること。  
・目地仕様は意匠図参照。

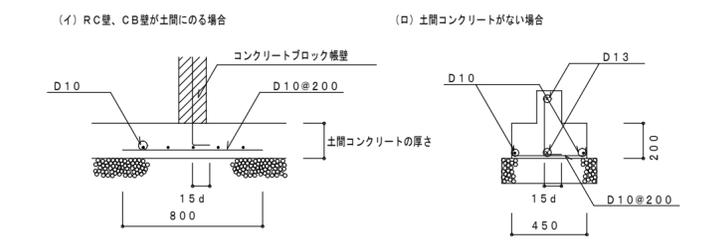
2 地中梁との

接合部



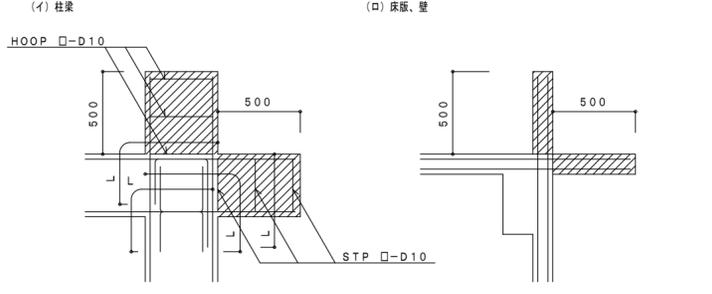
3 壁、ブロックと

の接合部



§12 特殊配筋

1 増築部



註記  
ははつり部分を示す。  
原則として主筋は圧接、機械式ジョイント、又は溶接とする。増築取合せ部分の梁主筋は柱内に定着させる。

2 打継ぎ

打継部の位置及び形状  
(イ) 柱、及び壁は床版又は基礎の上端に設け、水平打継ぎとする。  
(ロ) 梁、床版はそのスパンの中央付近で垂直打継ぎとする。  
(ハ) 打継面はレイタス等を取り除いて清掃し、コンクリート打込み前に水湿を行う。

# 先端羽根付き鋼管杭 設計施工標準図 <参考>

## 【許容支持力および適用範囲】

1. 件名  
先端羽根付き鋼管杭
2. 本工法により施工される基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期ならびに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

1) 長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

$$Ra = \frac{1}{3} \{ \alpha \bar{N} A_p + (\beta \bar{N}_s L_s + \gamma \bar{q} L_c) \psi \} \text{ (kN)} \dots (i)$$

2) 短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

$$Ra = \frac{2}{3} \{ \alpha \bar{N} A_p + (\beta \bar{N}_s L_s + \gamma \bar{q} L_c) \psi \} \text{ (kN)} \dots (ii)$$

ここで、(i)、(ii)式において、

- $\alpha$ : くい先端支持力係数 ( $\alpha = 300$ )
- $\beta$ : 砂質地盤におけるくい周囲摩擦係数 ( $\beta \bar{N}_s = 15$ を満たす $\beta$ )
- $\gamma$ : 粘土質地盤におけるくい周囲摩擦係数 ( $\gamma \bar{q} = 15$ を満たす $\gamma$ )

$\bar{N}$ : 基礎ぐいの先端付近(くい先端位置より下方に1Dw (Dw: 羽根の直径)、上方に1Dwの範囲)の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値 (回)

ただし、 $\bar{N}$ の範囲は $15 \leq \bar{N} \leq 60$ とする。なお、 $\bar{N} > 60$ の場合は $\bar{N} = 60$ とし、 $\bar{N} < 15$ の場合は本工法を適用しない(砂質地盤)。  
ただし、 $\bar{N}$ の範囲は $12 \leq \bar{N} \leq 60$ とする。なお、 $\bar{N} > 60$ の場合は $\bar{N} = 60$ とし、 $\bar{N} < 12$ の場合は本工法を適用しない(粘土質地盤)。

$A_p$ : 基礎ぐいの先端の有効断面積 (㎡)

$$A_p = A_o \cdot e$$

$e$ : 有効面積率 ( $e = 0.5$ )  
 $A_o$ : くい先端面積  $A_o = \pi \cdot Dw^2 / 4$  (㎡)

$\bar{N}_s$ : 基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値 (回)  
ただし、 $\bar{N}_s$ の範囲は $0 < \bar{N}_s \leq 30$ とする。なお、 $\bar{N}_s > 30$ の場合は $\bar{N}_s = 30$ とし、 $\bar{N}_s = 0$ の場合は摩擦力を考慮しない。

$L_s$ : 基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤に接する有効長さの合計 (m)

$\bar{q}$ : 基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値 (kN/㎡)  
ただし、 $\bar{q}$ の範囲は $0 < \bar{q} \leq 200$ とする。なお、 $\bar{q} > 200$ の場合は $\bar{q} = 200$ とし、 $\bar{q} = 0$ の場合は摩擦力を考慮しない。

$L_c$ : 基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する有効長さの合計 (m)

$\psi$ : 基礎ぐいの周囲の有効長さ (m)

$$\psi = \pi \cdot D_o$$

$D_o$ : くい本体の直径 (m)

3. 杭材から決まる許容鉛直支持力

$$Ra_2 = feAe \times 10^{-3}$$

$Ra_2$ : 杭材から決まる長期許容鉛直支持力 (kN)  
 $fe$ : 杭材の長期許容応力度 (=  $F/1.5$ )  
 $F$ : 設計基準強度 (N/mm<sup>2</sup>)  
 $F = F \cdot (0.80 + 2.5t/r)$  かつ  $F \leq F$   
 $F$ : 杭材の許容応力度を決定する場合の基準値 (STK400→235N/mm<sup>2</sup>、STK490→325N/mm<sup>2</sup>)  
 $t$ : 腐食しろを除いた厚さ (mm)  
 $r$ : 鋼管の半径 (mm)  
 $Ae$ : 腐食しろを考慮した杭材の有効断面積 (mm<sup>2</sup>)

4. 適用範囲

- 1) 適用する地盤の種類  
基礎ぐいの先端付近の地盤の種類:  
砂質地盤(礫質地盤含む) — 国住指第1619-1号 TACP-0354  
粘土質地盤 — 国住指第1618-1号 TACP-0353  
基礎ぐいの周囲の地盤の種類: 砂質地盤、粘土質地盤

2) 最大施工深さ (m)

くい本体径	114.3	139.8	165.2	190.7	216.3	267.4	318.5	355.6
砂質地盤 (礫質地盤)	14.8	18.1	21.4	24.7	28.1	34.7	36.7	41.0
粘土質地盤	14.8	18.1	21.4	24.7	28.1	34.7	41.0	45.8

3) 適用する建築物の規模  
延べ面積が500,000㎡以下の建築物

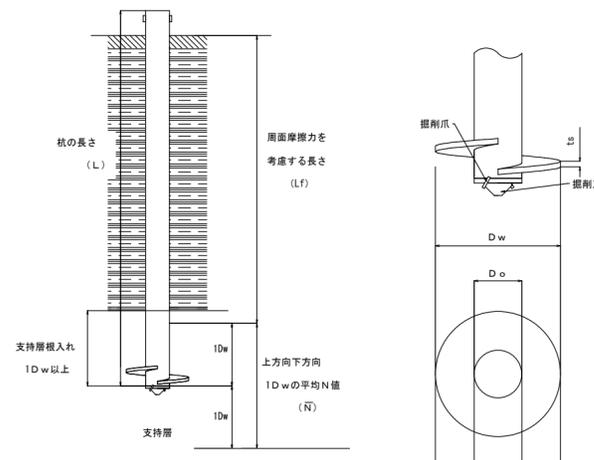
【イーゼットの構造・規格】

1. 杭材仕様 (中部・北陸・近畿地区向け)

杭本体部		杭先端羽根部	
杭本体径 D <sub>o</sub> (mm)	厚さ t (mm)	羽根部径 D <sub>w</sub> (mm)	厚さ t <sub>s</sub> (mm)
114.3	6.0 (STK400)	250	12 (SS400)
		300	16 (SS400)
139.8	6.6 (STK400, 490)	300	16 (SS400)
		350	19 (SS400)
165.2	7.1 (STK400, 490)	350	16 (SS400)
		450	19 (SM490A)
190.7	7.0 (STK400, 490)	500 ※2	22 (SM490A)
		400	19 (SS400)
216.3	8.2 (STK400, 490) 12.7 (STK490)	500	22 (SM490A)
		570 ※2	22 (SM490A)
267.4	8.0 (STK400, 490) 9.3 (STK490) 12.7 (STK490)	470	22 (SS400)
		550	22 (SM490A)
318.5	10.3 (STK400, 490) 12.7 (STK490)	600	28 (SM490A)
		650 ※2	25 (SM490A)
355.6	9.5 (STK400, 490)	500	19 (SS400)
		580	22 (SM490A)
		650	28 (SM490A)
		700	28 (SM490A)
		750 ※2	28 (SM490A)
		800 ※1	28 (SM490A)
		800 ※2	32 (SM490A)
		600	22 (SM490A)
		750	28 (SM490A)
		700	28 (SM490A)
		800	32 (SM490A)

※1: N値30まで限定 ※2: N値40まで限定

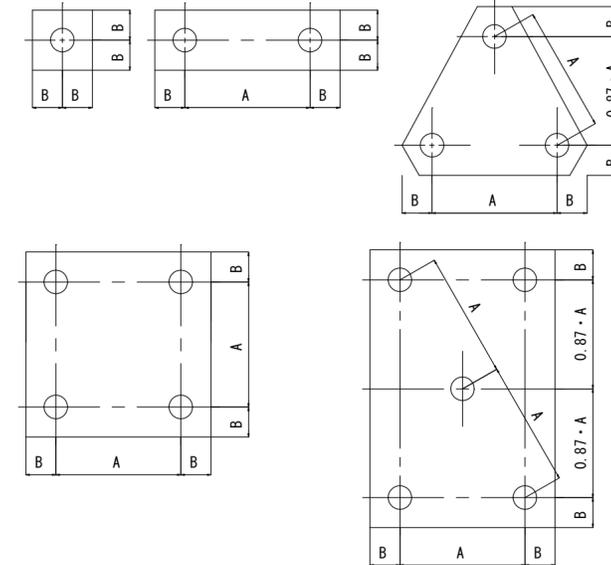
部材	規格	
杭本体部	JIS G3444	一般構造用炭素鋼鋼管 STK400、STK490
杭先端部	JIS G3101	一般構造用圧延鋼材 SS400、SS490
	JIS G3106	溶接構造用圧延鋼材 SM490A



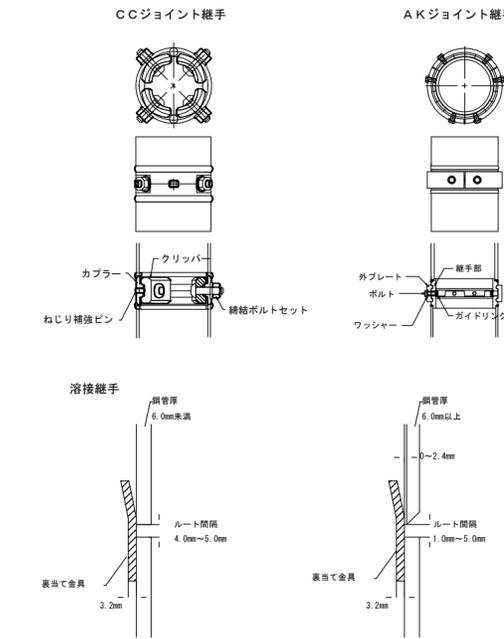
【基礎とフーチング形状例】

A: 杭心間隔	B: ヘリあき
2 × Dw	1.25 × Do

※Dw: 杭先端羽根部径 Do: 杭本体径

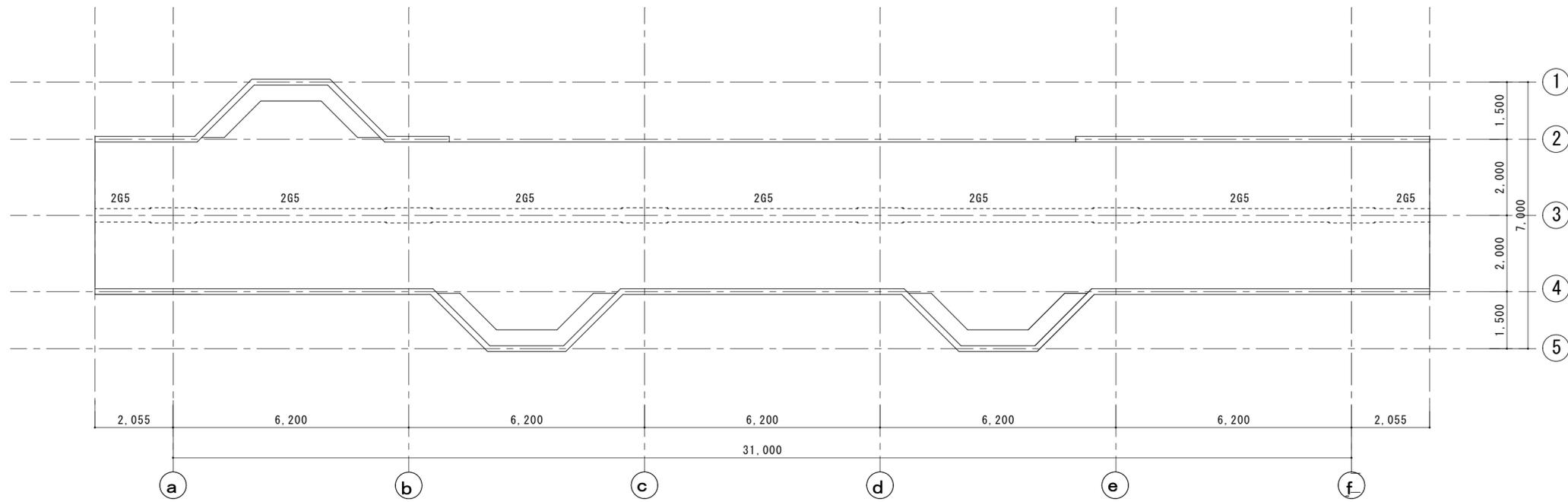


【継手接続例】

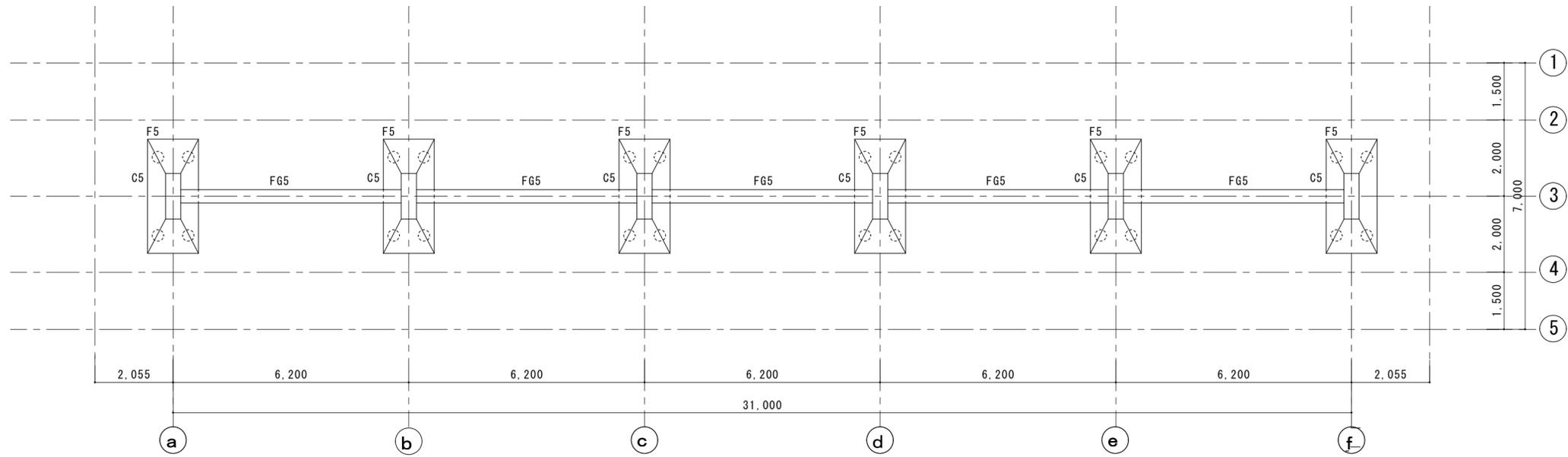


【施工管理方法】

工 程	管理項目	管理方法	管 理 値
杭材の受け入れ	杭径、杭長、肉厚	・搬入時に測定検査	・杭径、杭長、肉厚、羽根径、羽根厚に誤りがないこと
	継手部	・搬入時に目視確認	・CCジョイントに異常がないこと
回転埋設	杭芯のずれ	・逃げ芯棒にて測定	・偏差量±20mm以内
	杭の鉛直性	・水準器で確認	・傾斜 1/100以内 (気泡が中央にあること)
	回転トルク	・機械のトルク計	・杭体のねじり強さ以内
CCジョイント	一次締め付けトルク	・トルクレンチによる	・ボルトM16 → 100N・m ・ボルトM20 → 150N・m
	二次締め付け	・シャーレンチによる	・ピンテールの破断
	共廻り防止	・マーキングで確認	・マーキングのずれ
AKジョイント	一次締め付けトルク	・トルクレンチによる	・締付トルク 90N・m
	二次締め付けトルク	・トルクレンチによる	・締付トルク 180N・m
	共廻り防止	・マーキングで確認	・マーキングのずれ
溶接継手	杭の鉛直度	・水準器で確認	・傾斜 1/100以内
	接続状況	・目視により確認	・異常なアンダーカット、ピット等がないこと
支持地盤の確認	埋設深さ	・機械の深度計	・支持層に1Dw以上
	回転トルク	・機械のトルク計	・施工管理トルク表による
	回転貫入量	・専用用紙に記録する	・回転貫入量の管理値による
杭頭のずれ	偏差量	・通り芯から測定	・±100mm以内

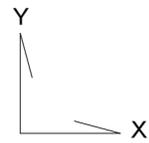


補強前 R階 伏図 1/100

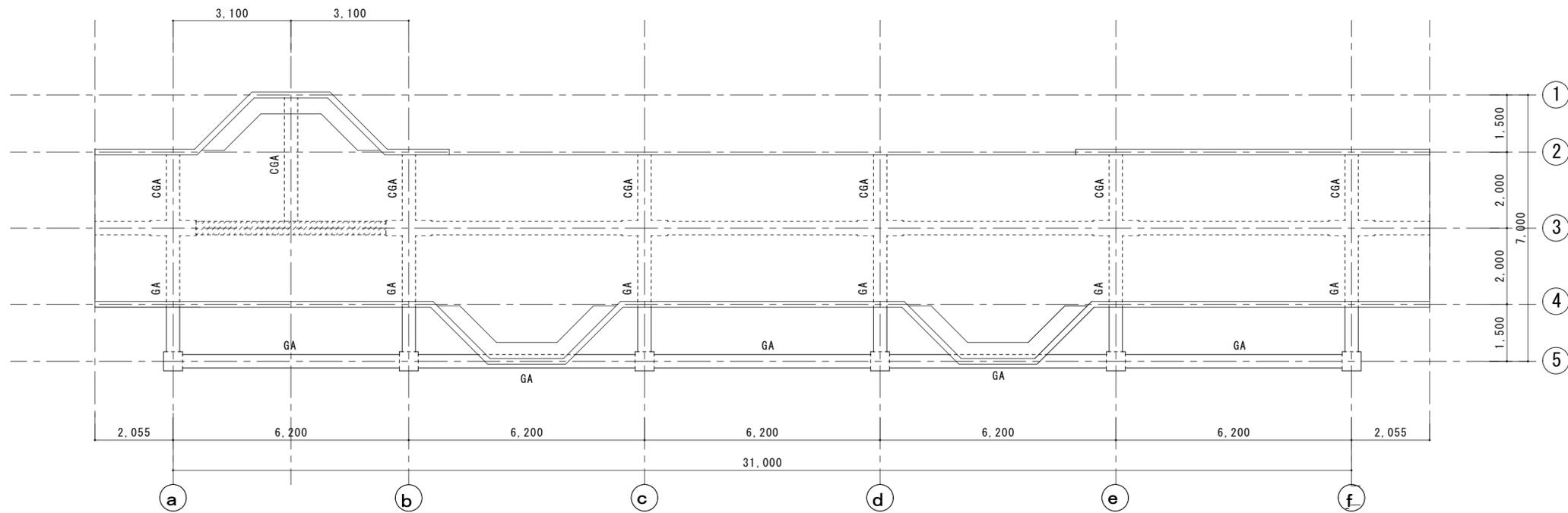


補強前 基礎伏図 1/100

※特記なき限り、既設杭は鉄筋コンクリート既製杭φ300とする。

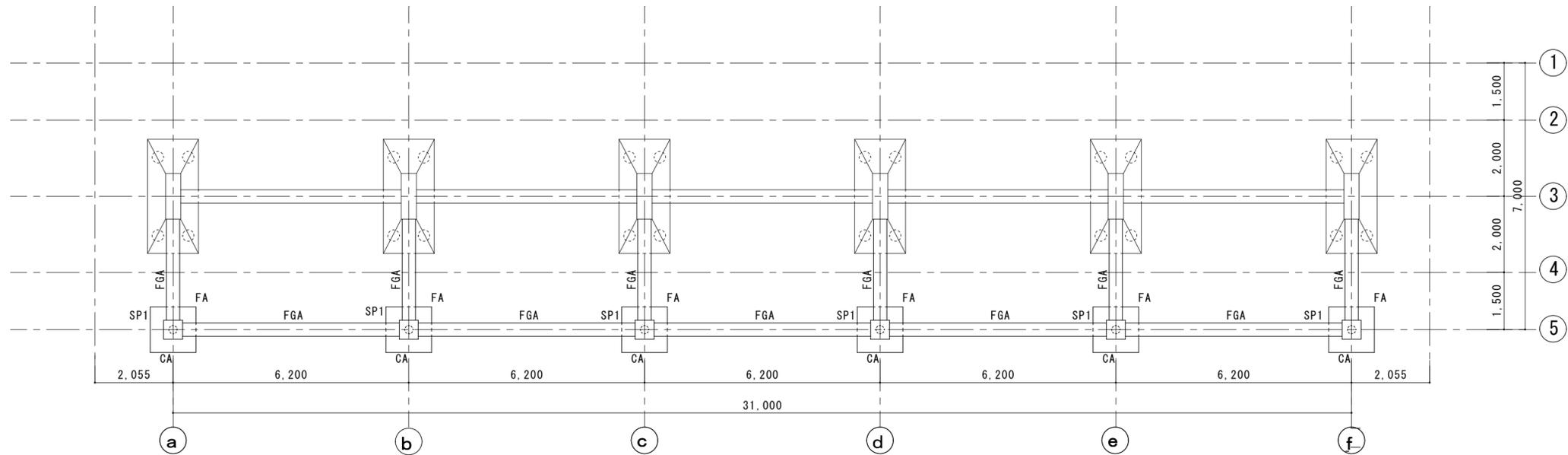


特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 補強前 基礎・R階床伏図（渡り廊下）	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号
			縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路	S-08
				事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号	原図：A 2



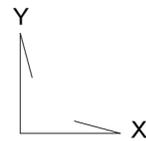
補強後 R階 伏図 1/100

- ※特記なき限り、下記とする。
1. 既存部材を示す。
  2. 通り芯=部材芯とする
  3. : 既設梁下端増し打ちを示す。



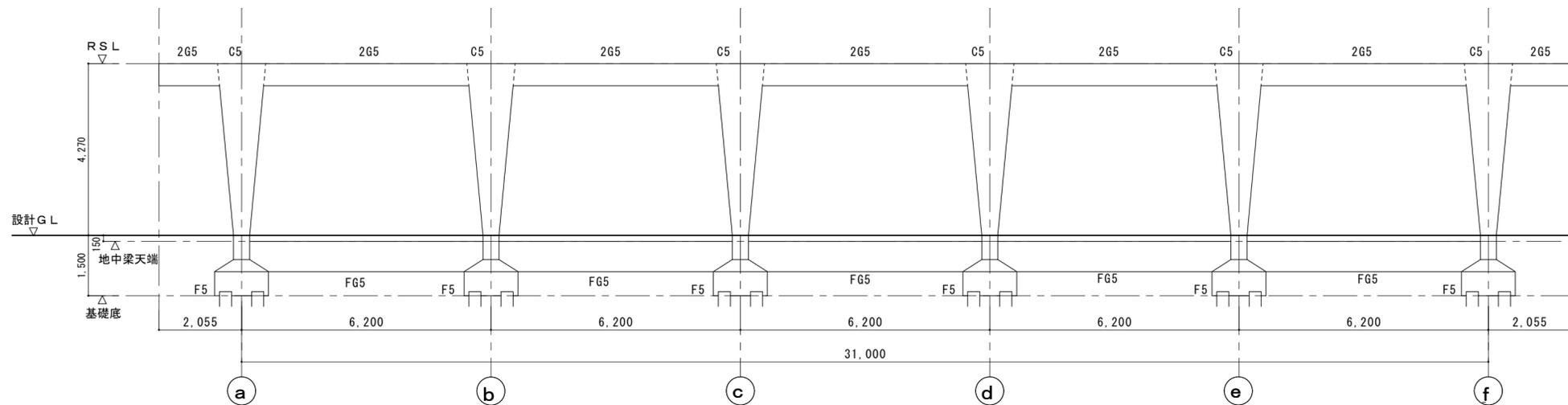
補強後 基礎伏図 1/100

- ※特記なき限り、下記とする。
1. 既存部材を示す。
  2. 通り芯=部材芯とする



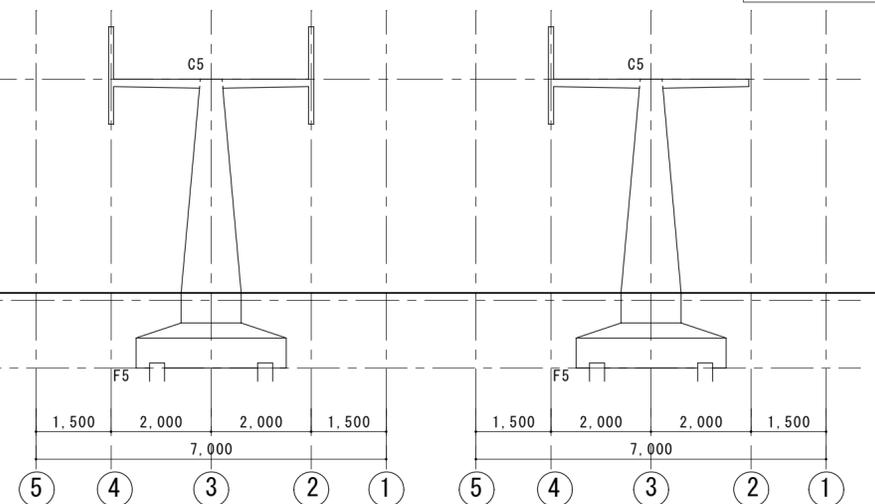
特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 補強後 基礎・R階伏図（渡り廊下）	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号
			縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	S-09
					原図：A 2

補強前



補強前 3通り軸組図 1/100

※特記なき限り、既設杭は鉄筋コンクリート既製杭φ300とする。



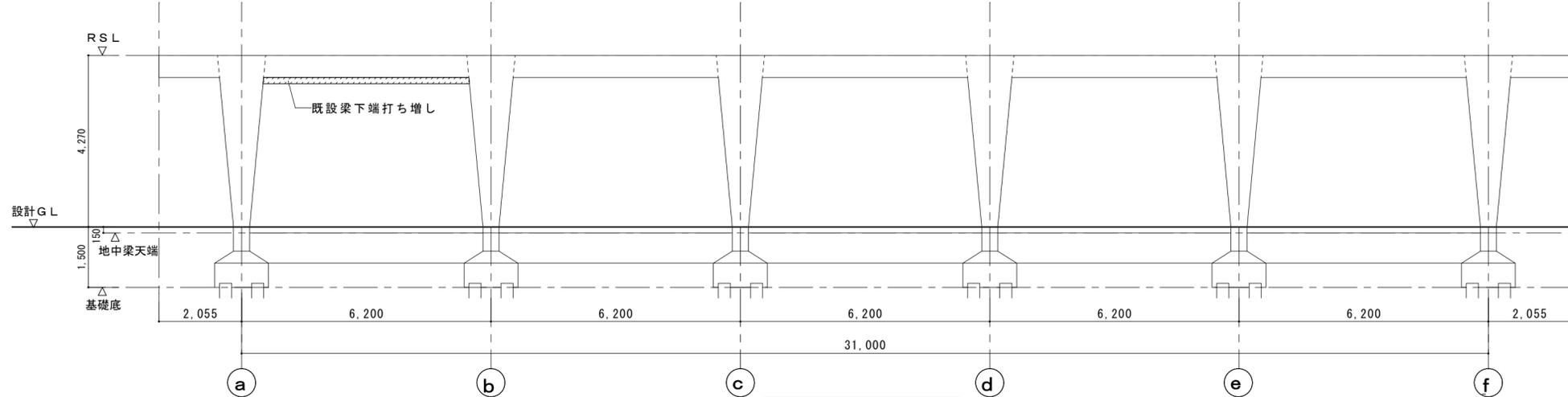
補強前 a, b, e, f 通り軸組図 1/100

※特記なき限り、既設杭は鉄筋コンクリート既製杭φ300とする。

補強前 c, d 通り軸組図 1/100

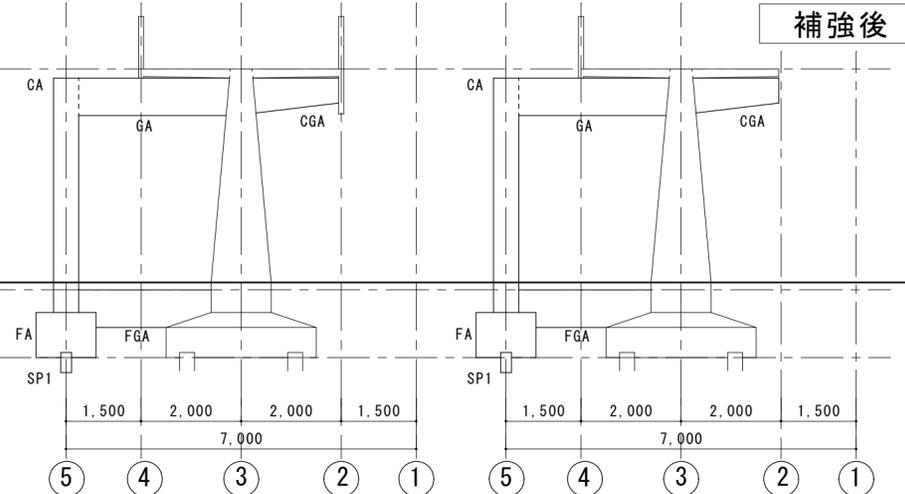
※特記なき限り、既設杭は鉄筋コンクリート既製杭φ300とする。

補強後



補強後 3通り軸組図 1/100

特記なき限り、既設部材とする。

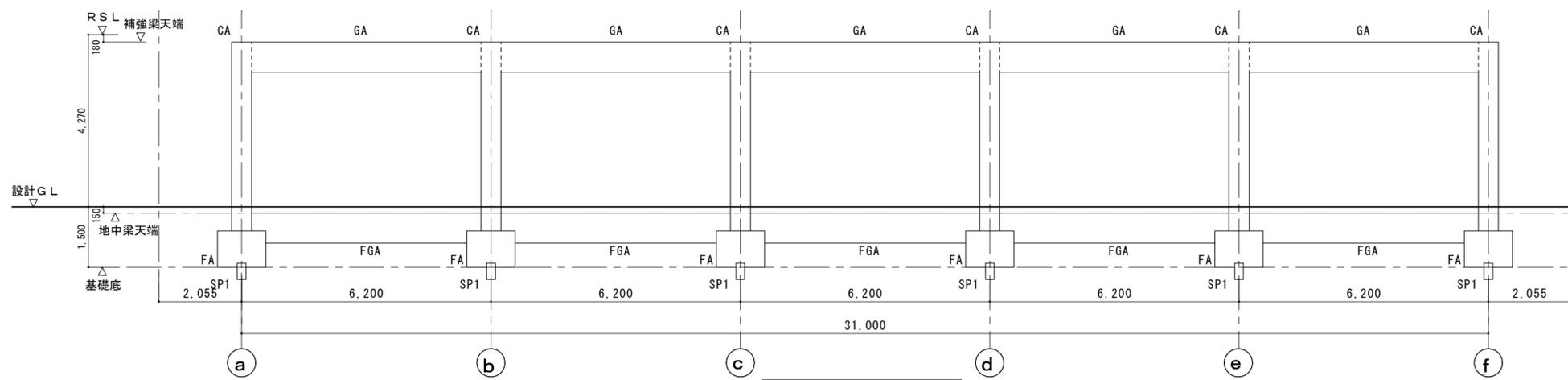


補強後 a, b, e, f 通り軸組図 1/100

特記なき限り、既設部材とする。

補強後 c, d 通り軸組図 1/100

特記なき限り、既設部材とする。



補強後 5通り軸組図 1/100

特記なき限り、既設部材とする。

特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 補強前・補強後 軸組図	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号 S-10
			縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路	事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号
					原図：A 2

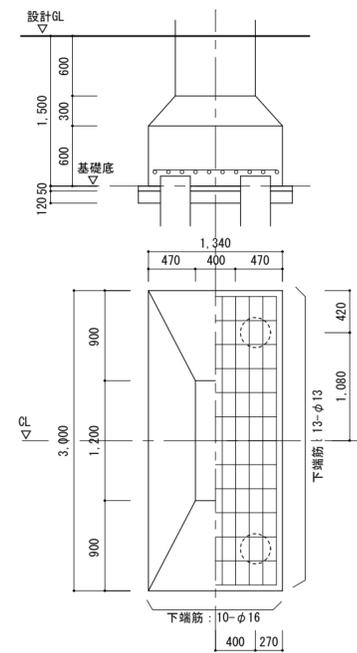
既設柱リスト 1/50

符号	C5
位置	柱頭
B×D	1200×400
断面	
主筋	12 - φ22
HOOP	φ9@250
備考	
符号	C5
位置	柱脚
B×D	400×1200
断面	
主筋	12 - φ22
HOOP	φ9@250
備考	

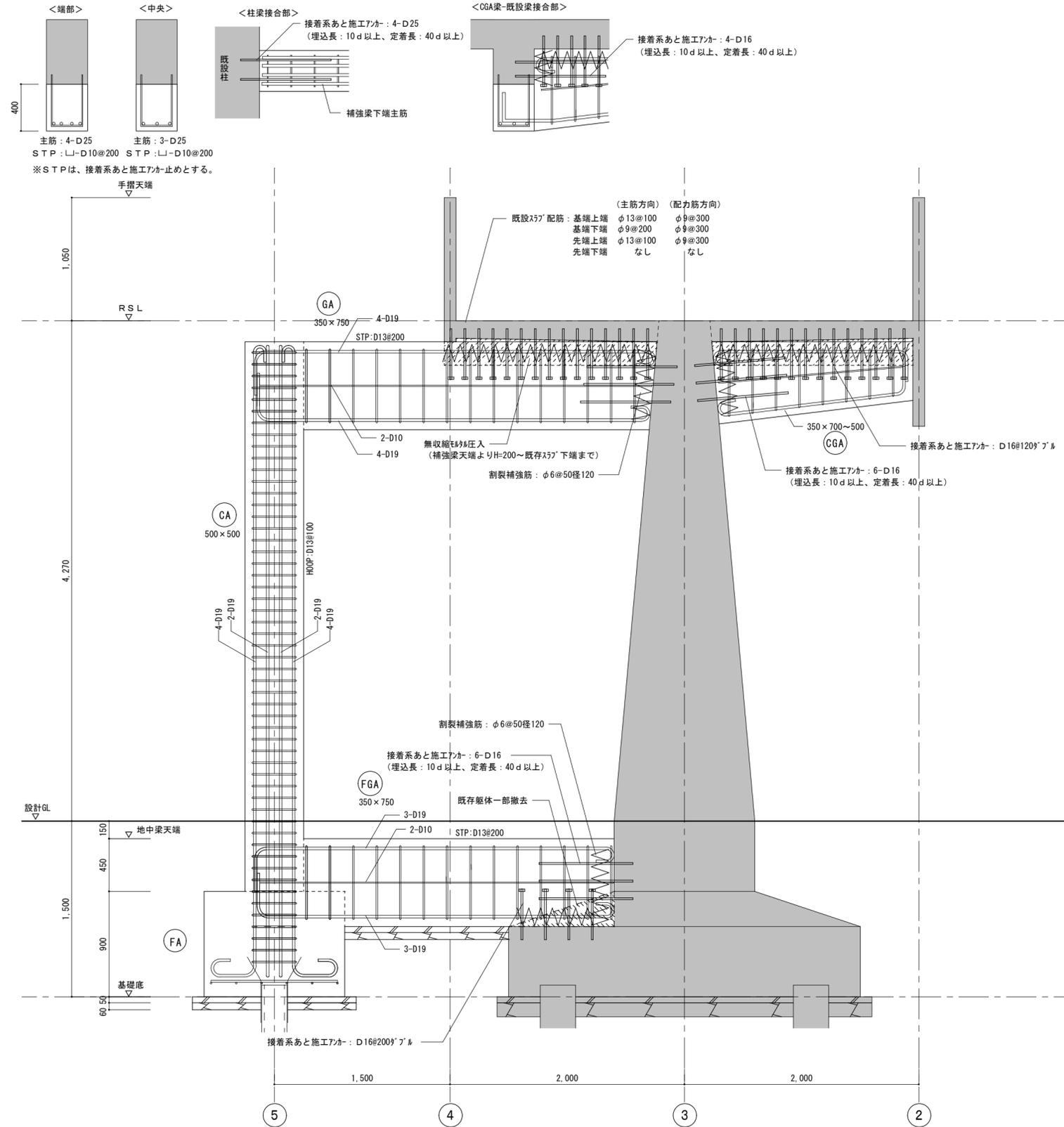
既設梁リスト 1/50

符号	G5
位置	外端 中央 内端
B×D	350×550
断面	
上端筋	8-φ25 4-φ25 7-φ25
下端筋	4-φ25 3-φ25 4-φ25
STP	φ9@200 φ9@250 φ9@200
備考	
符号	FG5
位置	外端 中央 内端
B×D	350×750
断面	
上端筋	3-φ22 2-φ22 2-φ22
下端筋	2-φ22 3-φ22 3-φ22
STP	φ9@300 φ9@300 φ9@300
備考	

既設基礎リスト 1/50



既設梁打増し補強要領図 1/30



補強柱リスト 1/50

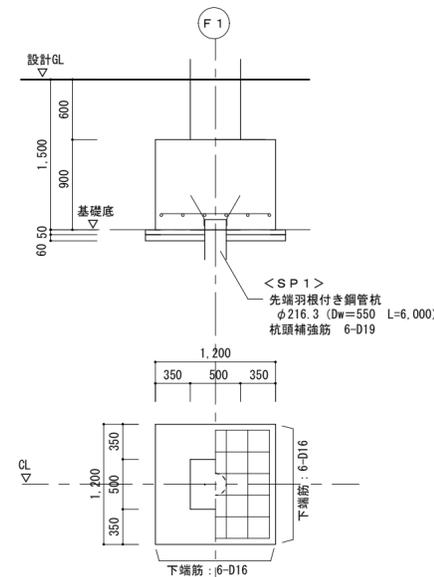
符号	CA
位置	全断面
B×D	500×500
断面	
主筋	12 - D19
HOOP	D13@100
備考	

補強梁リスト 1/50

※特記なき限り幅止め筋はD10@600とする。

符号	GA	CGA
位置	全断面	基礎 先端
B×D	350×750	350×700 350×500
断面		
上端筋	4-D19	3-D19 3-D19
下端筋	4-D19	3-D22 3-D22
STP	D13@200	D13@200 D13@200
腹筋	2-D10	2-D10
符号	FGA	
位置	全断面	
B×D	350×750	
断面		
上端筋	3-D19	
下端筋	3-D19	
STP	D13@200	
腹筋	2-D10	

補強基礎リスト 1/50



補強詳細図 1/30

- ※特記なき限り、下記とする。
1. 既存躯体を示す。
  2. あと施工アーク打設前には、既存鉄筋探査を行い既存鉄筋位置を避け打設すること。
  3. 既存躯体と補強部材が接する面は、目荒らしを行うこと。
  4. あと施工アークの有効埋込長は、7d (d: 鉄筋呼び径) 以上とする。
  5. あと施工アークの躯体への定着長は、20d (d: 鉄筋呼び径) 以上ナット付とする。



20. 記録器具の設置	(1)特殊コンセントはプラグ付とする。 (2)電源の種類により色を区別する。 (3)記録器具を取り付ける場所が金属の場合は、絶縁棒を使用する。 (4)プレートは、図面に特記なき場合は、新金属製とする。 (5)ケーブルは、原則として新金属製とする。 なお、器具を交換しない位置ボックスには用途表示をすること。 (6)フロアプレートは、水平高低調整型(空転防止リング付)とする。
21. 照明器具の設置	(1)コードペンダント以外の蛍光灯及び水気のある場所の器具は接地する。なお、金属配管の場合は、配管を利用してよい。(乾燥した場所のコンパクト形器具(27W以下)を除く。) (2)接地線は電灯配線と同一太さのケーブルの1芯(緑色)を使用する。ただし、監督員の指示により1.6mmの絶縁電線(緑線)を添えることもできる。 (3)照明器具を設置する前に、照度分析図を作成し監督員の承認を得ること。 (4)照明器具取付完了後、照度測定を行う。照度計は一般形A級とする。 (5)天井下地材より支持する場合は、ワイヤ等により脱落防止の措置を行う。 (6)パイプ吊りの照明器具は張り止めを施工する。
22. 照明改修の測定	対策室の改修前後の照度及び回路電圧値の測定を次のとおり行うこと。 測定箇所( ) 測定回数( )回
23. 分電盤、制御盤、キュービクル等	(1)図面ホールダール内には、完成図及び回路の行き先がわかる図面を備える。 また、既設分電盤・制御盤等を改造した場合は、図面を修正するものとする。 (2)屋外キャビネット等で露出配管をボックスに接続する場合は、カプリングを溶接等行い接続部から雨水等が浸入しない方法とする。ただし、既設ボックスに接続する場合はロックナットとボックスの間にゴムパッキン等を取付け、接続部からの雨水等が浸入しないようにする。
24. 受変電設備、発電設備の設置場所	(1)保守点検、防火上有効な空間、維持管理の空間を考慮する。 (2)基礎の高さは周囲の状況を考慮する。 (3)電気室には水管、蒸気管、ガス管、ダクト等を通過させない。
25. 発電設備の燃料配管	(1)フレキシブルジョイント取付位置は、施工前に所轄の消防署と十分に打合せを行う。 (2)配管の接続は、機器の取外し又は保守点検を考慮し施工する。
26. 電圧関係の計算及び測定	(1)計算書の提出 電圧強度測定結果による計算書提出 ・施工前 ・躯体上がり時 ・その他( ) (2)測定の実施 1)項目 全受電チャンネルの電圧強度、受電面積、等価C/N、ビット誤り率の測定及び映像写真の撮影を行う。 2)測定時期 ・施工前 ・躯体上がり時 ・施工後 ・その他( ) 3)報告書提出部数 ・2部 ・( )部
27. 土工事	(1)埋戻しの材料及び工法 ・B種(材料:復切土の中の良質土/工法:機器による締め固め) ・その他( ) ただし、配管周りの埋戻し材料は山砂とする。 (2)特記なき地中埋設配管の深さは、GL-600mm以上とする。 (3)埋切りの種類は、マンホール、ハンドホール、屋外受変電設備及び自家発電装置の基礎等は総掘り、埋設管等は無掘り、外灯基礎、電柱等はつぼ掘りとする。 (4)掘削機は掘切り底を乱さないようにする。
28. ハンドホール、マンホール	1)地中線路及びハンドホール等沈下が考慮される場合は、沈下対策を施す。 2)地耐力 ①地耐力は、建築基準法施行令第93条の短期応力度とする。 ②衝撃係数は、設置場所に応じた衝撃係数とする。 3)高さ900mmを超えるものには、タラップ付とする。 なお、タラップの取付は450mm間隔以内とし、原則として接地を施すこと。
29. 地中配線路の表示杭	下記の箇所に、地中配線路の表示杭を設置する。 ①建物への引込口及び引出し付近 ②マンホール・ハンドホール付近 ③地中線路の曲折箇所 ④道路横断箇所 ⑤直線部分では30m程度に1個

3. 機器仕様	下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。 なお、詳細については、図面による。
項目	特記事項
【電力設備】	
1. 電灯設備	(1)既設等との取り合い ・無し ・壁改造 ●配線接続 ・電源供給 ・その他( )
(2)機器類	●一般照明器具 ・照明制御装置 ・外灯(単独設置) ・コンセント等 ・分電盤、制御盤等 ・その他( )
(3)一般照明器具	1)形式 ・公共型 ●一般型 ・HID灯 ・その他( ) 2)灯具 ・Hf蛍光灯 ●LED灯 ・その他( ) 3)用途 ・屋内用 ●屋外用 ・防炎用 4)環境 ●普通地域 ・塩害地域 5)照明器具は、保証書又は認定書、試験成績書を提出すること。 6)蛍光灯の点灯管にグローランプを使用するものは、電子点灯管に交換するものとする。 7)HIDランプを使用する下面開放形器具及びグローランプの破損による飛散による怪我を恐れる場合は、飛散防止を施したランプとする。
(4)照明制御装置	1)センサ類 ・明るさセンサ ・段階センサ ・タイマ ・調光スイッチ ( ) 2)調光方式 ・連続調光 ・段階調光 ・ON/OFF制御 ・その他( )
(5)外灯(単独設置)	1)照明用ポール ①材質 ・アルミニウム製 ・鋼製 ・溶融亜鉛メッキ ・その他( ) ②配線用遮断器又はカットアウトスイッチ内蔵型とする。 2)基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( ) 3)灯具 ・水銀灯 ・ナトリウム灯 ・Hf蛍光灯 ・LED灯 ・その他( ) 4)安定器 ・一般形高力形(BH) ・低始動電流形 ・その他( ) 5)電源 ・商用電源(60Hz)(・200V・100V) ・単独電源(・太陽電池式 ・風車式) ・その他( ) ・点灯時間( )時間、不日照保証日数( )日 6)制御 ・E/Eスイッチ ・タイマ ・その他( ) 7)接地 ・単独接地(・本工事 ・別途工事 ・既設利用) ・共用 ・その他( )
(6)コンセント等	・一般型 ・防水型 ・ハイテンションアウトレット(・固定型 ・上下動型(アプツ式を含む))
(7)分電盤、制御盤等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)図面ホールダールは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4)接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定用接地端子は壁内の作業のしやすい場所に設ける。 6)配線用遮断器の定格電流は、予備を含めた負荷電流以上とし、定格遮断容量は、系統に流れる短絡電流の値以上とする。 7)電流計は赤指針付(定格電流指示)とする。
3. 雷保護設備	(1)避雷針 1)受電部 ・変針 ・棟上遺体 ・笠木等の別途施工物 2)避雷線 ・引下げ導線 ・建築構造体利用 3)接地極 ・接地極埋設 ・建築構造体利用 ・測定用補助接地極 4)接地抵抗の測定 ①測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 ②測定回数 ・3回 ・( )回 5)接地埋設極を設置する。 (2)雷サージ保護 1)耐雷トランス ・設置(・単相用 ・動力用) ・設置しない 2)SPD ・低圧用(・クラスI ・クラスII) ・通信用(・カテゴリC2 ・カテゴリD1) 3)低圧用SPDクラスIの性能 別図による 4)通信用SPDカテゴリD1の性能 別図による (3)電源回路の保護 1)低圧用SPDに使用する配線用遮断器は警報接点付とする。 2)主幹機器の2次側に設ける場合の配線用遮断器は、定格遮断容量5kA以上とする。 (4)通信回線の保護 電話回線、制御回線などの通信回線に侵入するおそれがある場合は、雷サージから機器を保護するため通信用SPDを設置する。 4. 接地設備 (1)接地工事 1)種類 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 2)施工 ・各種単独 ・共用有り( ) (2)接地抵抗の測定 1)測定方法 ・電位差計方式 ・電圧降下法 2)測定回数 ・3回 ・( )回 (3)接地埋設極 接地には接地埋設極を施工し、接地極の位置がわかるようにする。 【受変電設備】 5. 受変電設備 (1)既設との取り合い ・無し ・改造(機器取替、追加等を含む) ・増設 ・配線接続 ・その他( ) (2)機器類 ・盤類 ・交流遮断器 ・断路器 ・避雷器 ・負荷開閉器 ・変圧器 ・進相コンデンサ ・直列リアクトル ・配線用遮断器 ・電磁接触器 ・その他( ) (3)盤類 1)形式 ・キュービクル式配電盤(JIS C 4620) ・高圧スイッチギア(JEM 1425)(・CX ・CW ・PW ・MW) ・開放形配電盤 ・その他( ) 2)中通路 ・有 ・無 3)特記事項 ( ) (4)交流遮断器 真空遮断器(VCB) ①操作方式 ・手動ばね操作 ・電動ばね操作 ・電磁操作 ②引外し方式 ・電流引外し ・コンデンサ引外し ・直流電圧引外し

(5)断路器	1)形式 ・3極単控 ・単極単控(避雷器用に限る) 2)操作方式 ・遠方手動操作 ・フック棒操作(避雷器用に限る)
(6)負荷開閉器	1)形式 ・配電盤用 ・引込柱用 ・地中引込用 2)配電盤用 ①操作方式 ・フック棒操作 ・遠方手動操作 ・電動操作 ②脱流ヒューズ ・有(ストライカ付) ・無 ③引外し装置 ・ストライク引外し ・電圧引外し ・無 3)引込柱用 ①本体及び制御箱の材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ②保護装置 ・過電流警勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする ③避雷器 ・内蔵 ・無 4)地中引込用 保護装置は、過電流警勢トリップ付地絡方向継電器とし、制御電源用変圧器内蔵とする
(7)変圧器	1)形式 ・油入 ・モールド 2)設置方式 ・屋内型 ・屋外型 3)ダイヤル温度計 ・有(・最大値指針 ・無) ・無 油入500kVA以上、モールド150kVA以上の場合は必須とする
(8)進相コンデンサ	1)絶縁方式 ・油入 ・モールド ・ガス入 2)その他 ①内部異常を検知して動作する保護接点を設けること ②放電装置を附属又は内蔵すること
(9)直列リアクトル(進相コンデンサ用)	1)絶縁方式 ・油入 ・モールド 2)容量 ・6% ・1.3% 3)その他 内部異常を検知して動作する警報接点を設けること
(10)設備不平衡	高圧受電の三相3線式における不平衡の制限は、設備不平衡率が30%以下となるようにする。
(11)キュービクル等	1)銘板には、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)に定める事項に加えて、施工年月、受注者名、施工者名を記載する。 2)図面ホールダールは、A4サイズ以上(キャビネットのサイズ等により取付けできない場合を除く。)とする。 3)表示ランプ等がある場合は、ランプテストボタンを取付ける。 4)接地用端子又は接地線用銅帯は点検のしやすい場所に設ける。 5)絶縁抵抗測定用接地端子は壁内の作業のしやすい場所に設ける。
(12)基礎	・本工事(・2.1N/mm <sup>2</sup> ・1.8N/mm <sup>2</sup> ) ・別途工事 ・既設利用 ・その他( )
(13)配線ビット及び差	1)施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( ) 2)ビット差の加工が必要な場合は、本工事に伴って行うこと。
(14)設置場所	・屋内 ・屋外(・地上 ・屋上)
【電力貯蔵設備】	
6. 直流電源設備	(1)用途 ・非常用照明器具電源 ・受変電設備制御電源 ・その他( ) (2)容量 ( )kVA (3)整流装置 1)出力電圧 直流(・1.2V ・2.4V ・4.8V ・( )V) 2)整流装置は、蓄電池を充電するための電流並びに監視及び制御等で消費される電流を考慮して選定する。
(4)蓄電池	1)種類 ・鉛蓄電池(・HS ・MSE ・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池(・AH ・AMH) ・その他( ) 2)最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・( )℃
7. 交流無停電電源設備	(1)用途 ( ) (2)容量 ( )kVA (3)給電方式 ・常時インバータ給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 ・その他( ) 整流装置、インバータ装置は、接続する負荷の特性を配慮し選定する。
(4)蓄電池	1)種類 ・鉛蓄電池(・HS ・MSE ・長寿命形MSE) ・アルカリ蓄電池(・AH ・AMH) ・その他( ) 2)最低蓄電池温度 ・5℃ ・15℃ ・25℃ ・-5℃ ・( )℃ 停電補償時間 ( )
8. 電力平準化用蓄電設備	(1)用途 ( ) (2)機能 ・ピークシフト機能 ・ピークカット機能 ・商用停電時のバックアップ機能 1)種類 ・リチウム二次電池 ・鉛蓄電池 ・ニッケル水素蓄電池 2)容量 ( ) 3)期待寿命 ( ) 4)充放電回数 ( ) 5)放電電圧 ( ) 6)補償額 ・製造者標準 ・その他( )
(4)性能	1)交流入出力電圧方式 ・三相3線式(・200V ・( )V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(・200V ・100V ・( )V) 2)自立運転 ・する ・しない 3)系統連系 ・する ・しない
(5)計測表示	遠方監視用接点 ・設けない ・設ける(詳細は別図による)
(6)状態・警報表示	・無し ・その他( ) 移動用の遠方監視用接点の搭載を必須とする。
9. 分散電源	仕様詳細は別図による。
【発電設備】	
10. 燃料系発電設備	(1)用途 1)用途 ・防災電源専用(防災認定品) ・防災電源兼用(防災認定品) ・一般用 2)区分 ・常用 ・非常用 3)設置場所 ・屋内 ・屋外(・普通地域 ・塩害地域) 4)燃料 ・発電装置 ・燃料槽 ・給油ボックス ・燃料移送ポンプ ・その他( ) (4)発電装置 1)種類 ・ディーゼル発電装置 ・ガスエンジン発電装置 ・ガスタービン発電装置 2)形式 ・簡易形 ・オープン式 ・キュービクル式(・8.5dB(A)/m ・7.5dB(A)/m) 3)始動時間(停電検出後) ・10秒以内 ・40秒以内 ・( )秒以内 4)連続運転時間 ・2時間以上 ・10時間以上 ・2.4時間以上 ・7.2時間以上 5)発電機 ①電圧方式 ・三相3線式(・6.6kV ・200V ・( )V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(・200V ・100V ・( )V) ②定格周波数 60Hz ③定格出力 ( )kVA ④冷却方式 ・ラジエーター方式 ・冷却水循環式 ・その他( ) 6)原動機 ①定格出力 ( )kW以上 ( )ps以上 ②冷却方式 ・ラジエーター方式 ・冷却水循環式 ・その他( ) (5)燃料 1)種類 ・軽油 ・灯油 ・A重油 ・その他( ) 2)引渡時燃料 ・満タン ・指定なし ・その他( ) (6)燃料槽 1)形式及び容量 ・パッケージ搭載タンク( )リットル ・リットル ・燃料槽( )リットル ・主燃料槽( )リットル 2)燃料小槽 ・屋外型(・ステンレス製 ・鋼製) ・屋内型(・ステンレス製 ・鋼製) ①設置場所 ・屋内 ・屋外(地上) ・地下埋設(・タンク室内埋設 ・直埋設) ②形式 ・その他( ) ③設置工事 ・本工事 ・別途工事 ・その他( ) ④タンク室工事 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( ) (7)給油ボックス 1)材質 ・ステンレス製 ・鋼製 ・その他( ) 2)油量指示計 ・有 ・無 3)電動ポンプ ・油中ポンプ ・油中ポンプ ・手動ポンプ(ウイングポンプ) ・有 ・無 4)電動ポンプ水戻防止カバー ・有 ・無 (8)燃料移送ポンプ ( ) (9)基礎 ・本工事(・2.1N/mm <sup>2</sup> ・1.8N/mm <sup>2</sup> ) ・別途工事 ・既設利用 ・その他( )

11. 太陽光発電設備	(1)機器 ・太陽電池アレイ ・パワコンディショナ ・系統連系保護装置 ・接続箱 ・情報処理装置 ・その他( ) (2)太陽電池アレイ (3)パワコンディショナ及び系統連系保護装置 1)出力電圧方式 ・三相3線式(・200V ・( )V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(・200V ・100V ・( )V) 2)定格周波数 60Hz 3)設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他( ) 4)設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他( ) 5)機能 ・系統連系(・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系) ・自立運転 ・その他( ) 6)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 (4)情報処理装置 1)装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・気温計 ・日射計 ・その他( ) 2)記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 ・その他( ) 仕様詳細は「太陽光発電設備特記仕様書」による。
12. 風力発電設備	(1)機器 ・風車発電装置 ・制御装置 ・系統連系保護装置 ・支持構造物 ・情報処理装置 ・その他( ) (2)風車発電装置 発電能力 定格出力( )kW 1)出力電圧方式 ・三相3線式(・200V ・( )V) ・単相3線式(200/100V) ・単相2線式(・200V ・100V ・( )V) 2)定格周波数 60Hz 3)設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他( ) 4)設置方式 ・壁掛型 ・自立型 ・その他( ) 5)機能 ・系統連系(・高圧連系 ・みなし低圧連系 ・低圧連系) ・自立運転 ・その他( ) 6)系統連系技術要件は、関係法令や技術基準等を遵守し、電気事業者と十分協議する。 自重、積載荷重、積雪、振動、衝撃等に対し、安全が確保されたものとする。 (4)支持構造物 (5)情報処理装置 1)装置 ・データ処理装置 ・データ表示装置 ・風速計 ・風向計 ・気温計 ・その他( ) 2)記録作成 ・日報 ・月報 ・年報 ・その他( ) 仕様詳細は「風力発電設備特記仕様書」による。
13. その他発電設備	( )の仕様詳細は別図による。
【通信・情報設備】	
14. 構内情報通信網設備	(1)インターフェース 1)LAN ・1000BASE-T ・無線LAN( ) ・その他( ) 2)WAN ( ) (2)機器 ・スイッチ ・ルータ ・メディアコンバータ ・ファイアウォール ・時刻同期装置 ・ネットワーク管理装置 ・機器収納ラック ・アウトレット ・その他( ) 各機器の仕様詳細は別図による。 (3)ケーブル 1)幹線系 ・UTP ・光ファイバ ・その他( ) 2)支線系 ・UTP ・光ファイバ ・その他( ) 3)フロア系 ・UTP ・その他( ) (4)アウトレット ・ローテーションアウトレット(・固定型 ・上下動型(アプツ式を含む)) ・壁コンセント ・その他( )
15. 構内交換設備	(1)機器 ・交換装置 ・電話機 ・端子盤類 ・アウトレット ・その他( ) (2)交換装置 1)種類 ・構内交換装置(・デジタルPBX ・IP-PBX ・VoIPサーバ) ・その他( ) 2)局線応答方式 ・局線中継台方式 ・分散中継台方式 ・ダイヤルイン方式 ・ダイレクトインダイヤル方式 ・ダイレクトインラン方式 ・その他( ) 3)保安用接地 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( ) 4)本配電盤(MDF) ・自立フレーム(・片面形 ・両面形) ・交換機一体型 ・壁掛型 5)電源装置 ①形式 ・別置型 ・一体形 ・その他( ) ②停電補償時間 ・30分以上 ・( )以上 (3)電話機 ・一般電話機 ・多機能電話機 ・IP電話機 ・デジタルコードレス電話機(PHS方式) ・IPコードレス電話機(無線LAN方式) ・その他( ) (4)端子盤類 1)端子盤 ・中継端子盤(IDF) ・室内端子盤 2)中継端子盤には実装数の20%以上、室内端子盤には10P以上の接続端子板スペースを見込む。 (5)アウトレット ・ローテーションアウトレット(・固定型 ・上下動型(アプツ式を含む)) ・壁コンセント ・その他( )
16. 情報表示設備	(1)設備 ・マルチサイン装置 ・出退表示装置 ・時刻表示装置 ・警報等表示装置 (2)マルチサイン装置 1)機器 ・操作制御部 ・情報表示部 ・その他( ) 2)通信方式 ・TCP/IP ・その他( ) 3)操作制御部 ・イメージキャナ ・有 ・無 4)情報表示部 ・発光ダイオード式 ・液晶式 ・その他( ) (3)出退表示装置 1)機器 ・制御装置 ・出退表示部 ・その他( ) 2)出退表示部 ・発光ダイオード式 ・液晶式 ・その他( ) (4)時刻表示装置 1)機器 ・観時計 ・子時計 ・電源装置 ・単独時計 ・その他( ) 2)観時計 ①形式 ・壁掛型 ・自立型 ・ラックマウント型(ラック架組込) ②時刻補正機能 ・FM放送受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ・長波標準電波受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ③回線数 ・回線 ④機能 ・電子チャイム( )曲 ・時報 ・プログラムタイム(引渡し時は機器の説明及びプログラムの入力を行うこと。) 3)子時計 ①方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他( )時間 4)電源装置 ・運転可能時間(・10時間 ・( )時間) 5)単独時計 ①方式 ・アナログ式 ・デジタル式 ②設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他( ) ③時刻補正機能 ・有 ・無 (5)警報等表示装置 1)機器 ・表示部 ・検出装置 ・その他( ) 2)表示部 ①表示方式 ・表示窓式 ・その他( ) ②施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( ) 3)検出装置 ①検出方式 ・電極 ・無電圧接点 ・その他( ) ②施工 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( ) 4)図面に特記明示がない場合、検出装置への接続は本工事とする。

特記事項	工事名称 三重短期大学(渡り廊下)耐震補強その他工事	図面名称 電気設備工事特記仕様書2	作成年月日	一級建築士事務所 大森建築設計事務所	図面番号
			縮尺 NS	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路	E-02 原因:A2
				事務所登録 一級建築士	三重県知事 大臣登録 第1-259号 143376号

17. 映像・音響設備	
(1)設備	・映像機器 ・音響機器 ・操作装置
(2)映像機器	1) 表示機器 ・プロジェクタ(・前面投射式 ・背面投射式) ・スクリーン(・反射マトリクス形 ・反射ストライプ形 ・透過形) ・その他( ) ・スクリーン巻上装置(・電動式 ・手動式) ・液晶ディスプレイ
2) 付属機器	・録音再生装置(・HDD ・Blu-ray/DVD ・その他( )) ・テレビチューナー(・UHF ・BS ・CS ・その他( )) ・カメラ ・パソコン ・その他の機器( )
(3)音響機器	1) 増幅器 ① 出力 ( ) W ② 方式 ・ステレオ ・モノラル ③ 出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 2) 付属機器 ① グラフィックイコライザー ・オーディオミキサー ・電源制御器 ・録音再生装置(・CD ・メモリアーディオ ・その他( )) ② ラジオチューナー(・FM ・AM ・その他( )) ・有線マイクホン(・電波式(・アナログ ・デジタル) ・赤外線式) ・無線マイクホン(・電波式(・アナログ ・デジタル) ・赤外線式) ・その他の機器( )
3) スピーカ	・天井分散配置方式 ・集中配置方式 ・併用方式 ・その他( )
(4)操作装置	1) 形状 ・卓型 ・キャビネットラック型 ・その他( ) 2) 設置 ・固定式 ・可動式 ・その他( )
18. 拡声設備	
(1)機器	・増幅器 ・付属機器 ・操作装置 ・スピーカ ・その他( )
(2)増幅器	・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照) ・専用 出力 ( ) W 出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形
(3)付属機器	・オーディオミキサー ・リコモニマイク ・電源制御器 ・録音再生装置(・CD ・メモリアーディオ ・その他( )) ・アナウンスレコーダ ・チャイム ・独自メッセージ ・プログラムタイマ ・その他( )
有線マイクホン	・無線マイクホン(・電波式(・アナログ ・デジタル) ・赤外線式) ・ラジオチューナー(・FM ・AM ・その他( )) ・スピーカ切替装置 ・その他の機器( )
(4)操作装置	・卓型 ・キャビネットラック型 ・壁掛型 ・その他( )
(5)スピーカ	・非常放送兼用(仕様は非常放送装置を参照) ・専用 結線 ・1W ・3W ( ) W インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他( )
19. 誘導支援設備	
(1)設備	・音声誘導装置 ・インターホン ・トイレ等呼出装置
(2)音声誘導装置	1) 検出方式 ・磁気式 ・無線式 ・画像認識式 ・その他( ) 2) 設置場所 ・屋外(防雨形) ・屋内 3) 機能 ・自動火災報知設備より火災報知信号を受信した場合停止する タイムスケジュールにより停止及び開始を可能とする ・その他( ) 4) 機器 ・制御装置 ・送信機 ・受信機 ・その他( ) 5) 制御装置 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合壁組込 ・その他( ) 6) 送信機 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他( ) 7) 受信機 ・スピーカー方式 ・イヤホン式 ・その他( )
(3)インターホン	1) 用途 ・内部受付用 ・外部受付用 ・夜間訪問用 ・身体障害者用 ・保守用 ・その他( ) 2) 機能 ・音声通話 ・映像モニタ 3) 通話網 ・親子式 ・相互式 ・複合式 4) 通話方式 ・同時通話式 ・交互通話式 ・その他( ) 5) 機器 ・親機 ・子機 ・その他( ) 6) 線種 ①形状 ・壁掛型 ・卓上形 ・複合壁組込 ・その他( ) ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他( ) 7) 子機 ①形状 ・壁掛形 ・卓上形 ・埋込形 ・その他( ) ②送受話器 ・電話機形 ・マイク形 ・その他( )
(4)トイレ等呼出装置	1) 用途 ・トイレ呼出 ・受付呼出 ・非常通報 ・その他( ) 2) 機器 ・親機 ・呼出スイッチ ・警報装置 ・その他( ) 3) 親機 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合壁組込 ・その他( ) 4) 呼出スイッチ ・押ボタン式 ・引紐式 ・その他( ) 5) 警報装置 ・光 ・音声 ・ブザー ・ベル ・その他( )
20. テレビ共同受信設備	
(1)受信放送	・UHF ・BS ・CS ・FM ・CATV ・その他( )
(2)機器	・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・その他( )
(3)アンテナ	1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他( ) 2) マスト ・地上波用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他( )) ・衛星用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他( )) ・その他( ) 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( )
21. テレビ電波障害防止設備	
(1)対象戸数	( ) 戸
(2)機器	・増幅器 ・混合器 ・分波器 ・分岐器 ・分配器 ・機器収容箱 ・アンテナ ・ヘッドエンド装置 ・その他( )
(3)アンテナ	1) 放送 ・UHF ・BS ・CS ・FM ・その他( ) 2) マスト ・地上波用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他( )) ・衛星用(・壁面取付 ・自立 ・既設利用 ・その他( )) ・その他( ) 3) 自立用基礎 ・本工事 ・別途工事 ・既設利用 ・その他( )
22. 監視カメラ設備	
(1)機器	・カメラ ・モニタ装置 ・録画装置 ・ハウジング ・旋回装置 ・その他( )
(2)伝送方式	・アナログ伝送方式 ・ネットワーク伝送方式 ・その他( )
(3)カメラ	1) 色方式 ・白黒 ・カラー 2) 駆動方式 ・固定式 ・遠隔可動式 3) 撮影条件 ・昼間 ・薄明時 ・夜間 4) 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他( )
(4)モニタ装置	1) 色方式 ・白黒 ・カラー 2) モニタ ・液晶 ・PC ・その他( ) 3) 設置 ・自立型 ・卓上型 ・壁掛型 ・その他( )
(5)録画装置	1) 記憶媒体 デジタル記憶媒体とする。 2) 記憶容量 ( ) 3) 時刻補正機能 ・FM放送受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ・長波標準電波受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ・その他( )

23. 駐車場管制設備	
(1)機器	・管制盤 ・検知器 ・信号灯 ・警報灯 ・発券機 ・カーゲート ・カードリーダー ・その他( )
(2)管制盤	1) 機能 ・入場管理 ・退場管理 ・発券管理 ・その他( ) 2) 形式 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・その他( )
(3)検知器	1) 方式 ・赤外線式 ・超音波センサ式 ・ループコイル式 ・その他( ) 2) 検知器外箱 ・ステンレス製 ・鋼製 3) 検出対象車両 四輪軽自動車以上 4) 検出対象速度 ・2～40 km/h ・その他( )
(4)信号灯・警報灯	1) 方式 ・発光ダイオード式 ・その他( ) 2) 警報音 ・ブザー ・その他( ) 3) 外箱 ・ステンレス製 ・鋼製
(5)発券機	1) 発行券 ・磁気式 ・ICカード式 ・その他( ) 2) 発券方式 ・入場時発行 ・事前発行 ・その他( )
(6)カーゲート	・バー式(・ガラスファイバー製 ・アルミ製 ・鋼製(防錆処理)) ・その他( )
24. 防犯・入退室管理設備	
(1)設備	・防犯装置 ・入退室管理装置
(2)防犯装置	1) 機器 ・センサ ・制御装置 ・その他( ) 2) センサ ・ハンソクセンサ ・赤外線センサ ・画像センサ ・マグネットセンサ ・ガラス破壊センサ ・その他( ) 3) 制御装置 ① 形式 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合壁組込 ・その他( ) ② 時刻補正機能 ・FM放送受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ・長波標準電波受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ・その他( ) 4) 機能 ・警報 ・記録 ・監視カメラ運動制御 ・センサ入切制御 ・その他( )
(3)入退室管理装置	1) 機器 ・制御装置 ・認識部 ・電気錠(・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用) ・セキュリティゲート ・その他( ) 2) 制御装置 ① 形式 ・自立型 ・壁掛型 ・卓上型 ・複合壁組込 ・その他( ) ② 時刻補正機能 ・FM放送受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ・長波標準電波受信(・アンテナ設置 ・既設利用) ・その他( ) ③ 基本機能 施錠制御・許可・不許可設定、設定データバックアップ機能、こじ開け警報 の搭載は必須とする。 ④ 特記機能 遠隔施錠制御・スケジュール設定制御・記録機能・照明空調制御 ・防災防犯センシング機能・その他( )
認識部	・バイオメトリクス(・ ) ・暗証番号 ・磁気カード ・ICカード ・その他( )
4) セキュリティゲート	仕様詳細は別図による。
25. 自動火災報知設備	
(1)機器	・受信機 ・副受信機(表示装置) ・中継器 ・発信機 ・感知器 ・その他( )
(2)受信機	1) 型式 ・P型1級 ・P型2級 ・R型 ① 回線数 ・( ) 回線 ( ) アドレス 2) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 壁形式 ・複合壁組込 ・自立型 ・壁掛型 ・その他( )
(3)副受信機(表示装置)	1) 壁形式 ・自立型 ・壁掛型 ・その他( ) 2) 回線数 ・( ) 回線 ・( ) アドレス 3) 表示装置の仕様詳細は別図による。
(4)中継器	試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能
(5)発信機	1) 型式 ・アドレス付 ・P型1級 ・P型2級 2) 消火栓ポンプ起動 特記なき場合は、発信機運動方式とし、発信機表面に「消火栓起動」等の文字を 併記する。 3) 設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス(別途)に組込 ・その他( )
(6)感知器	1) 型式 ・アドレス付 ・一般型 2) 種類 ・熱感知器 ・煙感知器 ・炎感知器 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 設置場所 ・屋内(・一般 ・防水 ・防塵 ・防食 ・その他( )) ・屋外(・防水 ・その他( ))
26. 自動閉鎖設備	
(1)機器	・運動制御器 ・感知器 ・自動閉鎖装置 ・自動閉鎖装置 ・その他( )
(2)運動制御器	1) 制御対象 ・防火戸 ・防火シャッター ・防排煙ダンパー ・非常口等の扉 ・その他( ) 2) 回線数 ・( ) 回線(遠方復帰機構( ) 回線) 3) 設置 ・単独(・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機などの複合壁 ・その他( )
(3)感知器	1) 型式 ・アドレス付 ・一般型 2) 種類 煙感知器(・2種 ・3種) 3) 試験機能 ・自動試験機能 ・遠隔試験機能 4) 設置場所 ・屋内(・一般 ・防水 ・防塵 ・防食 ・その他( )) ・屋外(・防水 ・その他( ))
(4)自動閉鎖装置	1) 方式 ・電磁式 ・ラッチ式 ・その他( ) 2) 施工 ・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他( )
(5)自動閉鎖装置	1) 方式 ・電気錠 ・その他( ) 2) 施工 ・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ・既設利用 ・その他( )
27. 非常警報設備	
(1)設備	・非常放送装置 ・非常ベル
(2)非常放送装置	1) 消防法基準適合マーク品とする。 2) 機器 ・増幅器 ・スピーカ ・非常用リコモニマイク ・その他( ) 3) 増幅器 ① 出力 ( ) W ② 出力インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③ 形式 ・ロタンダラック型 ・スタンダードラック型 ・壁掛型 ・その他( ) ④ 機能 ・マイク放送 ・自動火災報知設備連動放送 ・緊急地震速報設備連動放送 ・その他( ) ⑤ 用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用
4) スピーカ	① 結線 ・1W ・3W ( ) W ② インピーダンス ・Lo形 ・Hi形 ③ 設置場所 ・屋内 ・屋外 ・その他( ) ④ 用途 ・拡声設備兼用 ・非常放送専用
5) 非常用リコモニマイク	型式 ・壁掛形 ・ラック収納形 ・卓上形 ・その他( )
(3)非常ベル(自動式サイレンを含む)	1) 機器 ・起動装置 ・非常ベル ・表示灯 ・その他( ) 2) 設置 ・単独設置 ・機器収容箱に組込 ・消火栓ボックス(別途)に組込 ・その他( )
28. ガス漏れ火災警報設備	
(1)機器	・受信機 ・副受信機 ・中継器 ・検知器 ・警報器 ・その他( )
(2)受信機	1) 回線数 ( ) 回線 2) 種類 ・都市ガス用 ・液化石油ガス用 3) 設置 ・単独(・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機などの複合壁 ・その他( )
(3)副受信機	設置 ・単独(・壁掛形 ・自立形) ・火災受信機などの複合壁 ・その他( )
(4)検知器	1) 動作 ・単独(単独動作) ・連動(受信機に伝送) 2) 定格電圧 ・AC100V ・DC24V(受信機等から供給) ・その他( ) 3) ガス検知出力信号 ・有電圧出力方式 ・無電圧接点方式

【中央監視制御設備】	
29. 中央監視制御設備	
(1)監視制御対象設備	・動力設備 ・受変電設備 ・発電設備 ・火災報知設備 ・その他( )
(2)既設との取り合い	・無し ・盤改造 ・配線接続 ・その他( )
(3)機器	・監視操作装置 ・信号処理装置 ・記録装置 ・伝送装置 ・端末装置 ・その他( )
(4)機能	仕様詳細は別図による。
(5)監視操作装置	1) 形式 ・壁掛型 ・自立型 ・卓型 ・その他( ) 2) 表示装置 ・液晶ディスプレイ ・その他( ) 3) 操作装置 ・タッチパネル ・キーボード ・マウス ・その他( )
(6)信号処理装置	1) 形式 ・壁掛型 ・自立型 ・卓型 ・ラック型 ・卓上型 ・その他( ) 2) 設置 ・単独 ・監視操作装置に組込 ・その他( )
(7)記録装置	1) 形式 ・壁掛型 ・自立型 ・ラック型 ・卓上型 ・その他( ) 2) 設置 ・単独 ・監視操作装置に組込 ・その他( ) 3) 装置 ・プリンタ ・記録メディア( ) ・その他( )
【医療関係設備】	
30. 非接地電線用分電盤(1)機器	・絶縁変圧器 ・絶縁監視装置 ・電流監視装置 ・医用接地センタポディー ・その他( )
(2)仕様詳細	仕様詳細は別図による。
31. ナースコール設備	
(1)形式	・基本形ナースコール装置 ・携帯形ナースコール装置 ・情報表示形ナースコール装置 ・病床ユニット
(2)仕様詳細	仕様詳細は別図による。
【構内配電線路】	
32. 構内配電線路	
(1)配線方式	●地中線式(・直埋 ●管路) ・架空線式(・直接 ・ちよう架線添架) ) ・建築物等添架式(・露出配管 ・隠蔽配管 ・その他( )) ・その他( )
(2)建柱	1) 施工 ・本工事 ・既設利用 ・その他( ) 2) 電柱 ・コンクリート柱 ・鋼管柱 ・ハンゲマスト ・その他( )
3) 支持材	・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線(保護ガード) ・有 ・無
4) 装柱材料	・有(電力仕様) ・無 5) 鉛板 ・有 ・無
(3)装柱機器(高圧用)	1) 機器 ・開閉器 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子 ・その他( ) 2) 耐環境性 ・一般用 ・耐塩用 3) 開閉器 仕様は 5. 受変電設備 (6)負荷開閉器 による。
(4)装柱機器(低圧用)	1) 機器 ・開閉器 ・開閉箱 ・避雷器 ・カットアウト ・碍子 ・その他( ) 2) 耐環境性 ・一般用 ・耐塩用
(5)ハンドホール・マンホール	1) 形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ●既設利用 ・その他( ) 3) ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 ・( )箇所
(6)錆鉄蓋	1) 錆鉄蓋の刻印は「強電」、「電力」又は「高圧」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
(7)地中ケーブル保護材料	1) 種類 ●FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP ・厚鋼電線管 ・その他( ) 2) 標示杭埋設 ●コンクリート製 ●鉄製(アスファルト部分) 3) 埋設保護シート ●2倍長 ・その他( ) 4) 埋設保護シートの表記は電力用であることがわかるものとする。
【構内通信線路】	
33. 構内通信線路	
(1)用途	・電話用 ●拡声用 ・時刻表示用 ●火災報知用 ・非常警報用 ●インターホン用 ・テレビ共同受信用 ・防犯用 ・制御用 ・その他( )
(2)配線方式	・地中線式(・直埋 ・管路) ・架空線式(・直接 ・ちよう架線添架) ) ・建築物等添架式(●露出配管 ・隠蔽配管 ・その他( )) ・その他( )
(3)建柱	1) 施工 ・本工事 ・既設利用 ・構内配電線柱に添架 ・その他( ) 2) 電柱 ・コンクリート製 ・鋼管柱 ・ハンゲマスト ・その他( )
3) 支持材	・根かせ ・根はじき ・根巻き ・底板 ・支線(保護ガード) ・有 ・無
4) 装柱材料	・有 ・無 5) 鉛板 ・有 ・無
(4)ハンドホール・マンホール	1) 形式 ・ブロック式 ・現場打ち 2) 施工 ・本工事(・建築工事 ・電気設備工事) ・別途工事 ●既設利用 ・その他( ) 3) ケーブル支持金物の取付 ・2箇所 ・4箇所 ・( )箇所
(5)錆鉄蓋	1) 錆鉄蓋の刻印は「弱電」又は「通信」とする。 2) 雨水の流れ込みを防ぐため防水パッキン付とする。
(6)地中ケーブル保護材料	1) 種類 ●FEP ・GLT (PEライニング管) ・VE ・HIVE ・SGP ・厚鋼電線管 ・その他( ) 2) 標示杭埋設 ●コンクリート製 ●鉄製(アスファルト部分) 3) 埋設保護シート ●2倍長 ・その他( ) 4) 埋設保護シートの表記は弱電用であることがわかるものとする。
【その他】	
34. 消火器	1) 設置 ・本工事(・建築工事 ・電気設備工事 ・機械設備工事) ・別途工事 2) 消火器 種類( ) 数量( ) 本 3) 消火器収納箱 材質( ) ・数量( ) 面

III. 機器標準取付高さ				
標準的な高さであり、詳細については監督員と協議する。(○印はバリエーション対応)				
	名 称	側 点	取付高さ (mm)	備 考
電力	接地端子盤	床下～下端		
	取引用計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
	引込開閉器	床下～中心	1,800～2,000	
	分電盤	床下～中心	1,500	上端1,900mm
	スイッチ	床下～中心	1,300	○1,000mm
電灯	コンセント(一般)	床下～中心	300	○400mm
	コンセント(和室)	床下～中心	200	
	コンセント(台上)	床下～中心	150	
	コンセント(WP)	床下～中心	1,000	
	コンセント(地下)	床下～中心	1,000	
	コンセント(土間)	床下～中心	500	
	ブラケット(一般)	床下～中心	2,100～2,300	
	ブラケット(鏡上)	鏡上端～中心	150	
	ブラケット(処理場)	床下～中心	2,500	
	動力	壁掛型制御盤	床下～中心	1,500
電話	手元開閉器	床下～中心	1,500	
	操作スイッチ	床下～中心	1,300	
	端子盤	床下～下端	300	
	保安装置	床下～中心	2,000	
	壁位置ボックス	床下～中心	300	
時計・拡声	壁位置ボックス(和室)	床下～中心	200	
	壁掛型時計	床下～中心	1,500	上端1,900mm
	時計針	床下～中心	2,300	
	壁掛型スピーカ	床下～中心	2,300	2,500mm
	アッテネータ	床下～中心	1,300	
表示	表示器	床下～中心	2,300	
	壁付発信器	床下～中心	1,300	
	ベル・ブザー・チャイム	床下～中心	2,300	
	壁付インターホン	床下～中心	1,300	
	壁位置ボックス	床下～中心	300	
インターホン	壁位置ボックス(和室)	床下～中心	200	
	子機(身障者用)	床下～中心	1,100	
	呼出しボタン(身障者用)	床下～中心	800～950	便座先端から後方へ100～200mm 2個目(高700mm、便座先端から前方400mm)
	表示灯(身障者用)	床下～中心	1,800	
	壁付インターホン	床下～中心	1,300	
テレビ	機器収容箱	床下～中心	2,000	
	直列ユニット	床下～中心	300	
	直列ユニット(和室)	床下～中心	200	
火災報知	受信機・副受信機	床下～中心	1,500	
	発信器	床下～中心	1,300	
	表示灯	床下～中心	1,800	
ベル	床下～中心	2,300		

参考資料：高齢者が居住する住宅の設計に係る指針(最終改正 平成21年国交省告示第906号)  
ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例 整備基準の解説等(平成25年4月 三重県)

特記事項	工事名称	図面名称	作成年月日	一級建築士事務所	図面番号
	三重短期大学(渡り廊下)耐震補強その他工事	電気設備工事特記仕様書3		大森建築設計事務所	E-03
			縮尺	三重県津市久藤藤ヶ丘町2604-5	原因:A2
			NS	事務所登録 三重県知事 第1-259号 管理建築士 大森幸路 一級建築士 大臣登録 143376号	

用途	配線	配管	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(X)	(Y)	(Z)
インターホン	CPEV0. 9-5P		○				○		○						
インターホン	CPEV0. 9-5P x 2								○	○					
放送	CVV1. 25-5C x 2				○				○	○					
火報	HP1. 2-3P		○	○			○	○							
火報	HP1. 2-3P x 3								○	○					
起動	HP1. 2-5P		○						○	○					
火報	HP1. 2-7P		○						○	○					
火報	HP1. 2-10P					○			○	○					
照明	VVF1. 6-3C											○			
1φ	CVT60												○		
3φ	CVT60													○	
	HP1. 2-5P														○
電話	空配管														

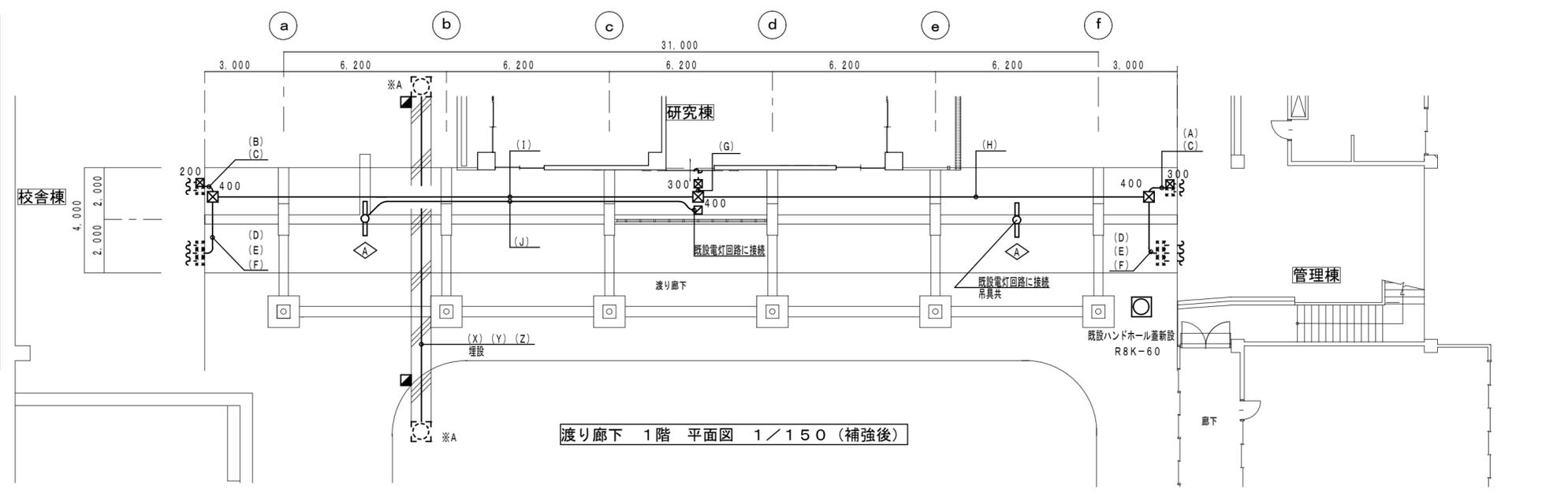
- ※A 既設ハンドホール内にて既設配線と接続 (防水接続材使用)
- ※  ブルボックス 200x200x200 SUS.WP 200
- ※  ブルボックス 300x300x200 SUS.WP 300
- ※  ブルボックス 400x400x200 SUS.WP 400
- ※  位置ボックス
- ※  埋設表示標



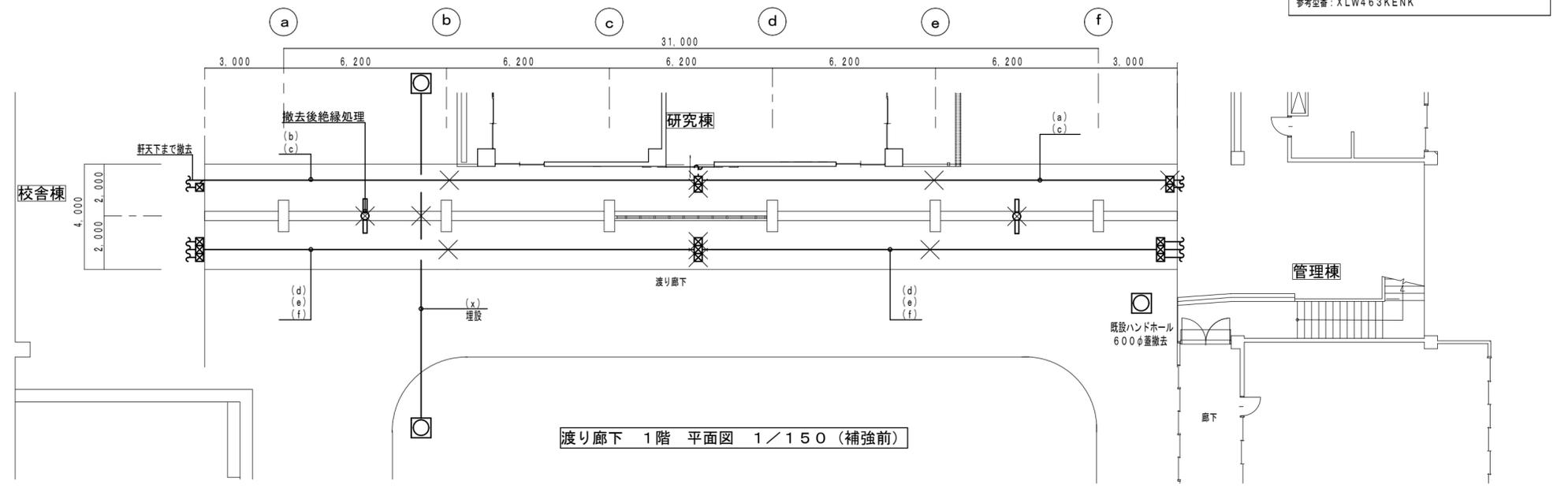
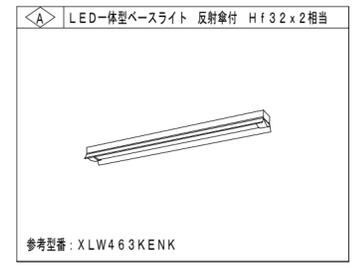
注記  
ケーブルは仮設配線ケーブルを再使用とする。  
渡り廊下露出配管はレースウェイ吊りとする。  
既設配線等十分な調査の上施工の事とする。

用途	配線	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(x)
インターホン	CPEV0. 9-5P (25)	○						
放送	HP1. 2-3P (25)	○						
火報	HP1. 2-7P (25)	○						
起動	HP1. 2-5P (25)	○						
電話	— (31)	○						
	HP1. 2-3P (19)		○					
	CVV1. 25'-5C x 2 (VE22)			○				
火報	HP1. 2-10P (G28)				○			
放送	HP1. 2-3C (G22)					○		
インターホン	CPEV0. 9-5P (G22)					○		
火報	HP1. 2-3P (G22)					○		
	HP1. 2-3P (19)						○	
1φ	CV60'-3C							○
3φ	CV60'-3C (HP200)							○
	HP1. 2-5P							○

注記  
※ × 撤去を示す。

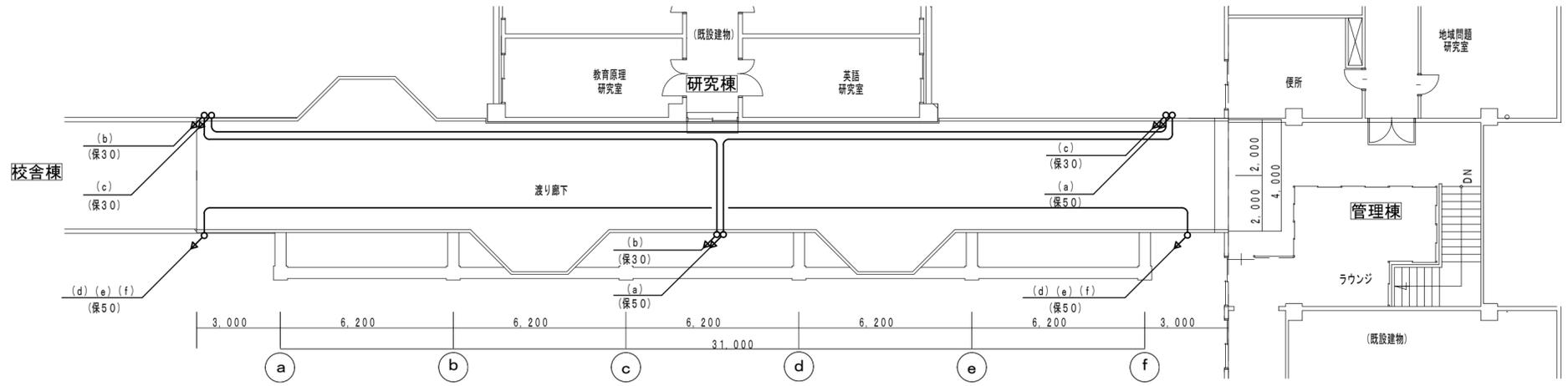


渡り廊下 1階 平面図 1/150 (補強後)

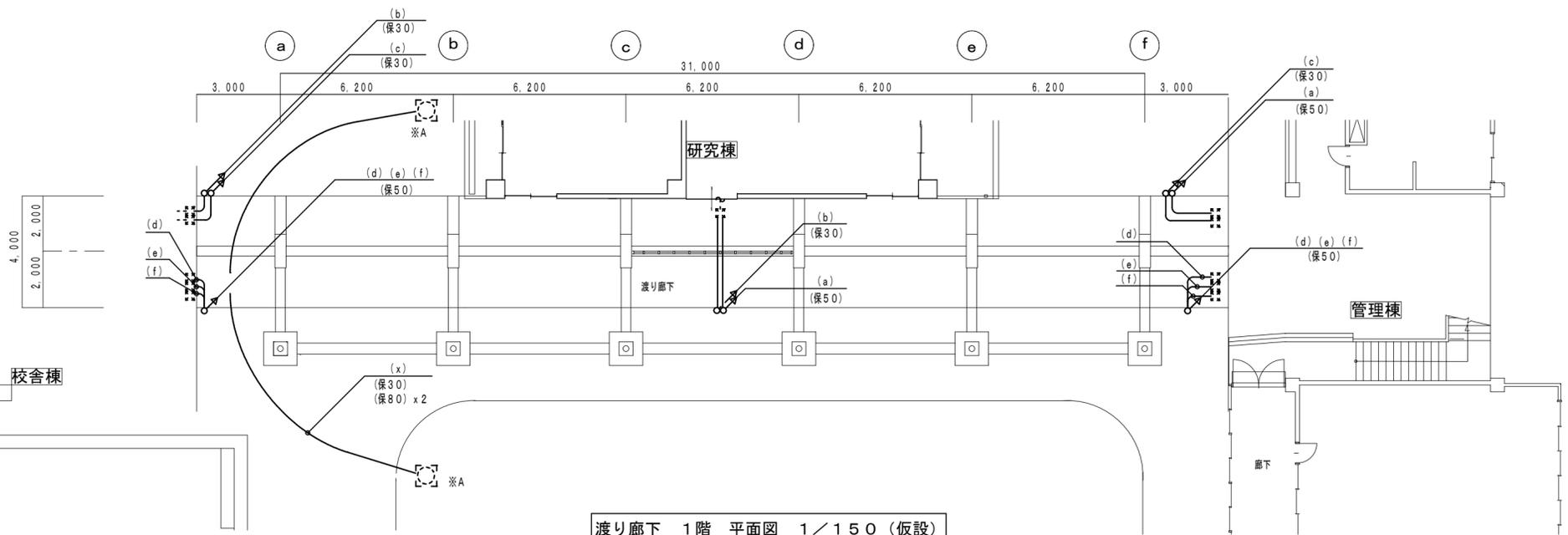


渡り廊下 1階 平面図 1/150 (補強前)

特記事項	工事名称 三重短期大学 (渡り廊下) 耐震補強その他工事	図面名称 渡り廊下 電気設備図 (補強前後)	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号
			縮尺 1/150	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路	事務所登録 一級建築士 大森幸路
				三重県知事 第1-259号 大臣登録 143376号	E-04 原図: A2



渡り廊下 R階 平面図 1/150 (仮設)

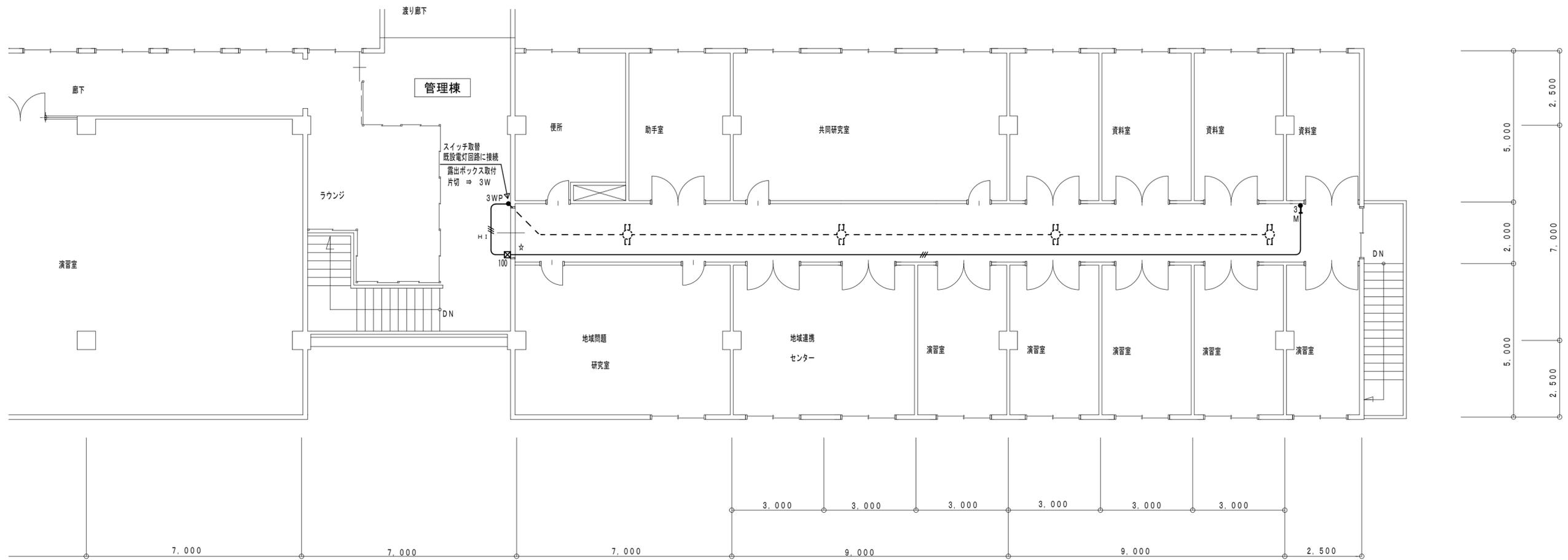


渡り廊下 1階 平面図 1/150 (仮設)

仮設配線リスト

用途	配線	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)	(x)
インターホン	CPEV0. 9-5P	○						
放送	HP1. 2-3P	○						
火報	HP1. 2-7P	○						
起動	HP1. 2-5P	○						
	HP1. 2-3P		○					
	CVV1. 25' -5C x2			○				
火報	HP1. 2-10P				○			
放送	HP1. 2-3C					○		
インターホン	CPEV0. 9-5P						○	
火報	HP1. 2-3P						○	
1φ	CVT60'							○
3φ	CVT60'							○
	HP1. 2-5P							○

注記  
 ※ 仮設配線ケーブルは本設に再使用とする。  
 ※ (保30) 保護管 (FEP30) とする。  
 ※ (保50) 保護管 (FEP50) とする。  
 ※ (保80) 保護管 (FEP80) とする。  
 ※ A  
 既設ハンドホール内にて既設配線と接続  
 (防水接続材使用)



管理棟 2階 平面図 1/100

特記なき配線は下記による

—//—	VVF1.6-3C (ころがし)
—//H1—	VVF1.6-3C (H116)
—M—	露出部メタルモール

☒ <sub>100</sub>	プルボックス 100x100x100 SUS WP
● <sub>3</sub>	3路スイッチ
● <sub>3WP</sub>	3路防雨スイッチ

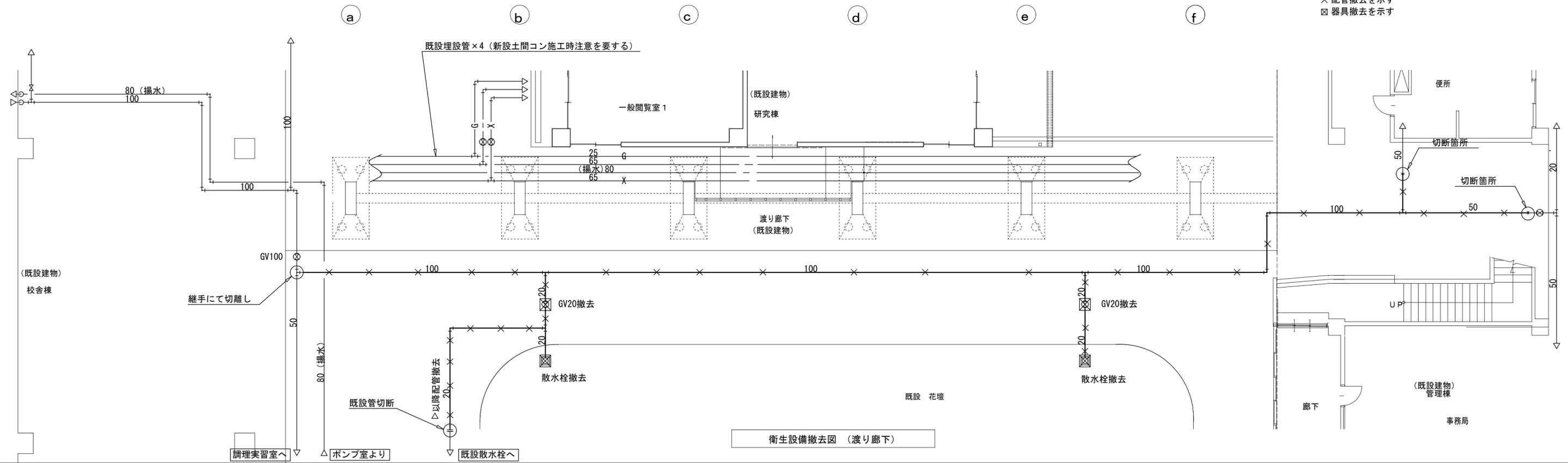
注記  
 ※ ☆ 壁貫通処理を示す  
 ※ 点線は既設配線を示す。

特記事項	工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事	図面名称 管理棟 2階 電気設備図（改修後）	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b>	図面番号 E-06 原図：A2
			縮尺 1/100	三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森幸路	事務所登録 三重県知事 第1-259号 一級建築士 大臣登録 143376号

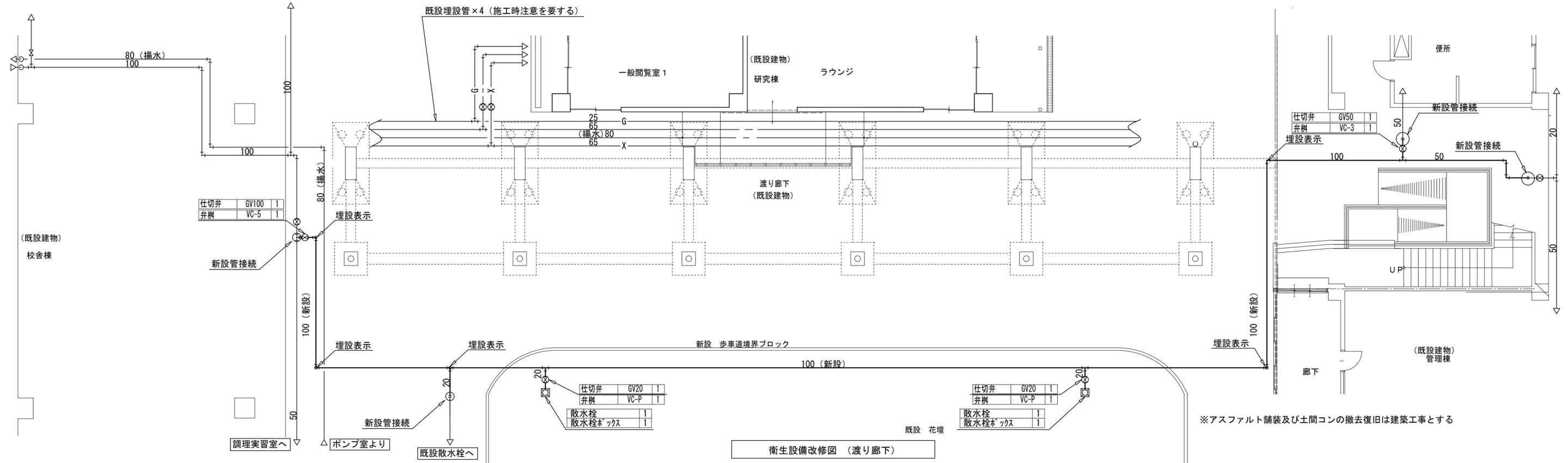
<p>機械設備工事特記仕様書</p> <p>1 工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事</p> <p>2 工事場所 津市 一身田中野 地内</p> <p>3 建築概要</p> <p>4 適用基準 消法令の適用 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成28年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 ■印のついたものを適用する。</p> <p>5 一般事項 工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に入念かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり、取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおり施工することで将来不具合が発生しうると判断される場合については、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書と通りの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上り不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。</p> <p>(1) 提出図書 1) 工事書類： ・ 施工計画書 ・ 打合せ録 ・ 施工要領書 ・ 機器使用願 ・ 機器明細書 ・ 工程表 ・ 施工図等 2) 工事完成図書： ・ 品質確認書類 ・ 工事日報 ・ 工事写真 ・ 安全・訓練実施記録 ・ 完成図（竣工図【製本3（原寸1部、A3（見開き）2部）】・ 施工図【製本1部】） ・ 機器完成図（ファイル等1部） ・ 保守に関する説明書（取扱説明書・保証書） 2部 ・ 機器性能試験成績書 1部 ・ 総合調整測定表（試験結果・測定結果等） 1部 ・ 官公署届出書類控、検査済証 1部 ・ 出来形確認書類 1部 等 ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事写真は當精工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。 ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。</p> <p>(2) 機器及び材料等 工事に使用する機器及び材料等については、予め使用機材届出書（メーカーリスト）、機器明細図、現品、カタログ、その他諸資料を事前に届け出ること。 尚、図面に記載の品番は、参考品番として便宜上メーカー品番を使用しているの、メーカー選定にあたっては、同等品以上の性能を有するものとする。また、国等による環境物品等の調達推進に関する法律（グリーン購入法）を考慮し、再生品などの環境に優しい（環境物品）の調達に努める。 又、重量機器については、機器据付要領・耐震計算書もあわせて提出すること。</p> <p>(3) 官公署等への届出手続 工事に伴う関係官公署への必要な諸手続きは、受注者が遅滞なく行い、これに要する費用も負担する。 1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・ 本工事（・ 建築工事・ 電気設備工事・ 機械設備工事） ・ 防火工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（機械設備図面の作成及び機械設備に関する部分の記入）を行うこと。</p> <p>(4) 品質管理 工事施工に関して、着事前・施工中・施工後の自主検査を実施すること。 チェックリスト等を作成し、管理を行うこと。</p> <p>(5) 出来形管理 以下の項目について、出来形管理の対象として管理を行うこと。 1) 各種機器据付 ・ 耐震強度（設計標準震度、アンカーの種類・サイズ確認・埋め込み深さ） ・ 基礎寸法 ・ 水平、垂直等 2) 配管・ダクト工事 ・ 支持間隔 ・ 振れ止め支持間隔 3) 屋外排水工事 ・ 排水勾配 ・ 樹の深さ 4) 水柱、リモコンスイッチ類の取付高さ</p> <p>(6) 製品確認 発注者、受注者において仕様を決定し、製作するような規格品ではない製品については、試験・検査を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認を行うものとする。 <input type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない</p> <p>(7) 耐震安全性の分類 構造体（ ）類 建築非構造部材（ ）類 建築設備（ ）類</p> <p>(8) 機器の地震力（主要機器） 機器名 地域係数 (1.0) 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ） 地域係数 (1.0) 水槽類 設置階（ ） 設計標準震度Ks（ ）</p> <p>その他監督員が指示するもの 1) 冷媒（フロン類）の回収 <input type="checkbox"/>適用する <input checked="" type="checkbox"/>適用しない 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・ フロン回収行程管理票 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。 パッケージ型空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。</p> <p>(10) 中間技術検査 実施回数（ ）回</p>	<p>(11) 発生材の処理等 1) 引渡しを要するもの（ ） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 2) 特別管理産業廃棄物（ ） 処理方法（ ） 3) 現場内において再利用を図るもの <input type="checkbox"/>発生土 <input type="checkbox"/>その他（ ） 4) 再資源化を図るもの（ <input type="checkbox"/>コンクリート塊 <input type="checkbox"/>アスファルトコンクリート塊 <input type="checkbox"/>建設発生木材 ） 5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。 6) 引渡しを要しないものは、全て横外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。（マテリアル、B2、D票を提示すること。）</p> <p>(12) 電気保安技術者 <input type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない</p> <p>(13) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日 <input type="checkbox"/> 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり <input type="checkbox"/> 指定なし（ ） 2) 施工可能時間帯 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし <input type="checkbox"/> 指定あり（ 時 ～ 時 ）</p> <p>(14) 概成工期 建築物等の使用を想定して給合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし <input type="checkbox"/> 指定あり（平成 年 月 日）</p> <p>(15) 仮設工事 構内既存の施設 <input type="checkbox"/> 建築工事に準じる 1) 便所 <input type="checkbox"/> 利用できる <input checked="" type="checkbox"/> 利用できない 2) 工事用水 <input checked="" type="checkbox"/> 利用できる（有償） <input type="checkbox"/> 利用できる（無償） <input type="checkbox"/> 利用できない 3) 工事用電力 <input checked="" type="checkbox"/> 利用できる（有償） <input type="checkbox"/> 利用できる（無償） <input type="checkbox"/> 利用できない ※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。</p> <p>(16) 足場 1) 内部足場 <input type="checkbox"/> 脚立 <input type="checkbox"/> 足場板 2) 外部足場 <input type="checkbox"/> A種 <input type="checkbox"/> B種 <input type="checkbox"/> C種 <input type="checkbox"/> D種 <input type="checkbox"/> E種 <input type="checkbox"/> F種 3) 防護シート等による養生 <input type="checkbox"/> 適用する <input type="checkbox"/> 適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり設置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。</p> <p>(17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記載の指定資材及び参考見類メーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名：  ) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき認定製品を使用するよう努めること。 (認定製品の品名：  ・ 間伐材工事用バリケード ・ 間伐材工事看板 ・ 間伐材表示板 ( )</p> <p>(18) 建設副産物 延べ面積が500㎡以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に親し込んで監督員に提出すること。 また、工事完了後は「再生資源利用計画書（実施書）」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出すること。 計画書（実施書）の提出とともにJACI Oが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せておこなうこと。</p> <p>(19) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を送付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェスト）の数量の集計）を超えて請求することはできない。</p> <p>(20) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。</p> <p>(21) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上り共、既設にならし復旧すること。</p> <p>(22) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資材等）の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督員に提出すること。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督員に提出しなければならない。</p>	<p>(23) その他 1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。 2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。 3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。</p> <p>6 工事項目 給排水衛生設備工事 <input type="checkbox"/> 屋内給水設備工事 <input type="checkbox"/> 屋内排水設備工事 <input type="checkbox"/> 屋外排水設備工事 <input type="checkbox"/> 屋内排水通気設備工事 <input type="checkbox"/> 衛生器具設備工事 <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備工事 <input type="checkbox"/> 給湯設備工事 <input type="checkbox"/> 屋外ガス設備工事 <input type="checkbox"/> 屋内ガス設備工事 <input type="checkbox"/> 浄化槽設備工事 <input type="checkbox"/> その他</p> <p>空調設備工事 <input type="checkbox"/> 機器設備工事 <input type="checkbox"/> 配管設備工事 <input type="checkbox"/> 換気設備工事</p> <p>7 工事概要 給排水衛生設備工事 (1) 給水設備工事 本工事は図示のごとく工事範囲とし、高置水槽方式により所要の各所に給水する。直圧部の弁類は、水道局規格品JIS 10Kを使用する。 (2) 都市ガス設備工事 耐震補強に伴い、既設配管の撤去新設を行う。</p> <p>8 総合調整 (1) 風量調整 <input type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない (2) 水量調整 <input type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない (3) 室内外空気温度測定 <input type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない (4) 室内外空気湿度測定 <input type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない (5) 室内気流及びじんあいの測定 <input type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない (6) 騒音の測定 <input type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない (7) 飲料水の水质の測定（水道法施工規則第10条による水质検査） <input type="checkbox"/> 適用する <input checked="" type="checkbox"/> 適用しない のうち 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度 について測定を行うこと。 ※遊離残留塩素 については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行うこと。 (8) その他（ ） <input type="checkbox"/> 適用する <input type="checkbox"/> 適用しない</p>	<p>工事細目</p> <p>9 (1) 配管材料</p> <p>■ 給水管 <input type="checkbox"/> 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116（一般：SGP-VB 地中：SGP-VD） <input type="checkbox"/> フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011（一般：SGP-FVA、FVB 地中：SGP-FVD） ※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※ 給水管100はねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合（工場加工）とする。 ■ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742（一般・地中：H1VP） <input type="checkbox"/> 水道配水用ポリエチレン管 JWWA K 144（地中：PE） <input type="checkbox"/> 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 <input type="checkbox"/> 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は、取出し位置の6L面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。</p> <p>□ 雑排水管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M/D継ぎ手を使用（地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） <input type="checkbox"/> 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741（VP・VU） <input type="checkbox"/> 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798（RF-VP） ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 <input type="checkbox"/> 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741（硬質塩化ビニル管VP）又はJIS K 9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP）規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 通気管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） ※ 継ぎ手はドレネジ継ぎ手又は、M/D継ぎ手を使用（地中・コンクリート埋設は防食テープ2重巻き） <input type="checkbox"/> 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741（VP・VU） <input type="checkbox"/> リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798（RF-VP） ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可 <input type="checkbox"/> 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741（硬質塩化ビニル管VP）又はJIS K 9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP）規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 汚水管 <input type="checkbox"/> 排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 042 ※ 同上M/D継ぎ手 JPF MDJ 002 <input type="checkbox"/> 土間・一般：硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741（VP・VU） <input type="checkbox"/> 土間：リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798（RF-VP） ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 <input type="checkbox"/> 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741（硬質塩化ビニル管VP）又はJIS K 9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP）規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 鉛管 <input type="checkbox"/> 排水・通気用鉛管 SHASE-S203</p> <p>□ 給湯管 <input type="checkbox"/> 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140（一般：SGP-HVA 地中：MHTLP 内外面耐熱性硬質塩化ビニリング鋼管） <input type="checkbox"/> 水道用ステンレス鋼鋼管JWWA G 115 <input type="checkbox"/> 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448</p> <p>■ ガス管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） <input type="checkbox"/> 土間：塩化ビニル被覆鋼管（黒） <input type="checkbox"/> ガス用ポリエチレン管 JIS K 6774（地中：PE） ※ 地中埋設鋼管は、取出し位置の6L面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。 ■ ガス事業者の供給規定に準じる</p> <p>□ 消火管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） <input type="checkbox"/> 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管（白）WSP041（SGP-VS） ※ 地中埋設管VSは、取出し位置の6L面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。</p> <p>□ 屋外埋設排水 <input type="checkbox"/> 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741（VP・VU） <input type="checkbox"/> リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798（RF-VP） <input type="checkbox"/> 排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管 AS-58（RE-P-VU） <input type="checkbox"/> リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管 JIS K 9797（RS-VU） ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。 <input type="checkbox"/> コンクリート管 JIS A 5372（プレキャスト鉄筋コンクリート製品）（1瓶水路用遠心力鉄筋コンクリート管）</p> <p>□ 冷温水配管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） <input type="checkbox"/> 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K 140（一般：SGP-HVA）</p> <p>□ 冷却水管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） <input type="checkbox"/> 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWWA K116（一般：SGP-VA、VB） <input type="checkbox"/> フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011（一般：SGP-FVA、FVB）</p> <p>□ ドレン管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管（白） JIS G 3452（SGP-白） <input type="checkbox"/> 硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741（VP・VU） <input type="checkbox"/> リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管 JIS K 9798（RF-VP） ※ 125A以下はVP、150A以上はVUとする。RF-VPは屋外露出不可。 <input type="checkbox"/> 排水・通気用耐火二層管 JIS K 6741（硬質塩化ビニル管VP）又はJIS K 9798（リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管RF-VP）規格品に繊維モルタルで被覆したもので国土交通大臣認定のもの。</p> <p>□ 冷媒管 <input type="checkbox"/> 銅及び銅合金継目無管 硬質、軟質または半硬質 JIS H3300 <input type="checkbox"/> 断熱材被覆鋼管 原管はJIS H3300による。製造者標準品 ただし、保温厚は ガス管 20mm、液管 10mm（液管の呼び径が9.52mm以下の断熱厚さは8mmとしてよい）とする。 ※ 冷媒用鋼管の肉厚は、冷凍保安規則関係基準の規定による。</p> <p>□ 油管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管（黒） JIS G 3452 溶接接合</p> <p>□ 蒸気管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管（黒） JIS G 3452</p> <p>□ プライン管 <input type="checkbox"/> 配管用炭素鋼鋼管（黒） JIS G 3452</p> <p>※ 弁類 排水ポンプ（二次側）、消火ポンプ（二次側）、水道直圧部は 10Kとし、それ以外は5Kとする。 塩化ビニリング鋼管に使用する際は、管端防食コブ付き、又はライニング弁を使用すること。</p>	<p>特記事項</p> <p>工事名称 三重短期大学（渡り廊下）耐震補強その他工事</p> <p>図面名称 機械設備特記仕様書（1）</p> <p>作成年月日</p> <p>縮尺 NS</p> <p>一級建築士事務所 大森建築設計事務所</p> <p>三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 事務所登録 三重県知事 第1-259号</p> <p>管理建築士 大森 幸路 一級建築士 大臣登録 143376号</p> <p>図面番号 M- 1</p>
---	---	---	---	--



× 配管撤去を示す  
 □ 器具撤去を示す



衛生設備撤去図 (渡り廊下)



衛生設備改修図 (渡り廊下)

※アスファルト舗装及び土間コンの撤去復旧は建築工事とする

特記事項	工事名称 三重短期大学 (渡り廊下) 耐震補強その他工事	図面名称 衛生設備撤去・改修図	作成年月日	一級建築士事務所 <b>大森建築設計事務所</b> 三重県津市久居藤ヶ丘町2604-5 管理建築士 大森 幸路	図面番号 <b>M-3</b>
			縮尺 1/100		

